

誰もが暮らしやすく 活力と賑わいあふれる中心市街地
～ 宇都宮らしい愉しさと まちの風格をそなえた街なかへ ～

うつのみや **街なか** 活性化プラン

第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画

平成27年3月

栃木県宇都宮市

誰もが暮らしやすく 活力と賑わいあふれる中心市街地
～ 宇都宮らしい愉しさと まちの風格をそなえた街なかへ ～

うつのみや 街なか 活性化プラン

第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画

平成27年3月

栃木県宇都宮市

本計画は、現時点において
国の認定を受けたものではありません。

目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1]	宇都宮市の概況	1
	(1) 位置及び地勢	1
	(2) 宇都宮市の特性	2
[2]	中心市街地の現状	4
	(1) 既存ストックの状況	4
	(2) 中心市街地の現状に関する統計データ等の把握	9
	(3) 地域住民等のニーズの把握	29
[3]	中心市街地活性化に係るこれまでの取組の経過と評価	38
[4]	第1期計画の実施状況と取組の評価	41
	(1) 計画の概要	41
	(2) 取組の進捗状況	41
	(3) 事業の進捗状況	43
	(4) 数値目標の達成状況と評価	50
	(5) 推進体制について	56
	(6) 第1期計画の総括	57
[5]	中心市街地活性化への課題整理	58
[6]	中心市街地活性化の基本方針	59
	(1) 社会潮流と国の方向性	59
	(2) 中心市街地の位置づけ	60
	(3) 中心市街地における都市機能のあり方	63
	(4) 第2期計画における取組の方向性	66
	(5) 第2期計画の基本方針	67

2. 中心市街地の位置及び区域

[1]	位置	68
[2]	区域	69
[3]	中心市街地要件に適合していることの説明	71

3. 中心市街地の活性化の目標

[1]	中心市街地活性化の目標	80
	(1) 中心市街地の将来像	80
	(2) 中心市街地活性化の目標	81
[2]	中心市街地活性化戦略	83
[3]	計画期間	89
[4]	目標指標の設定	89
	(1) 目標指標設定の考え方	89
	(2) 数値目標の設定	91
	(3) 目標を達成するための施策体系と事業	99

4. 土地区画整理事業，市街地再開発事業，道路，公園，駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	1 0 0
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	1 0 4
6. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	1 0 6
7. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業活性化事業，中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	1 0 8
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	1 1 3
計画期間内に事業化を目指すもの	1 2 1
4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所	1 2 3
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	1 2 4
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	1 2 8
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	1 3 5
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	1 3 8
〔2〕 都市計画手法の活用	1 3 9
〔3〕 都市機能の適正立地，既存ストックの有効活用等	1 3 9
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	1 4 0
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1 4 3
〔2〕 都市計画との調和	1 4 3
〔3〕 その他の事項	1 4 6
12. 計画の推進に向けて	
〔1〕 計画の推進体制	1 4 7
〔2〕 計画の進行管理	1 4 7

基本計画の名称 : 第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画

作成主体 : 栃木県宇都宮市

計画期間 : 平成27年4月から平成32年3月まで(5年)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 宇都宮市の概況

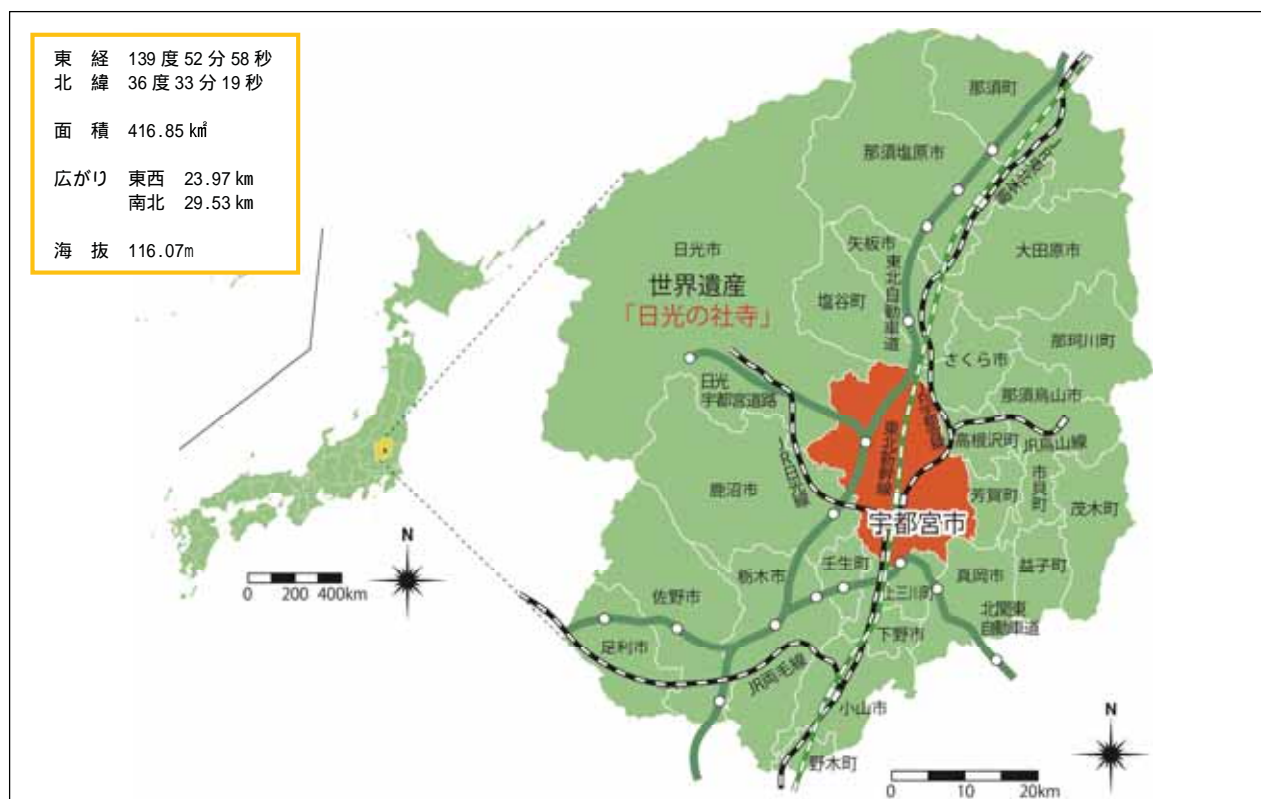
(1) 位置及び地勢

本市は、栃木県のほぼ中央、東京から北に約100kmの距離に位置し、面積は416.84km²で、県土の約6.5%を占めています。

南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道が市内を貫き、東京圏から東北・北海道方面に向かう北東国土軸と、太平洋から関東内陸部や日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中枢拠点となっています。

広大で肥沃な関東平野のほぼ北端に位置し、高台からは南に関東平野の地平線、晴れた日には富士山の雄姿を、また、北西には日光連山を望むことができます。市域の北部には丘陵地帯が連なり、北部から東部にかけては鬼怒川が貫流し、中央には田川が流れる等、豊かで美しい自然に恵まれています。

■宇都宮市の位置



(2) 宇都宮市の特性

交通の要衝

本市は、古くから交通の要衝として発展してきました。近年、東北新幹線や東北自動車道の開通、インターチェンジ(以下、「IC」という。)の設置や、宇都宮ICへのアクセスを向上させる宇都宮北道路の整備などにより、移動手段や高速交通網が充実し、他の地域との時間的距離が縮まっています。

さらに、平成22年度に全線開通した北関東自動車道により、群馬県・茨城県への東西ルートが充実したことで、これまで以上に人やモノの交流が活発になり、様々な活動を可能にする一大拠点として飛躍する潜在的な力を備えています。

■交通体系図



整備された道路体系

東北自動車道、国道4号、新国道4号といった南北方向軸と、国道123号(水戸街道)と主要地方道宇都宮・今市線(大谷街道)の東西方向軸を基軸として、国道119号(日光街道)、主要地方道藤原・宇都宮線(田原街道)、県道氏家・宇都宮線(白沢街道)、主要地方道宇都宮・向田線(鬼怒通り)、主要地方道宇都宮・結城線(上三川街道)、主要地方道宇都宮・栃木線(栃木街道)、主要地方道宇都宮・鹿沼線(鹿沼街道)等により、放射状のネットワークが形成されています。

これら放射道路を有機的に接続する環状道路としては、外環状線、内環状線、都心環状線の3環状があり、そのうち、内環状線の多車線化と都心環状線の環状化に向けた整備が進められています。

また、北関東自動車道と新国道4号が宇都宮上三川ICで接続するとともに、宇都宮北道路の開通により外環状線と東北自動車道が接続され、広域交通網としての道路体系が整備されています。

■道路体系図



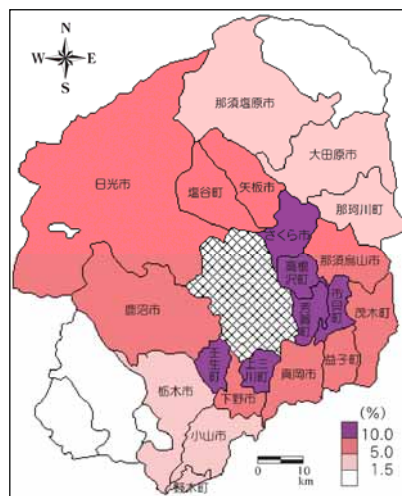
高い求心力

ア．都市圏人口

本市の周辺市町の常住する通勤・通学者のうち、市内への通勤・通学者の割合が 1.5%を超える市町を宇都宮市の都市圏^{注)}とした場合の人口(都市圏人口)は約 168 万人で、栃木県総人口の約 84%を占め、中核市でもトップクラスの都市圏規模を誇っています。

注) 総務省の大都市圏・都市圏設定基準に準拠して集計

■宇都宮市への通勤通学の割合



イ．昼間人口

平成 22 年の昼間人口比率は 104.6% (平成 25 年 3 月 31 日現在, 42 中核市の中で 8 位) となっており, 平成 17 年と比べると, やや低下しているものの, 一定の吸引力を有しています。

■昼間人口の推移

年次	昼間人口	常住人口 (夜間人口)	昼間人口比率 (%)
平成2年	493,101	464,335	106.2%
平成7年	510,076	476,120	107.1%
平成12年	519,879	487,164	106.7%
平成17年	529,965	499,367	106.1%
平成22年	535,317	511,739	104.6%

■都市圏人口の順位

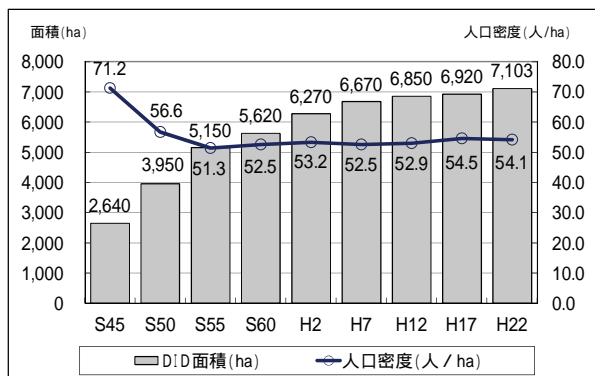
	都市名	人口(A)	都市圏人口(B)	(B) / (A)
1	船橋市	609,040	2,827,576	4.6
2	柏市	404,012	1,810,521	4.5
3	尼崎市	453,748	1,753,831	3.9
4	宇都宮市	511,739	1,686,898	3.3
5	豊田市	421,487	1,633,789	3.9

資料) 平成 22 年国勢調査 (旧上河内町・旧河内町を含む)

市街地の肥大化

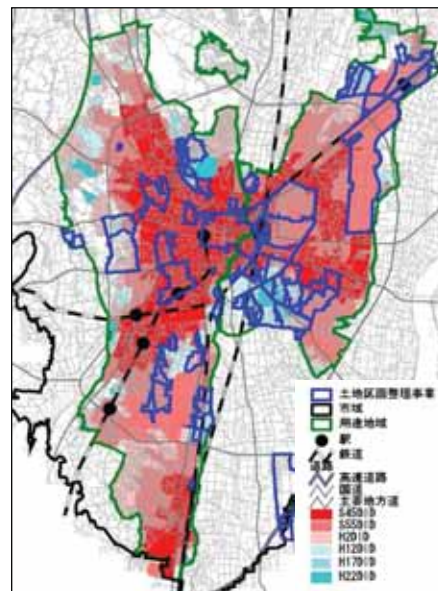
平成 22 年の人口集中地区^{注)} (以下「D I D」という。)面積は 7,103ha であり, 市全体に占める割合は 17% (平成 25 年 3 月 31 日現在, 42 中核市の中で 15 位), 人口密度は 54.1 人/ha (平成 25 年 3 月 31 日現在, 42 中核市の中で 26 位) となっています。D I D面積が昭和 45 年から約 2.7 倍にまで拡大している一方, 人口密度は低下していることから, 市街地の低密度化が進んでいることが分かります。

■D I D面積と人口密度



資料) 平成 22 年国勢調査

■D I D区域の変遷



資料) 平成 22 年国勢調査

注) 人口集中地区とは, 統計データに基づく国勢調査区を基礎単位地区として, 人口密度が 40 人/ha 以上の調査区が隣接して 5,000 人以上を有する地域をさす。

[2] 中心市街地の現状

(1) 既存ストックの状況

中心市街地に蓄積されている地域資源の状況

本市の中心市街地は、丘陵部の緑が楔状に入り込み、2つの河川が貫流する地形的な特徴や、門前町、城下町としての成り立ちなどを背景として、自然資源や歴史・文化資源、まちなみ資源、産業資源、ソフト資源など、本市ならではの多様な地域資源が集積しています。これらの資源は、市民が守り伝え・創造し続けることによって蓄積され、中心市街地の魅力を創り出しています。

自然資源（緑，川，天然記念物等）

中心市街地には、北部の八幡山公園、中心部の宇都宮二荒山神社、南部の宇都宮城址公園などにまとまった緑があります。八幡山公園は、桜やツツジの名所であるとともに、市内を一望できる宇都宮タワーや大型遊具などがあり、市民の憩いの場として長く利用されています。市役所と県庁を結ぶ通りには、市木のイチョウや県木のマロニエ（トチノキ）の並木道、本市の天然記念物に指定されている樹齢約400年の「大いちょう」が、豊かな緑陰を創っています。



■八幡山公園のお花見

また、田川、釜川が中心部を貫流し、まちに潤いを与えています。釜川は中心商店街を流れており、四季を彩る樹木や草花、水に親しむことのできるプロムナード（遊歩道）が整備されています。近年では、川の上に床を敷いて枝垂（しだ）れ桜を鑑賞できる「川床（かわどこ）」の設置をはじめ、光や映像による演出など、河川の持つ緩やかで潤いのある空間性に着目した、新たな憩いの空間づくりが行われています。

歴史・文化資源（名所旧跡，文化史跡，歴史的建築物等）

中心市街地を見下ろし、千年の歴史を持つ宇都宮二荒山神社は、歴史上に名を刻んだ人物が訪れるとともに、多くの祭礼が行われ、暮らしの節目ごとに市民が参拝するなど、古くから人々の心のよりどころとなってきました。宇都宮二荒山神社の門前であるバンバを中心に人々が集まる門前町がおこり、江戸時代には宇都宮城の城下町として、日光東照宮の社参などの人々の往来により、まちは繁盛（はんじょう）していました。また、昭和中期までは、この表参道に「バンバの仲見世」が立ち並び、宇都宮の中心地として市民に親しまれてきました。



■宇都宮二荒山神社

先人がつくりあげた中心市街地の歴史や文化は、戦災や災害などにより失われてしまったものもありますが、宇都宮二荒山神社をはじめ、国登録の有形文化財に登録され大谷石造の教会としては日本最大級であるカトリック松が峰教会、土塁や櫓（やぐら）などが復元され往時の姿を取り戻した宇都宮城址公園は、時代を超えて今も市民に親しまれています。

まちなみ資源（散策路，景観，古民家等）

中心市街地は，日光街道と奥州街道が分かれる交通の要所（追分）として繁栄を続けた名残を今もとどめています。旧日光街道（現在の清住通り）沿いには商家が並び，往時を偲ぶことができます。

また，JR宇都宮駅前には醤油や肥料を販売する豪商であった旧篠原家住宅があり，母屋と大谷石蔵は，国の重要文化財に指定され，現在は内部の公開と併せてイベントや展示が行われています。中心市街地には，こうした大谷石蔵や古民家等の歴史的建造物が広く点在するとともに，近年，これらの建物を転用した飲食店などが多数開店し，宇都宮らしい魅力的な景観を創り出しています。



■大谷石蔵を活用した店舗

産業資源（地場産業，地域産品，ブランド等）

中心市街地には，大通り沿道などに大型商業施設や，ホテル，オフィスビルなどが立ち並び，オリオン通りやユニオン通りには賑わいのある商店街が形成されています。近年，もみじ通りや釜川の界隈に若手経営者による飲食店や服飾・雑貨店などが立地し，若者客を中心に新たな賑わいが生まれています。

また，伝統工芸「宮染め（みやぞめ）」や，酒造・味噌醸造などの老舗のものづくりの現場が存在するほか，本市の地域ブランドとして全国的な知名度を誇る「餃子」や，全国でもトップクラスのバーテンダーによる「カクテル」など宇都宮の食を味わう店舗，「ジャズ」の演奏を楽しむ店舗が集積するなど，様々な産業が発展しています。



■カクテルバー

ソフト資源（名物，祭り，イベント等）





中心市街地では，江戸時代より宇都宮二荒山神社の菊水祭に繰り出す屋台（やたい）や山車（だし）が，城下の町ごとにつくられました。多くを戦災により消失してしまいましたが，残された華やかな彫刻屋台や山車は県や市の文化財に指定され，現在も祭りに繰り出しています。平成26年には新石町（しんこくちょう）の「火焰太鼓（かえんだいこ）山車」が復元され，菊水祭で100年ぶりの巡業を果たしました。

また，市民が参加し楽しむことを目的とした「ふるさと宮まつり」や，宇都宮餃子の店を一度に回ることができる「宇都宮餃子祭り」，大通りを通行止めにして自転車が疾走する「ジャパンカップクリテリウム」など，様々なイベントが年間を通じて開催されており，多様な賑わいを創り出しています。



■ジャパンカップクリテリウム

■ 中心市街地で行われる主なイベント

名 称	開催時期	概 要	
うつのみや大道芸フェスティバル	春季	地元の大道芸人たちが企画し、2008年に初めて実現しました。「うつのみやが『笑い』につつまれる」をテーマに、バルーンアート、パントマイム、ジャグリングなど自慢の芸を披露します。	
宇都宮城桜まつり	春季	桜の開花のたよりを心待ちにする時期に、宇都宮で一番初めに桜が見頃を迎える宇都宮城址公園で、春の到来を祝うイベントです。早咲きの河津桜から大山桜まで、長期間桜を楽しむことができます。	
八幡山公園のお花見	春季	約11.8万平方メートルの園内に植えられた約800本のソメイヨシノが一斉に咲き乱れ、毎年大勢の花見客で賑わいます。夜桜がぼんぼりに照らされます。	
宇都宮ジャズブルージング	春季 秋季 冬季	2005年から毎年開催されるジャズライブイベントで、宇都宮ジャズ協会加盟店舗10数店のジャズライブハウスで、夜に2回から3回のジャズライブが同日開催されます。	
田舞祭（堀米の田楽舞 市無形文化財）	春季	豊作を祈る農耕儀礼として平安時代に始まり、鎌倉・室町時代に見せるための芸能に変わり、今では神社の祭礼行事等に組み込まれている、堀米の田楽舞が毎年奉納されている神事です。	
宇都宮カクテルカーニバル	春季	2008年から宇都宮カクテル倶楽部主催で開催するイベントです。加盟店が出店し、ノンアルコールカクテルを含む約45種類のカクテルと、カクテルに合う軽食を販売します。	
宇都宮二荒山神社太々神楽（市無形文化財）	春季 秋季	江戸時代中頃から続いている上演奉納神楽です。江戸系統に属する神田流（浅草の若山に始まる）の流れをくみ、神社では宮比流（みやびりゅう）太々神楽と称しています。	
大祓式（オオハラエシキ）茅の輪くぐり（チノワクグリ）	春季 冬季	人々の罪と穢（けが）れを祓（はら）い清めるために行われる行事で、起源は古く大宝律令制度（701）以来といわれています。6月の大祓の時に「茅の輪くぐり」という珍しい神事が行われます。	
宮壹祭（みやいちさい）	夏季	梅雨空を吹き飛ばそうと市内のみこし愛好会により行われます。主催である市内の「宮壹會」（みやいちかい）をはじめとして県内外から愛好家約400人が集まります。	
天王祭	夏季	宇都宮二荒山神社境内にある須賀神社の7月の例祭で、町内からの子供神輿が市内を練り歩いた後、二荒山神社下之宮に安置された親神輿に対面。元気のいい掛け声とともに、神社の階段を駆け上がります。	
ふるさと宮まつり（とちぎのまつり100選）	夏季	「であいとふれあい」をテーマに、大通りを中心に繰り上げられるイベントです。みこし・パレード・郷土芸能・おどり・お囃子・和太鼓・鳶木遣（とびきや）りはしご乗りなど多彩な催しが宇都宮の夜を飾ります。	

宇都宮カクテルナイト	秋季	2009年に宇都宮カクテル倶楽部発足10周年記念に開催されたカクテルイベント。加盟店が出店し、ノンアルコールカクテルを含むカクテルとカクテルに合う軽食を販売します。	
ジャパンカップクリテリウム	秋季	2010年より開設された自転車レースで、大通りに設定された短い距離の周回コースを走ります。目の前を猛スピードで走る選手たちの姿を何度も観ることができます。	
宇都宮城址まつり	秋季	中心市街地を練り歩く「社参行列」などが行われ、宇都宮城一千年の歴史を伝えるとともに、市民の郷土への愛着や誇りを醸成しようとするエネルギーが感じられるお祭りです。	
菊水祭（とちぎのまつり100選）	秋季	宇都宮二荒山神社の大祭である「秋山祭」の付祭りです。1673年（寛文13）から続いているといわれています。祭りは2日間にわたり、神社を中心として東を下町、西を上町に分け、二荒山神社の祭神である豊城入彦命が鳳輦（ほうれん）に乗り両町を一日ずつ渡御します。	
宇都宮餃子祭り	秋季	1999年から始まったイベントで、「宇都宮餃子会」会員店が出店し、各店自慢の餃子を一皿100円で提供します。市民はもとより、宇都宮の餃子を一度食べてみようという県外から多くの人たちで賑わいます。	
ミヤ・ジャズイン	秋季	「いつでも、どこでもジャズを感じる街」を目指し、宇都宮とジャズを愛する人々の思いで成長してきたジャズフェスティバル。全国から選ばれたアマチュアバンドが最高のパフォーマンスを繰り広げます。	
宇都宮イルミネーション	冬季	シンボルロードやバンバ通り、オリオン通りなどがイルミネーションで華やかに彩られます。オリオンスクエアでは、シャボン玉が光の中に浮かび上がり、幻想的な空間が演出されます。	
冬渡祭・春渡祭（おたりや）（とちぎのまつり100選）	冬季	12月15日と1月15日の年2回行なわれる宇都宮二荒山社の神事で、12月は「冬渡祭」、1月は「春渡祭」と書きます。12月には古いお札やダルマなどの縁起物を焼く行事が行われ、1年の終わりを感ぜさせる祭となっています。	
初市	冬季	身を切るような男体おろし吹く1月11日、上河原通りに露店がズラリと立ち並びます。ダルマ、豆太鼓、黄鮒などの縁起物を買求める人々の熱気で体も温まる宇都宮の新年の風物詩です。	

■市全体の観光入込数・観光客宿泊者数

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
観光客入込数	13,837,335	13,879,095	13,530,783	12,740,502	13,144,500	13,751,400
観光客宿泊者数	1,073,193	1,017,860	1,077,209	1,204,264	1,364,531	1,454,167

資料) 平成25年栃木県観光客入込数・宿泊数 推定調査結果

都市機能関連

主な公共公益施設等の分布状況

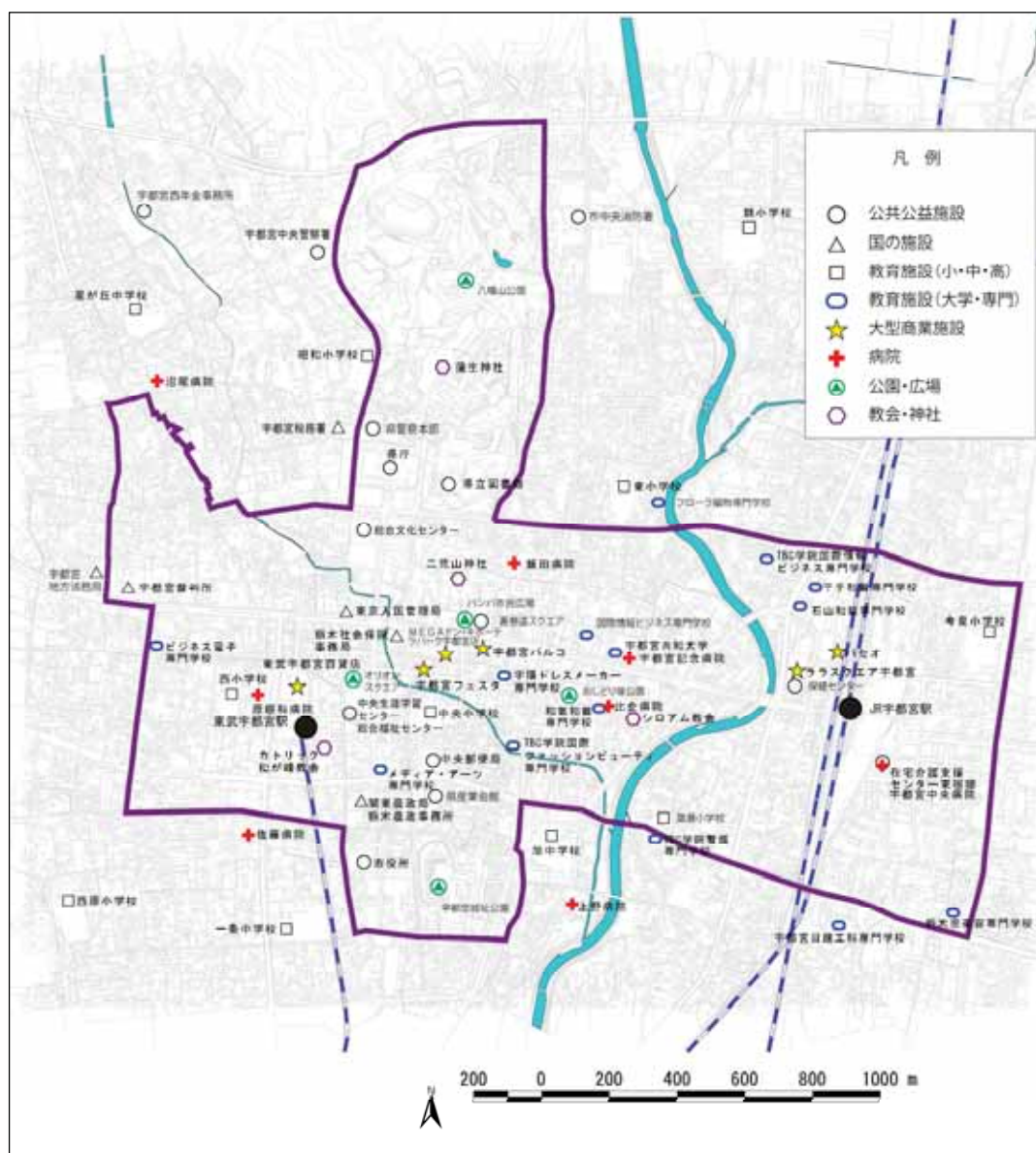
本市の中心市街地には、東北新幹線をはじめ、JR宇都宮線、JR日光線、JR烏山線が乗り入れる広域要衝拠点のJR宇都宮駅に加え、中心市街地に乗り入れる形で位置する東武宇都宮駅が広域から観光客等を集客する本市の貴重な交通機関となっています。

宇都宮二荒山神社や旧篠原家住宅などの歴史・文化資源が数多く存在しているとともに、本市商業の中核を担うオリオン通り等の商店街や東武宇都宮百貨店といった大型商業施設が立地する県内随一の商業集積地であります。

また、栃木県庁（合同庁舎）や宇都宮市役所等の行政機関、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療機関をはじめとした、広域的な利用圏を有する施設が多く立地するとともに、古くから居住地が形成されてきた地区であることから、医療・福祉、保育園・幼稚園、学校など日常生活の利便に供する施設も多く立地しています。

さらには、宇都宮城址公園や、釜川、オリオンスクエア、バンバひろば等、憩いや賑わいの創出に寄与する空間が整備されています。

■施設配置図



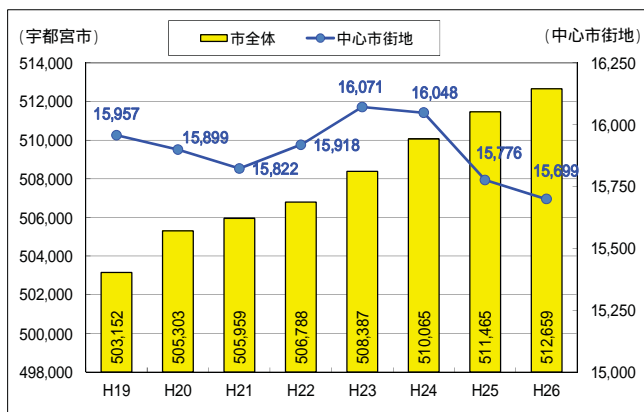
(2) 中心市街地の現状に関する統計データ等の把握 人口等の動向

人口

本市の人口は、平成 19 年に旧上河内町・旧河内町と合併し北関東で初めて 50 万都市になりました。近年は一貫して微増傾向が続いており、平成 19 年に対して平成 26 年の人口は 9,507 人増加しています。

中心市街地では、平成 21 年まで減少で推移していたものが平成 22 年に増加に転じましたが、平成 24 年以降、再び減少となっています。

■ 中心市街地と市全体の人口推移



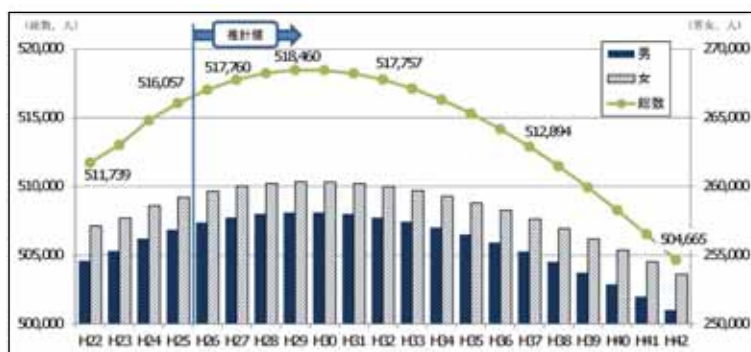
資料) 住民基本台帳 (各年 9 月末現在)

※住民基本台帳法の改正 (平成 24 年 7 月 9 日施行) により、平成 24 年 7 月末から住民基本台帳人口は日本人及び外国人の合計となっている。上のグラフではデータの連続性を確保するため、平成 24 年～26 年は日本人のみの値としている。(以下、住民基本台帳を資料とするものは同様の条件となる。)

宇都宮市の将来推計人口

本市の人口推移を見ると、平成 22 年は 511,739 人でしたが、平成 25 年には 516,057 人となっています。今後は、平成 29 年の 518,460 人をピークとして、平成 32 年まで徐々に減少したのち、加速度的に人口が減少し、平成 42 年には 504,665 人になると見込まれています。

■ 総人口の推移



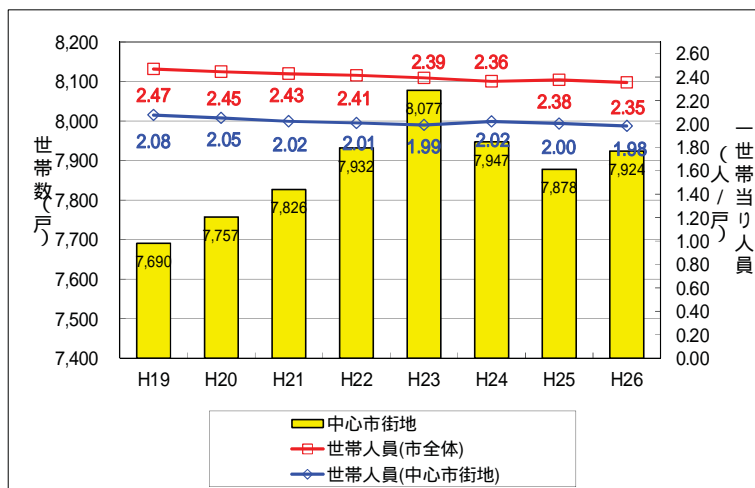
資料) 「宇都宮市の将来人口推計」 (平成 26 年 7 月推計)

世帯数

中心市街地の世帯数の推移を見ると、平成 23 年までは増加しましたが、その後減少し、平成 26 年に再び増加しました。

平成 26 年の中心市街地の一世帯当たり人員は 1.98 人であり、市全体の 2.35 人よりも低い水準にあります。

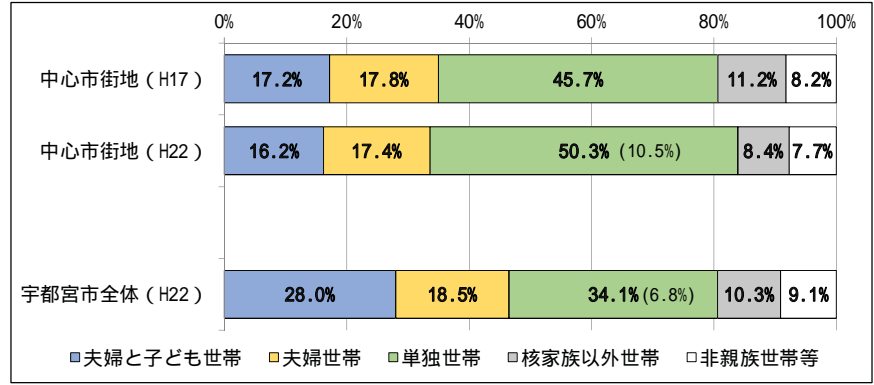
■ 中心市街地の世帯数・一世帯当たり人員の推移



資料) 住民基本台帳 (各年 9 月末現在)

■ 中心市街地と市全体の家族類型別世帯の割合

また、夫婦と子どもから成る世帯の割合は、市全体と比べて中心市街地は10%以上少なくなっています。これに対して、単独世帯の割合は、市全体と比べて中心市街地は10%以上多く、そのうち高齢者の単独世帯の割合は、市全体と比べて3.7%多くなっています。



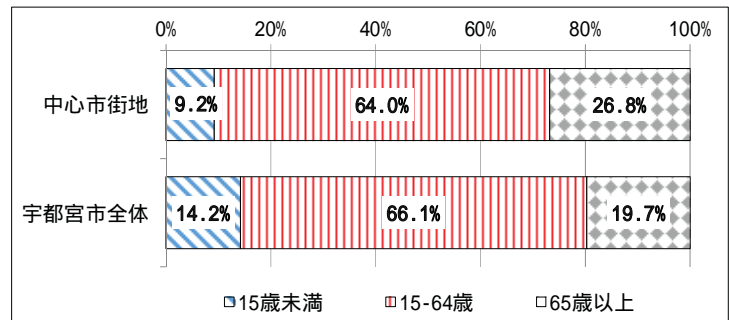
資料) 平成 22 年国勢調査, () 内は単独世帯のうち高齢世帯の割合
※非親族世帯等は非親族世帯, ひとり親世帯など

少子高齢化の状況

中心市街地は、15歳未満人口割合が9.2%、65歳以上人口割合が26.8%であり、市全体と比較して少子高齢化が進んでいます。

本市の高齢化率の将来予測は、平成32年に26.2%となっていますが、既に中心市街地は平成22年時点でその率を上回っています。

■ 中心市街地と市全体の年齢区分別人口の割合



資料) 平成 22 年国勢調査

■ 年齢区分別人口の推移

	実数		推計値				H25→H42 比較	
	H22 (2010)	H25 (2013)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)		
総数	511,739	516,057	517,760	517,757	512,894	504,665	-11,392	
実数	年少人口	72,851	71,430	70,762	66,863	61,831	56,440	-14,990
	生産年齢人口	337,975	331,823	324,771	315,363	309,339	301,923	-29,900
	老年人口	100,913	112,803	122,227	135,531	141,724	146,302	33,499
	65~74歳	54,980	61,339	67,379	69,460	60,651	57,570	-3,769
	75歳以上	45,933	51,465	54,848	66,071	81,073	88,732	37,267
比率	年少人口	14.2%	13.8%	13.7%	12.9%	12.1%	11.2%	-2.7%
	生産年齢人口	66.0%	64.3%	62.7%	60.9%	60.3%	59.8%	-4.5%
	老年人口	19.7%	21.9%	23.6%	26.2%	27.6%	29.0%	7.1%

資料) 「市の将来人口推計」(平成26年7月推計)

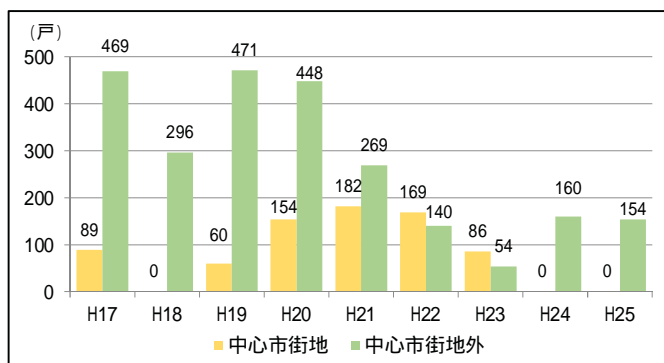
住宅の状況

マンション（5階以上）の建設状況

中心市街地における分譲マンションの供給戸数を見ると、平成20～22年は毎年100戸以上が供給されており、特に平成22年は中心市街地の供給戸数が、中心市街地外を上回っています。

なお、平成24年以降は、中心市街地でマンションが供給されていない状況となっています。

■マンション建設に伴う住宅供給戸数

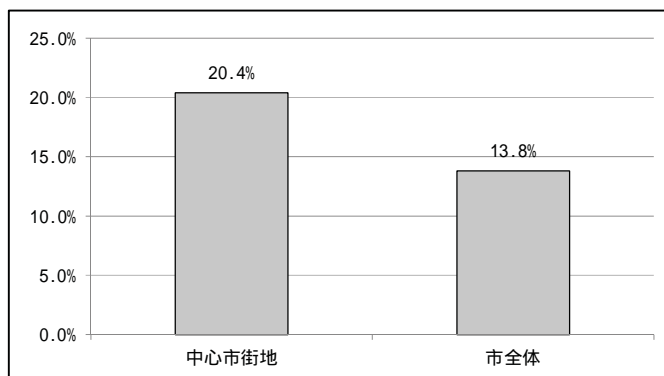


資料) 市資産税課のデータを基に作成

空き家の状況

平成20年の住宅・土地統計によると、中心市街地の空き家率は20.4%となっており、市全体の13.8%と比較して高い水準にあります。

■平成20年の空き家率



資料) 住宅・土地統計

市街地整備等の状況

土地区画整理事業等の実施状況

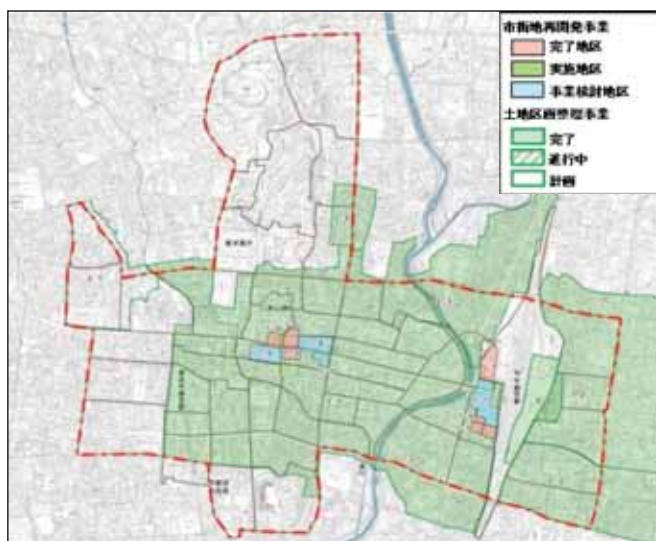
中心市街地のうち、143.7haが戦災復興土地区画整理事業により整備されています。

その後、都市人口の急激な増加等への対応として、今泉及び駅東地区等の土地区画整理事業が実施され、現在、JR宇都宮駅東口地区においては、市有地2.7haの整備に向けた取組を進めています。

小幡・清住地区では、土地区画整理事業にあわせて、都心環状線の整備が完了する予定となっています。

市街地再開発事業は、JR宇都宮駅西口地区の一部や、宇都宮二荒山神社周辺の事業が完了しており、商業、業務、宿泊、

■市街地整備の状況



資料) 「うつのみやの再開発」(平成23年3月)

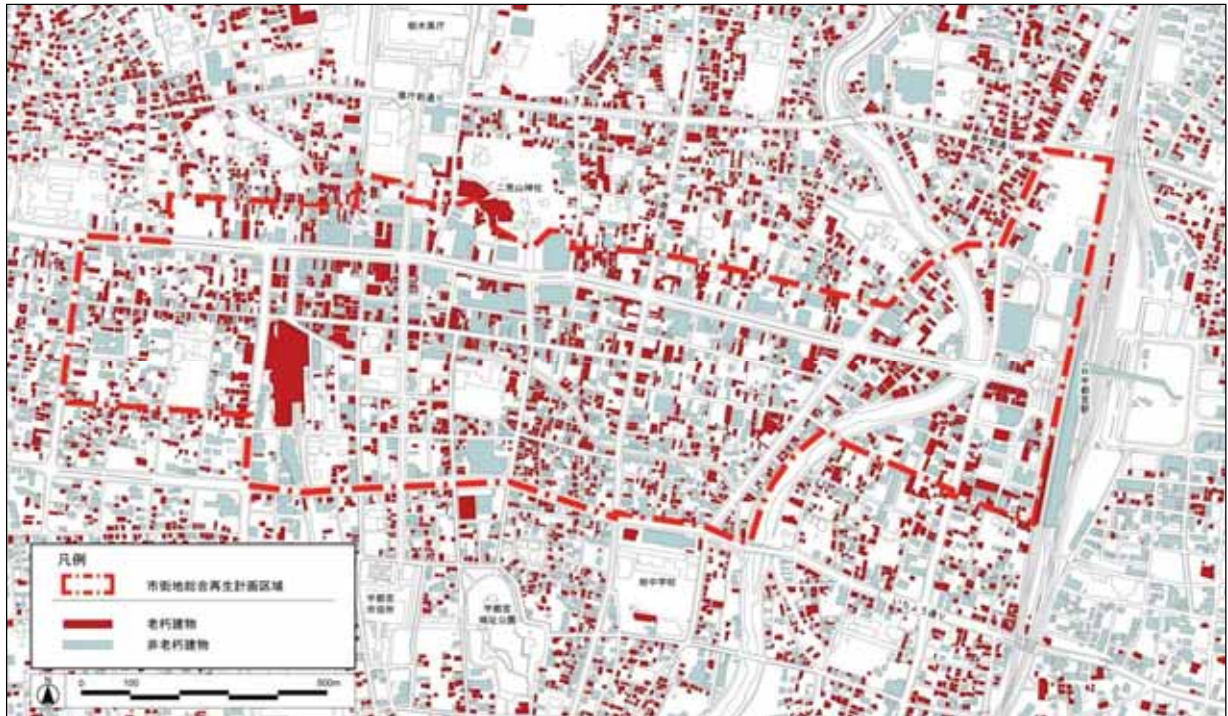
居住機能等の充実が図られています。

<参考> 老朽建築物^{注)}の状況

中心市街地には、老朽建築物が広く点在しており、中央五丁目、日野町通り沿道、オリオン通り沿道、ユニオン通り沿道には、特に老朽化した建築物が密集して立地しています。

注) 老朽建築物の判定は、都市再開発法施行令に定める耐用年数を超える建築物とする。

■市街地総合再生計画区域内の老朽建築物の分布



資料) 「平成 23 年度都市計画図基礎調査」GIS データを基に作成

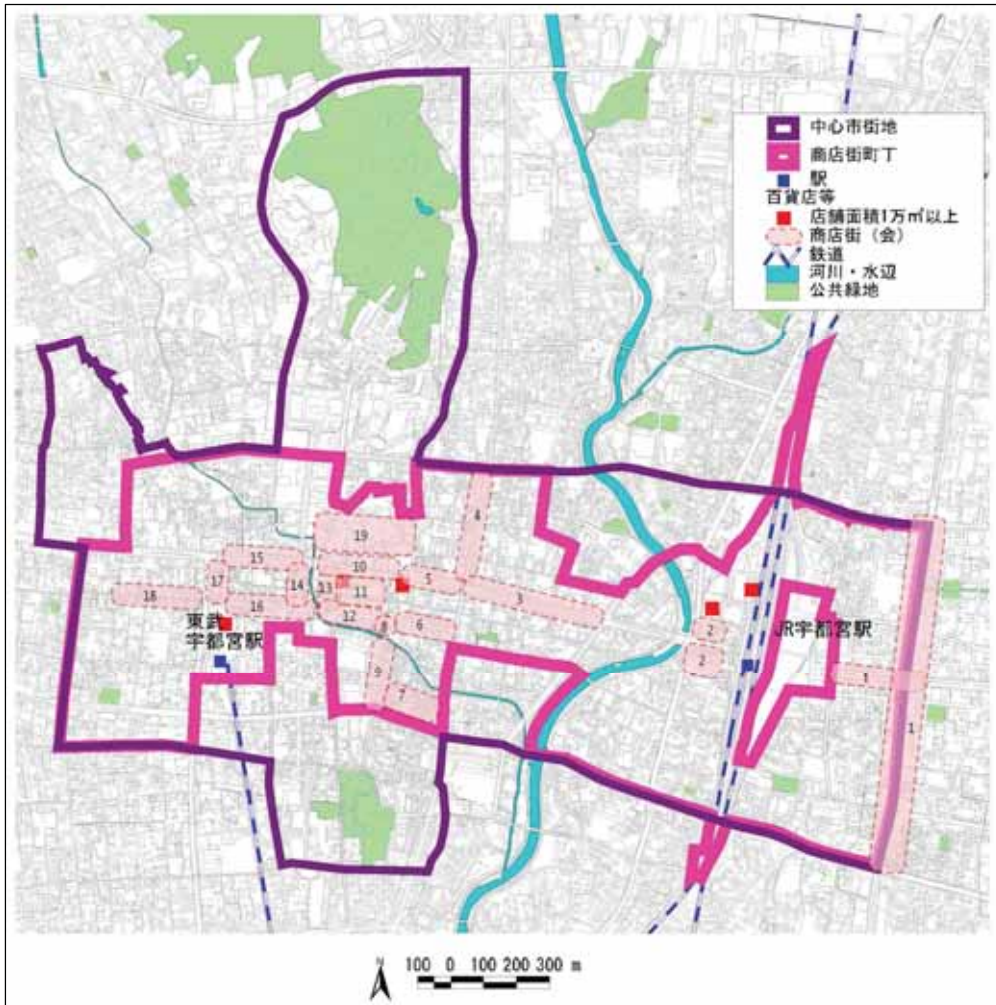
商業・産業等の状況

【商業集積の状況】

中心市街地に立地している店舗面積 10,000 m²以上の大規模小売店舗は、5店舗立地しており、JR宇都宮駅周辺には、ララスクエア宇都宮や宇都宮駅ビルパセオが立地しています。

また、東武宇都宮駅周辺には、東武宇都宮百貨店やパルコ宇都宮店、MEGAドン・キホーテラパーク宇都宮店が立地し、オリオン通りやユニオン通りなどの商店街の集積とあわせて、中心市街地の商業核を形成しています。

■中心市街地における 10,000 m²以上の大規模小売店舗及び商店街の分布



10,000 m ² 以上の大型小売店舗名	店舗面積	業態
東武宇都宮百貨店	35,749 m ²	百貨店
ララスクエア宇都宮	25,898 m ²	SC
MEGAドン・キホーテ ラパーク宇都宮店	19,689 m ²	専門店
パルコ宇都宮店	14,996 m ²	専門店
宇都宮駅ビルパセオ	10,724 m ²	寄合百貨店

資料) 大型小売店舗総覧 2012, 宇都宮商店街連盟 HP を基に作成

No	商店街(会)名
1	宇都宮駅東地区商業会
2	JR宇都宮駅前商店街
3	大工町大通り商店街連盟
4	東通り商店街
5	互運会
6	日野町商店街振興組合
7	いづも通り商店街
8	二荒通り商店街
9	みはし通り商店会
10	馬場町通り商店街
11	馬場南通り会
12	オリオン通り曲師町商業協同組合
13	鉄砲町商店会
14	中央通り商店会
15	池上町商店街
16	宇都宮オリオン通り商店街振興組合
17	東武馬車道通り商店街振興組合
18	宇都宮ユニオン通り商店街振興組合
19	パンバ通り商店街

商業に関する動向

年度	主な動き
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商業地出店等促進事業補助金制度の一部改正^{注1)} ・新星堂カルチェファイブ宇都宮店閉店(9月) ・ABCマート宇都宮店閉店(10月) ・宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」オープン(11月) ・吉野家東武宇都宮駅前店閉店(2月) ・ロッテリア宇都宮オリオン通り店閉店(3月)
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・マクドナルド宇都宮店閉店(4月) ・落合書店オリオン店がララスクエア5階に移転(7月) ・ラパーク長崎屋宇都宮店がMEGAドン・キホーテラパーク宇都宮店に改装(8月) ・宮サイクルステーションオープン(10月) ・クリテリウムレース初開催(10月) ・ホテルアーバングレイス宇都宮オープン(10月) ・TEPCOラ・フォンテが平松本町に移転(11月) ・シティタワー宇都宮竣工(12月) ・東日本大震災(3月)
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心商業地出店等促進補助金制度の一部改正」^{注2)} ・学生による空き店舗活用事業 (星ヶ宮ArtSpace・CommuniTEA・KANMASプロジェクト)(10月～) ・栃木SCアンテナショップ トッキースクエアオープン(3月) ・ホテルアール・メッツ宇都宮がJR宇都宮駅ビルに開業(3月)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下野新聞まちなか支局開局(4月) ・宇都宮市魅力ある商店街等支援事業補助内容の拡充^{注3)} ・宇都宮アート&スポーツ専門学校オリオン通り館開校(4月) ・下野新聞NEWS CAFE開店(旧マクドナルド宇都宮店舗)(6月) ・オリオンACぷらざオープン(7月) ・旧合同タクシービル改修(10月) ・学生による空き店舗活用事業 (星ヶ宮ArtSpace・CommuniTEA・KANMASプロジェクト)(10月～) ・ウエルシアオリオン通り中央店閉店(12月)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心商業地出店等促進補助金制度」の一部改正^{注4)} ・東武宇都宮百貨店がレストラン街を改装(4月) ・学生による空き店舗活用事業終了 (星ヶ宮ArtSpace・ベトナム食堂・KANMASプロジェクト)(～9月)
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心商業地出店等促進補助金制度」の一部改正^{注5)} ・「ガンバルまちなか活性化支援事業補助金」制度開始^{注6)} ・はなむすびオープン(5月) ・JR宇都宮駅が改札前の商業施設を改装(12月)

資料) 平成 25 年度「商店街通行量・来街者実態調査」(市商工振興課・宇都宮商工会議所)を基に作成

※1 オリオン通りへの補助率(30%⇒50%)の増

※2 「[空き店舗対策連絡協議会]での検討結果を踏まえ改正」…家賃補助期間(1年間⇒6ヶ月)、家賃補助額(8千円/坪)、内装改造費要件(商店街コンセプトに合致する業種の上乗せ)の見直し

※3 ベンチ、駐輪ラック設置に対する補助新設

※4 「中心市街地における居住人口の増、周辺環境の変化に対応し、新規出店者の継続的な経営が可能となるよう改正」…対象業種(「教育、学習支援業」「医療、福祉」追加)、家賃補助額(4千円/坪)、家賃補助率(40%⇒50%「大通り(シンボルロード～東京街道)」, 30%⇒40%「東武馬車道通り」「ユニオン通り」)、経営財務診断の拡充(出店時及び6ヶ月後に加え1年後追加、補助率30%⇒40%、上限1万円⇒1万5千円、1回につき)、内装改造費補助(補助率30%⇒家賃にあわせ30%～50%、上限80万円⇒150万円。対象経費を店舗改造に係る内外装工事費全てに拡充)、店舗改装費補助の新設(出店から2～5年以内のリニューアル工事費に対する補助、期間内1回に限る。補助率30%、上限50万円)

※5 家賃補助期間(6ヶ月⇒3ヶ月)

※6 商店街自ら実施する空き店舗を活用したコミュニティ創出事業などを支援するもの

【商業指標の推移】

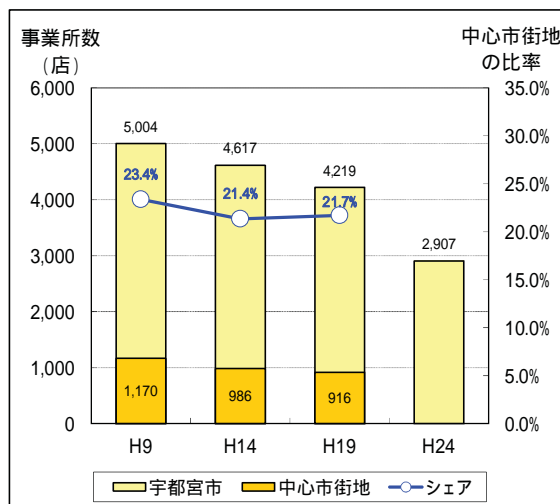
小売業事業所数

市全体の小売業事業所数は、平成9年と比較して平成24年は2,097事業所減少（41.9%減）となっています。

中心市街地の小売業事業所数は、平成9年と比較して平成19年は254事業所減少（21.7%減）となっています。

また、市全体に占める中心市街地のシェアは、平成9年と比較して平成19年は21.7%に低下しています。

■小売業事業所数の推移



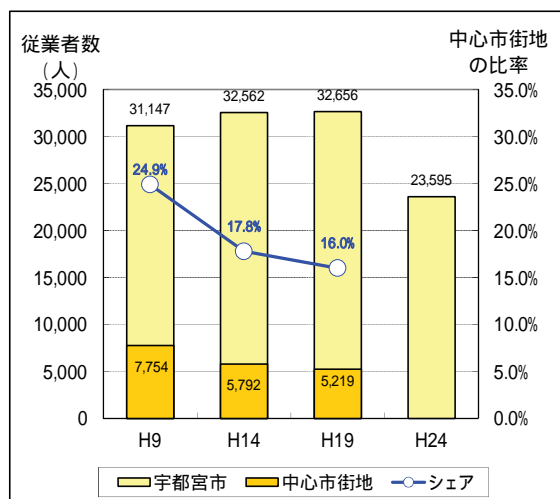
資料) H24は経済センサス、H9～19は商業統計

小売業従業者数

市全体の小売業従業者数は、平成9年から平成19年には1,509人増加（4.8%増加）となったものの、平成24年からは減少に転じ、平成9年と比較して7,552人減少（24.2%減）となっています。

中心市街地の小売業従業者数は、平成9年と比較して平成19年は2,535人減少（32.6%減）となっています。

■小売業従業者数の推移



資料) H24は経済センサス、H9～19は商業統計

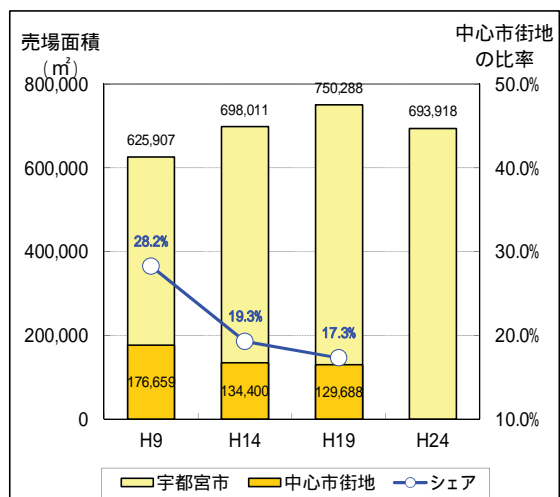
小売業売場面積

市全体の売場面積は、平成9年と比較して平成24年は68,011㎡増加（10.8%増）となっています。

中心市街地の売場面積は、平成9年と比較して平成19年は46,971㎡減少（26.5%減）となっています。

市全体では売場面積が増加している一方で、中心市街地では減少に転じています。

■小売業売場面積の推移



資料) H24は経済センサス、H9～19は商業統計

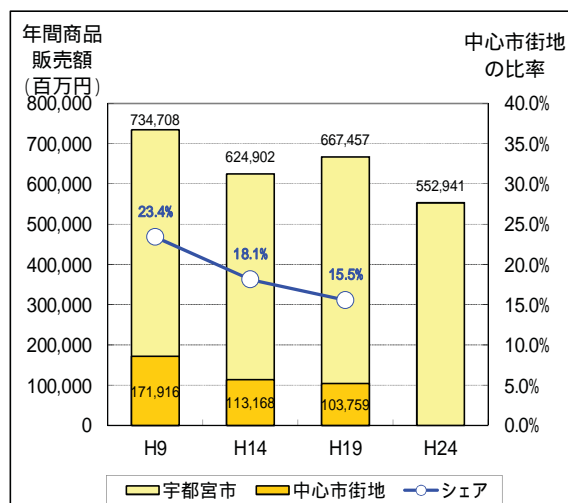
小売業年間商品販売額

市全体の年間商品販売額は、平成9年から平成14年には1,098億円減少（14.9%減）した後、平成19年に増加に転じましたが、平成24年は再び減少し、平成9年と比較して1,818億円減少（24.7%減）となっています。

中心市街地の年間商品販売額は、平成9年と比較して平成19年は681億円減少（39.6%減）となっています。

市全体に占める中心市街地のシェアは、平成9年と比較して平成19年は7.9%低下しています。

■小売業年間商品販売額の推移



資料) H24は経済センサス、H9～19は商業統計

※商業統計調査と経済センサスの取扱いについて

「平成21年商業統計調査」は、「経済センサス」の創設に伴い休止となり、総務省は平成21年に「経済センサス・基礎調査」を実施。この結果を用いて、総務省・経済産業省では、平成24年に「経済センサス・活動調査」を実施し、この活動調査の中で商業に関する調査事項についても把握することとしている。このため、平成9年、14年、19年の商業統計の数値と、平成24年の経済センサスの数値とは、調査方法や集計方法等が異なるため、あくまで参考値としている。

尚、平成26年に「商業統計調査」が実施されており、調査結果は平成27年6月以降、随時公表される予定となっている。

<参考> 周辺市町村との比較

小売業販売額について県内他都市と比較（H24/H19）すると、栃木県全体では16.6%の減少、本市は17.2%減少となっています。

また、本市の小売吸引力^{注)}は、平成19年の1.24から平成24年には1.20に低下していますが、県内では依然として最も高い値を維持しています。

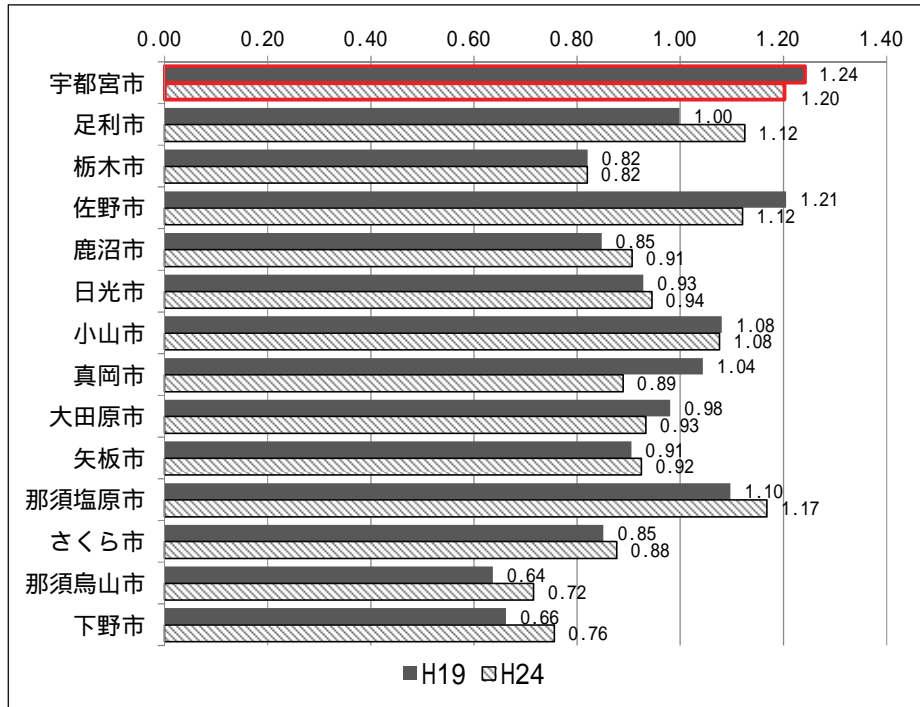
注) 小売吸引力=当該都市の人口1人当たりの小売販売額÷県の人口1人当たりの小売販売額

■小売業年間商品販売額の推移

	H14	H16	H19	H24	H24/H19
宇都宮市	624,902	619,340	667,457	552,941	-17.2%
足利市	171,327	165,816	167,152	153,108	-8.4%
栃木市	139,516	129,782	129,129	105,316	-18.4%
佐野市	125,655	146,255	157,158	120,252	-23.5%
鹿沼市	98,890	94,823	93,175	81,875	-12.1%
日光市	96,548	92,908	90,896	73,795	-18.8%
小山市	193,904	184,428	185,461	158,145	-14.7%
真岡市	94,474	91,814	91,921	64,686	-29.6%
大田原市	71,474	76,375	81,713	64,075	-21.6%
矢板市	37,672	37,135	33,979	28,480	-16.2%
那須塩原市	138,821	142,438	134,162	122,887	-8.4%
さくら市	34,409	33,854	38,087	35,087	-7.9%
那須烏山市	22,145	22,720	20,583	18,081	-12.2%
下野市	41,596	44,670	41,670	40,316	-3.2%
栃木県	2,084,808	2,071,619	2,136,204	1,781,766	-16.6%

資料) H24は経済センサス、H9～19は商業統計

■小売吸引力の推移

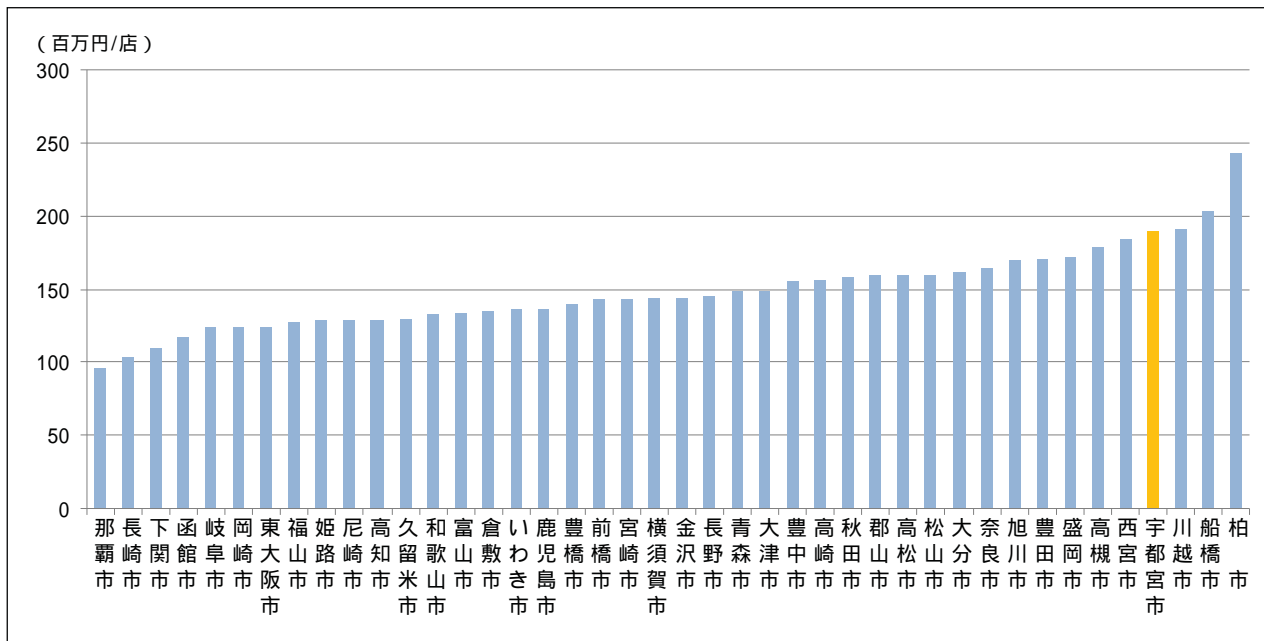


資料) 平成 24 年の小売販売額は経済センサス, 平成 19 年の小売販売額は商業統計,
人口は栃木県人口調査 (各年 10 月 1 日)

<参考> 中核市との比較

1 店舗あたりの小売業販売額について他の中核市と比較すると、本市は 42 都市の中で 4 位となっており、中核市の中では上位に位置しています。

■ 1 店舗あたりの小売販売額



資料) 経済センサス (平成 24 年)

空き店舗^{注)}

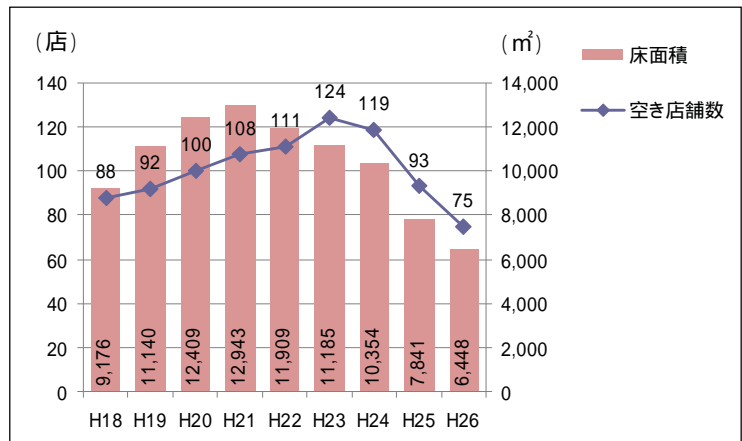
空き店舗数は、近年 100 件前後の高い水準で推移していましたが、平成 24 年からは減少に転じています。また、空き店舗の床面積は年々減少しています。

ただし、空き店舗の平均賃料は、空きの状態であるにもかかわらず、地価の下落傾向に比べて、8,000 円/坪台で高止まりの傾向にあります。

また、空き店舗数も 70 店舗以上あり解消には至っていません。

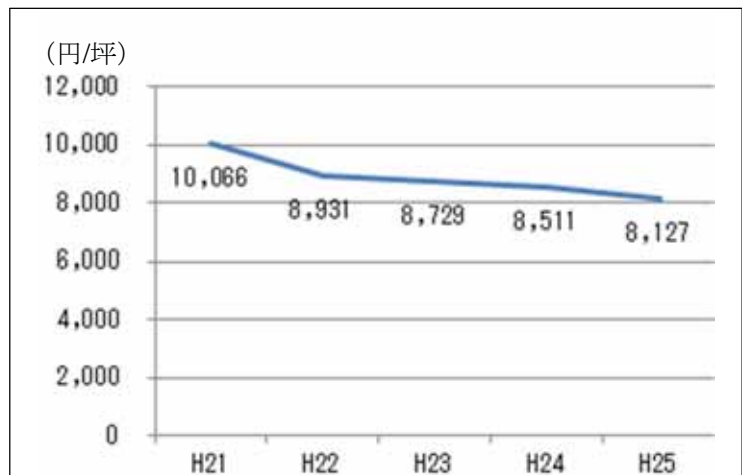
注) 中心商業地出店等促進事業補助対象区域内の店舗で賃貸募集の登録をしている床面積1,000㎡以下の物件に限る。

■空き店舗数・面積の推移



資料) 宇都宮まちづくり推進機構調べ (各年 4 月)

■空き店舗の平均賃料の推移

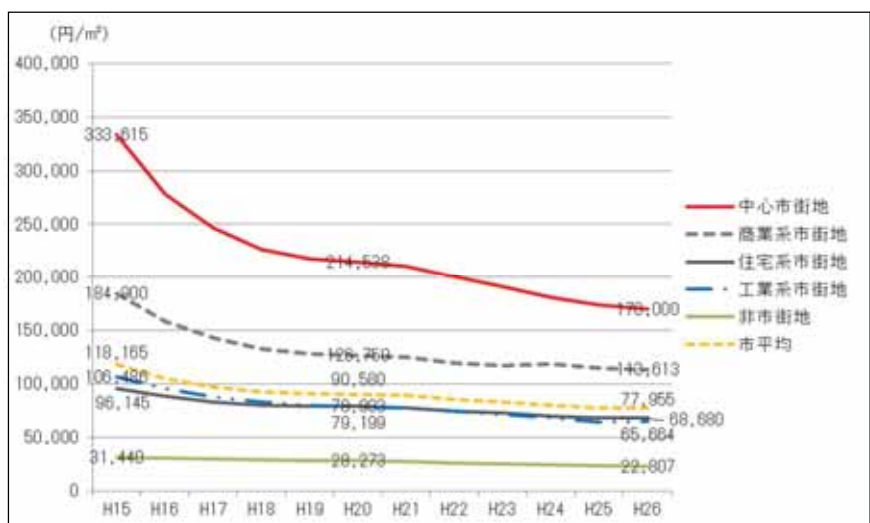


資料) 宇都宮まちづくり推進機構調べ (各年 4 月)

<参考> 地価の状況

市全体の平均地価公示価格は、平成 15 年から平成 26 年にかけて 118,165 円/㎡から 77,955 円/㎡へ緩やかに減少していますが、中心市街地の平均地価公示価格は、平成 15 年と比較して平成 26 年は 333,615 円/㎡から 170,000 円/㎡へと、過去 10 年間ほどで半値近くまで下落しています。

■中心市街地の地価公示価格の推移



資料) 地価公示

【産業指標の推移】

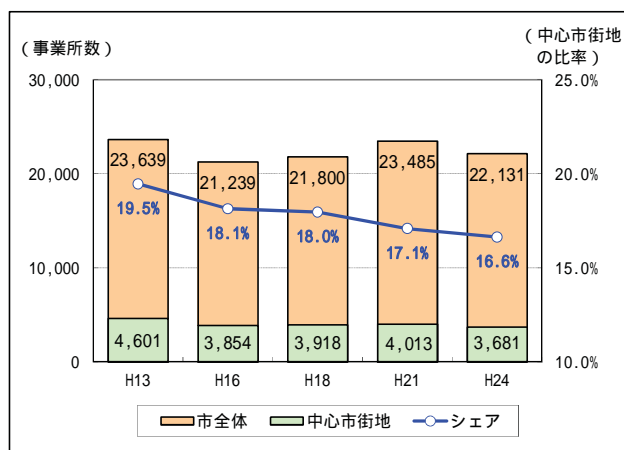
事業所数

市全体の事業所数は、平成 21 年と比較して平成 24 年は 1,354 事業所減少 (5.7%減) となっています。

中心市街地の事業所数は、平成 21 年と比較して平成 24 年は 332 事業所減少 (8.2%減) となっています。

また、市全体に占める中心市街地のシェアは、平成 21 年と比較して平成 24 年は 0.5% 低下しています。

■ 事業所数の推移



資料) H21・H24 は経済センサス、H13～18 は企業・事業所統計 ※官公庁を除く

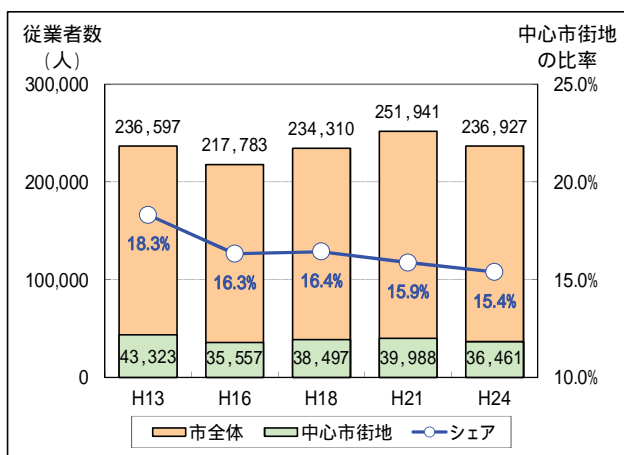
従業者数

市全体の従業者数は、平成 21 年と比較して平成 24 年は 15,014 人減少 (5.9%減) となっています。

中心市街地の従業者数は、平成 21 年と比較して平成 24 年は 3,527 人減少 (8.8%減) となっています。

市全体と中心市街地は同様の動きをしていますが、市全体に占める中心市街地のシェアは、平成 21 年と比較して平成 24 年は 0.5% 低下しています。

■ 従業者数の推移



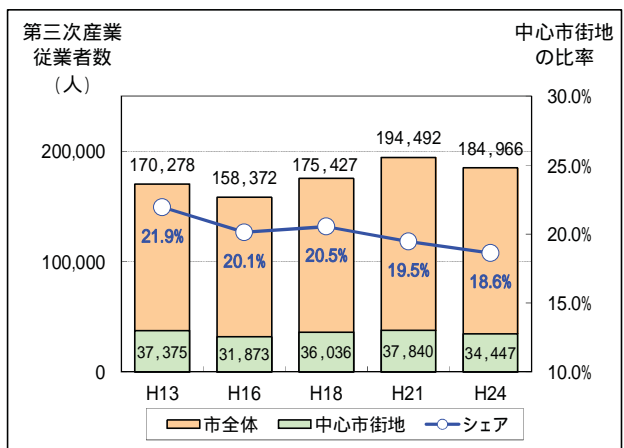
資料) H21・H24 は経済センサス、H13～18 は企業・事業所統計 ※官公庁を除く

第三次産業従業者数

産業区分別に見ると、中心市街地においては、第三次産業が 90%超を占めており、そこに従業する従業者数は、市全体で平成 21 年と比較して平成 24 年は 9,526 人減少 (4.8%減) となっています。

市全体に占める中心市街地のシェアは、平成 21 年と比較して平成 24 年は 0.9%低下しているなど、前述の全従業者のシェアよりも下がり幅がやや大きくなっています。

■ 第三次産業従業者数の推移



資料) H21・H24 は経済センサス、H13～18 は企業・事業所統計 ※官公庁を除く

オフィスビルの空室率^{注)}

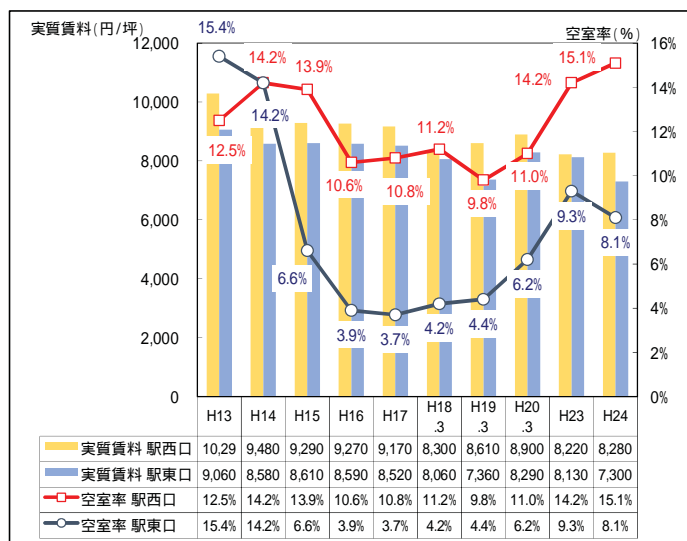
平成 24 年の空室率は、J R 宇都宮駅東口の区域が 8.1%であるのに対し、J R 宇都宮駅西口の区域は 15.1%であり、平成 13 年以降、平成 19 年を除いて 10%以上の高い水準で推移しています。

平均募集賃料では、J R 宇都宮駅東口が 7,300 円/坪であるのに対し、J R 宇都宮駅西口は 8,280 円/坪となっています。

J R 宇都宮駅西口は、空室率が東口よりも高いものの、賃料は高い水準にあります。

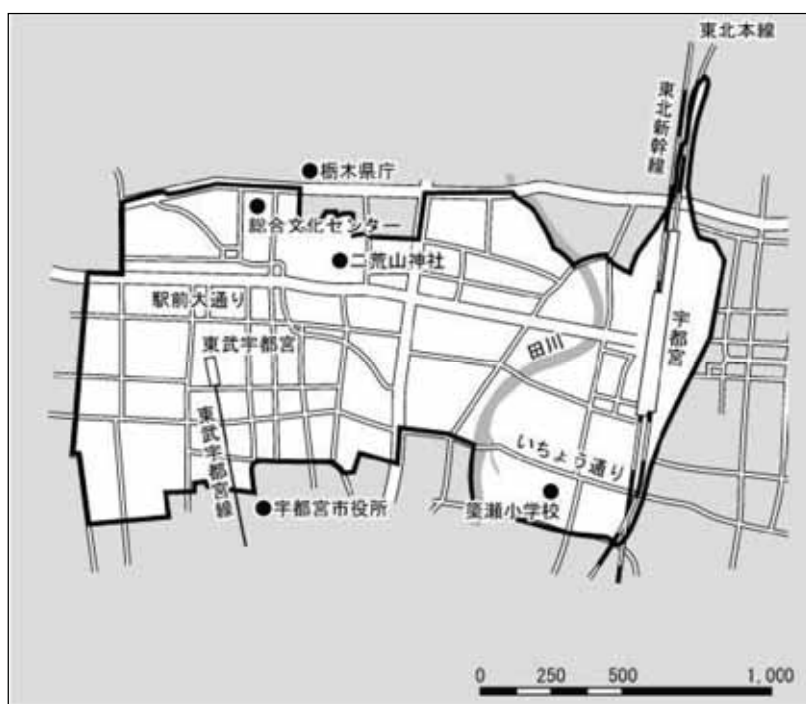
注) 調査対象ビル：主な用途を事務室とし、かつ一般募集された延床面積 500 坪以上の賃貸ビル。調査対象区域には中心市街地以外の区域も含む。

■ オフィスビルの空室率及び実質賃料



資料) CBRE 「不動産白書 2013」

□ 調査対象エリア



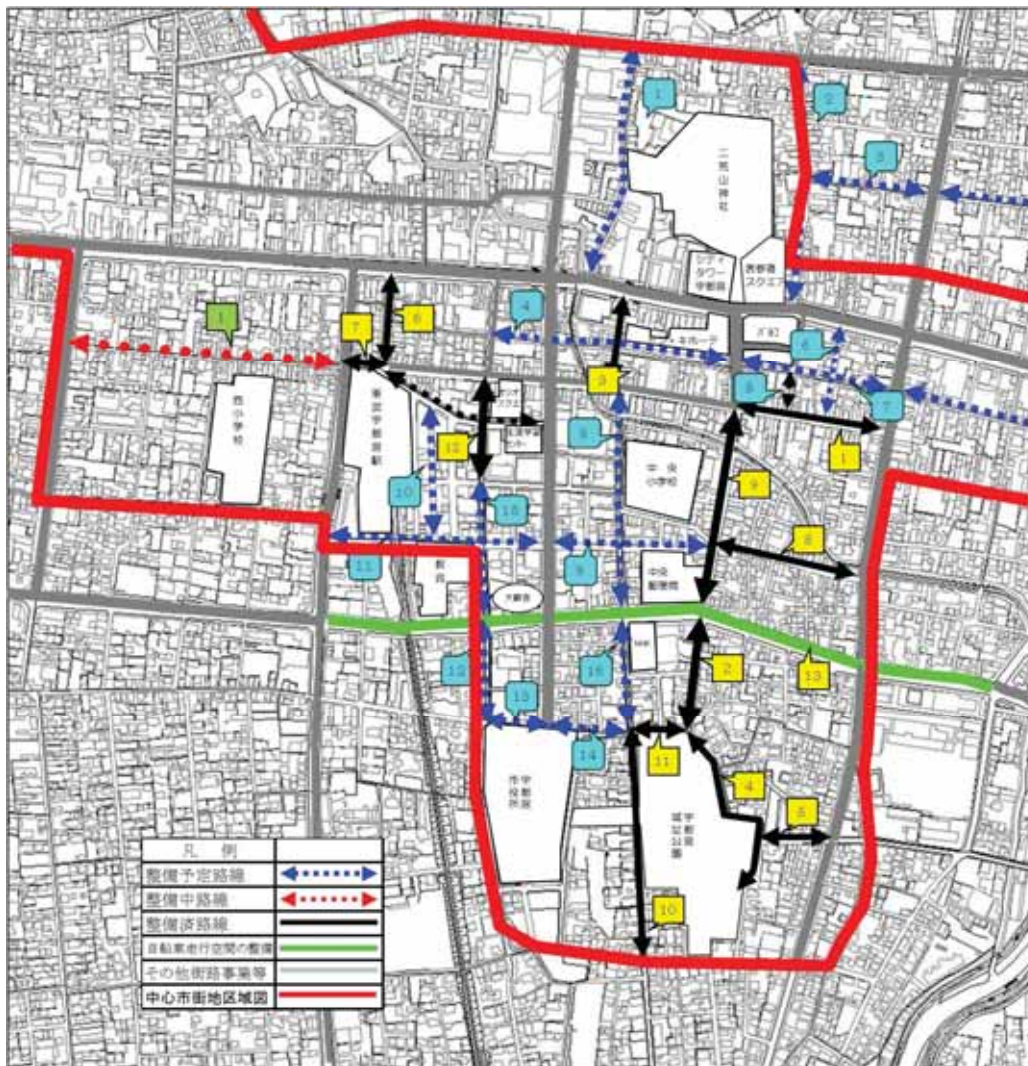
【道路の整備状況】

センターコアにおいては、宇都宮二荒山神社と宇都宮城址公園を結ぶ「歴史軸」や、東武宇都宮駅、市役所といった拠点施設間の都心部道路において、無電中化等道路景観の整備とバリアフリー化がなされ、安全・快適な歩行空間を創出し、回遊性の向上を図っています。

近年は市道2号線の整備が行われたほか、現在は市道3号線（ユニオン通り）の整備に着手しています。

また、市道4号線（いちよう通り）においては、自転車歩行者道の分離による自転車走行空間の整備が完了しました。

■ 中心市街地における道整備状況



整備済路線			
No.	市道番号	愛称名	延長 (m)
1	1136	日野町通り	200
2	6	本丸通り	150
3	1136	鉄砲町通り	120
4	6		270
5	85		90
6	3382	東武馬車道通り	120
7	3	東武駅北通り	50
8	53	いづも通り	200
9	6	御橋通り	215
10	5	本丸西通り	300
11	84	市役所前通り	70
12	2		140
13	4	いちよう通り	700

整備予定路線			
No.	市道番号	愛称名	延長 (m)
1	876	八幡山公園通り	310
2	41	赤門通り	320
3	885		170
4	32		340
5	41		50
6	43		120
7	32		210
8	5		260
9	53		220
10	36		180
11	53	松が峰教会通り	300

整備予定路線			
No.	市道番号	愛称名	延長 (m)
12	2		120
13	84	市役所前通り	80
14	84	市役所前通り	120
15	2		180
16	5	本丸西通り	150

整備中路線			
No.	市道番号	愛称名	延長 (m)
1	3	ユニオン通り	370

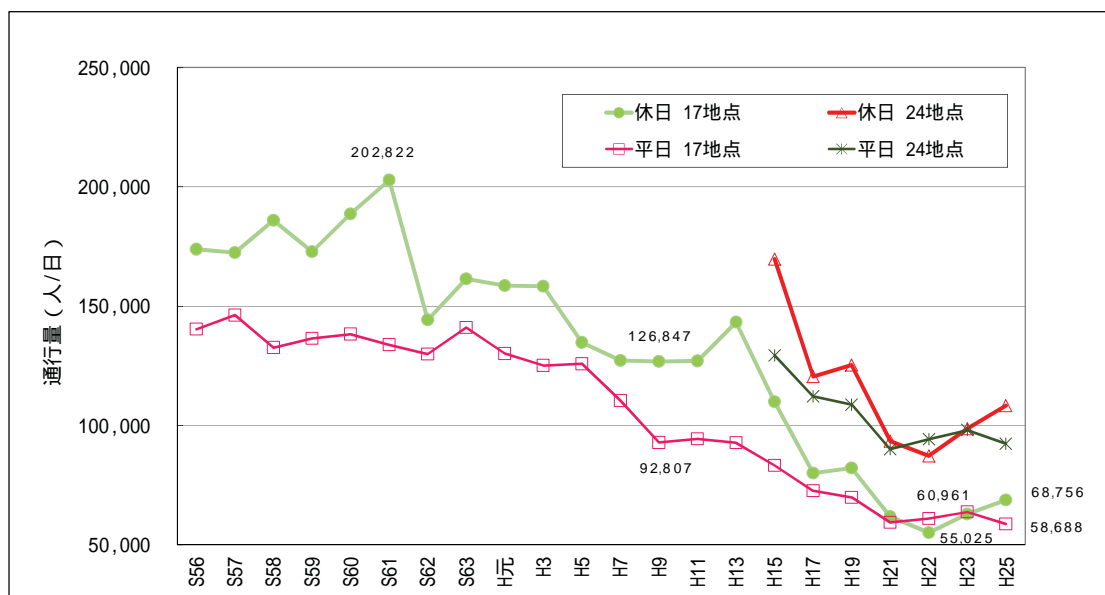
【歩行者流動】

歩行者・自転車通行量

平日の歩行者・自転車通行量（17 地点調査）は、昭和 57 年をピークに平成 5 年頃までは横ばいの状況が続いていましたが、それ以降は減少幅が大きく、6 万人を割り込んでいます。

また、休日の歩行者・自転車通行量（17 地点調査）は、昭和 61 年のピーク時の 202,822 人から、平成 22 年には 55,025 人と約 70%も落ち込み、平日の通行量を下回りましたが、平成 23 年以降は増加に転じるとともに、再び休日が平日を上回りました。

■ 歩行者・自転車通行量の推移



資料) 平成 25 年度「商店街通行量・来街者実態調査」(市商工振興課・宇都宮商工会議所)

※24 地点:平成 15 年度から観測継続

17 地点:昭和 56 年度から観測継続

来街者の居住地

平成 25 年の居住地別の来街者比率は、市内 63%・市外 26%・県外 11%と、平成 21 年度調査と変化が少ないなかで、オリオン通りは、県外からの来街者割合が平成 21 年の 5%から、平成 25 年は 12%に増加しています。

■ 来街者の居住地割合

通り	年度別居住地				平成21年度				平成23年度				平成25年度			
	市内	市外	県外	合計	市内	市外	県外	合計	市内	市外	県外	合計				
大通り	67%	25%	8%	100%	70%	21%	9%	100%	68%	25%	7%	100%				
オリオン通り	66%	29%	5%	100%	64%	27%	9%	100%	59%	29%	12%	100%				
JR宇都宮駅西口	52%	25%	24%	100%	38%	37%	25%	100%	43%	29%	29%	100%				
東武馬車道通り	68%	29%	3%	100%	72%	22%	6%	100%	70%	26%	5%	100%				
ユニオン通り	79%	16%	5%	100%	64%	31%	5%	100%	75%	20%	5%	100%				
合計	67%	25%	8%	100%	63%	27%	10%	100%	63%	26%	11%	100%				

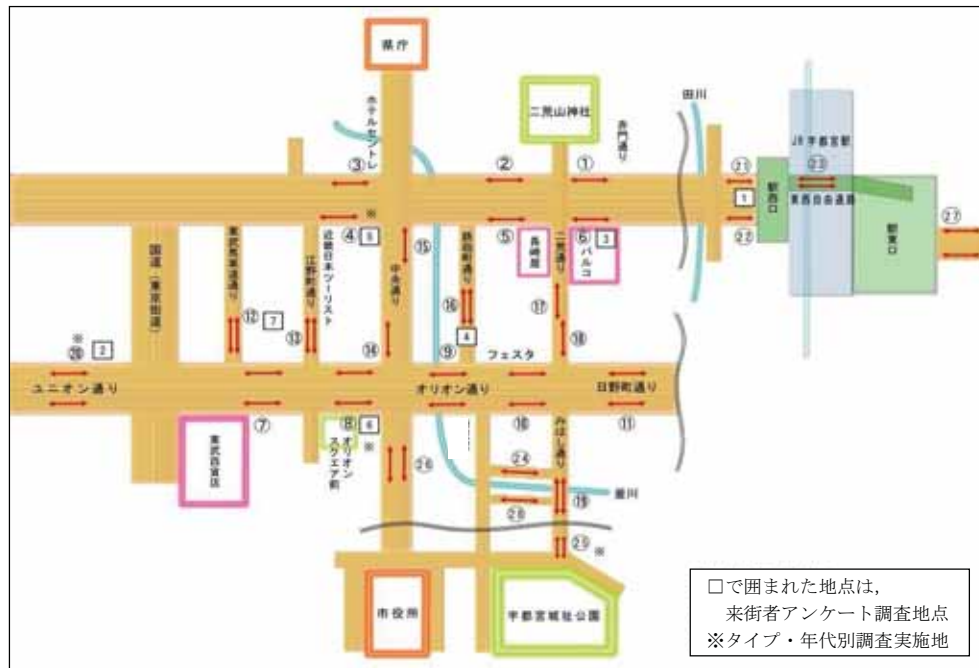
資料) 平成 25 年度「商店街通行量・来街者実態調査」(市商工振興課・宇都宮商工会議所)

地点別歩行者・自転車通行量

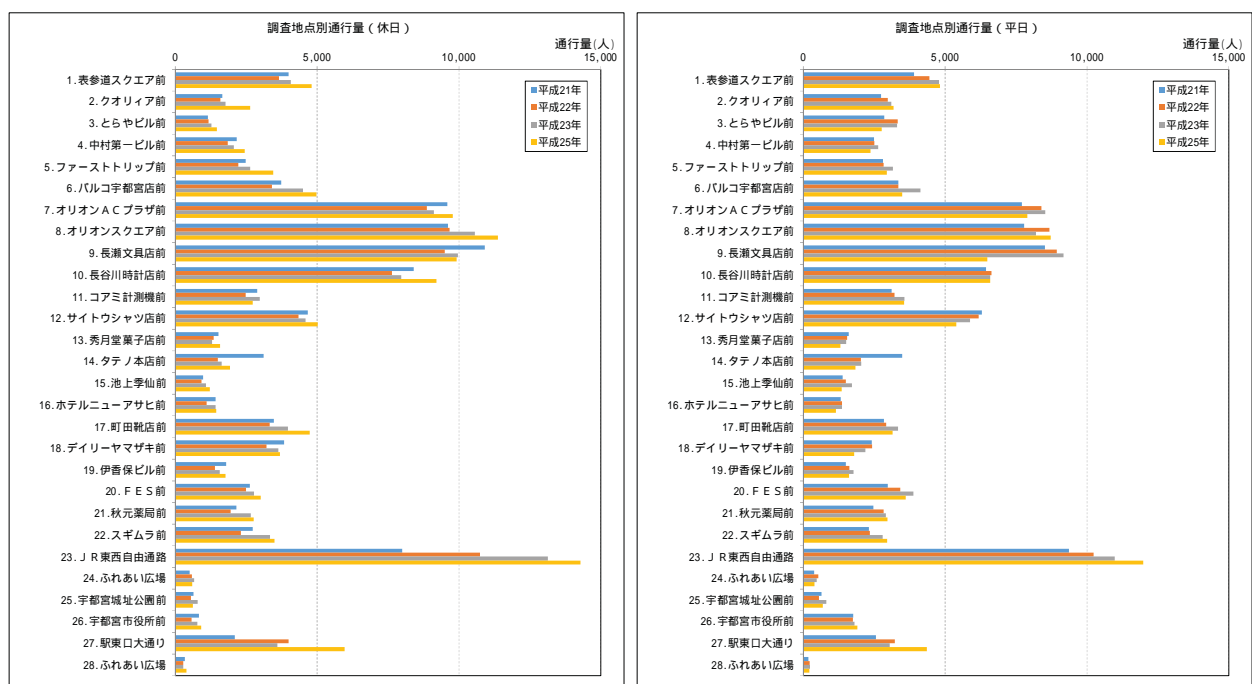
調査地点別にみると、休日・平日ともに、オリオン通りにおける通行量が最も多いのが特徴で、本市の目抜き通りとなっていることがわかります。

しかしながら、通行量はオリオン通り周辺とJR宇都宮駅周辺の2つのエリアに集中しており、周辺のエリアでは少ない状況にあります。

■ 調査地点要図



■ 調査地点別通行量



資料) 宇都宮市・宇都宮商工会議所「商店街通行量・来街者実態調査」(平成 25 年度)

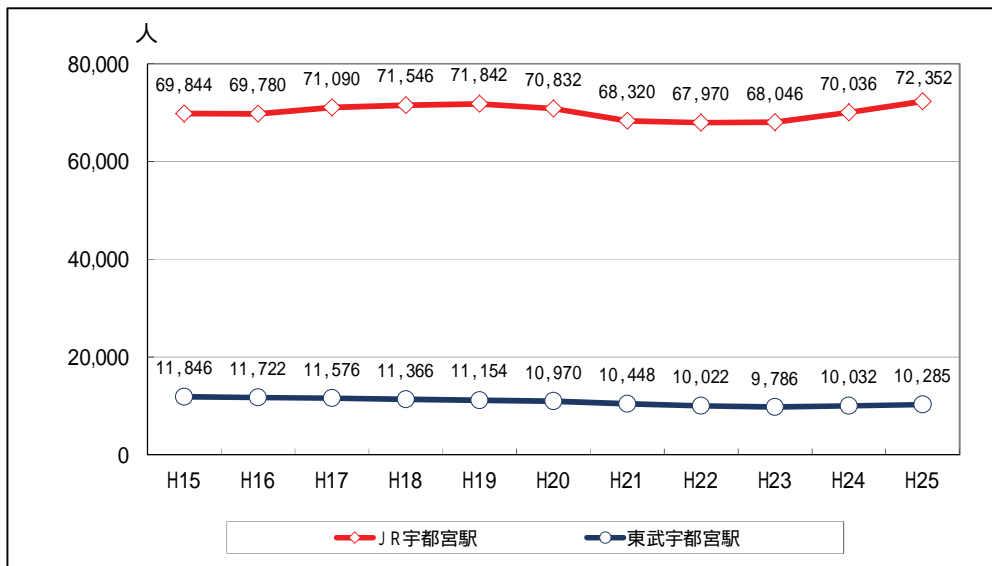
交通等の動向

【鉄道】

鉄道利用者数は、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅ともに近年微増で推移しています。

平成25年度はJR宇都宮駅が72,352人、東武宇都宮駅が10,285人であり、両駅を合わせると約8万人となっています。

■鉄道乗降客数（1日平均）の推移



資料) 市「宇都宮市の交通」(平成26年3月)を基に作成

【路線バス】

路線は、JR宇都宮駅西口を中心に運行されており、大通りには1日2,000本以上のバスが往復しています。

利用者数は平成22年まで減少傾向で推移していましたが、平成23年以降は系統数も増え、増加に転じています。

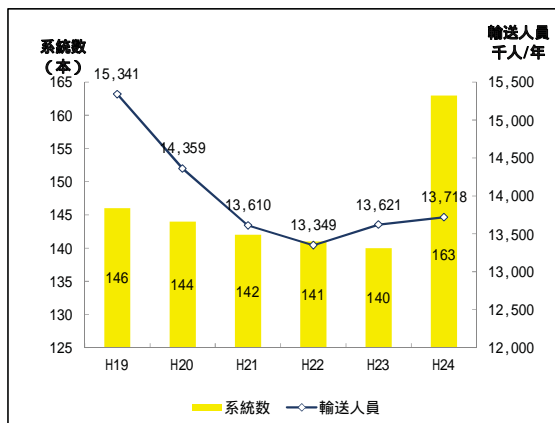
中心市街地を循環する「きぶな号」は、平成16年度に18万人近くまで達しましたが、バス運行本数の減少もあり、約12万人近くまで減少しているものの、下げ止まりの兆しが見られます。

■路線バスの運行状況



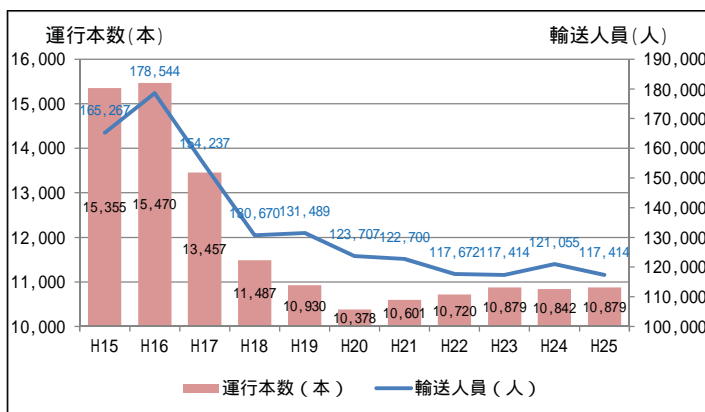
資料) 市「都市計画基礎調査」(平成23年)

■バス系統数・輸送人員数の推移（市全体）



資料) 市「宇都宮市の交通」(平成 26 年 3 月)

■「きぶな」の運行本数・輸送人員の推移



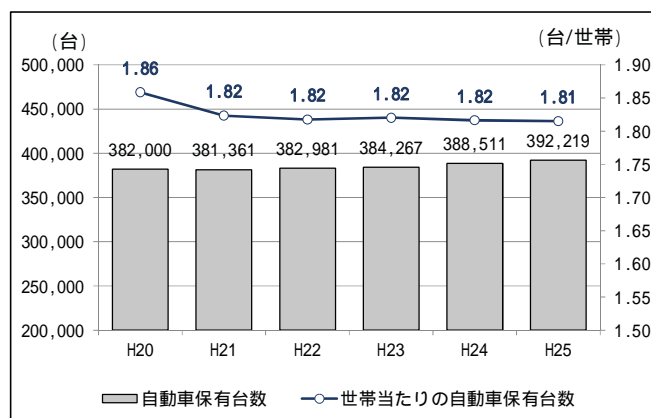
資料) 市「宇都宮市の交通」(平成 26 年 3 月) を基に作成

【自動車】

一世帯当たりの自動車保有台数は近年横ばいとなっていますが、自動車の保有台数の合計は増加傾向で平成 25 年に 39 万台に達し、運転免許保有者の割合も増加しています。

また、都道府県庁所在都市における世帯当たりの年間ガソリン購入量を見ると、平均の 531.3L に対して本市は 694.0L であり、47 都市の中で 7 位と高い水準になっています。

■自動車保有台数の推移



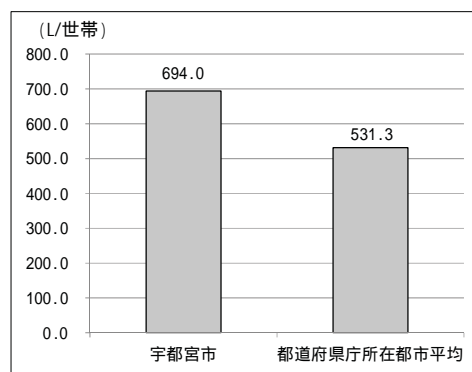
資料) 自動車は、関東運輸局栃木運輸支局「業務要覧」(各年 3 月末)、軽自動車は、市税務課「税務概要」(各年 4 月 1 日)、世帯数は、宇都宮市推計人口 (各年 3 月末)

■運転免許保有者割合

年度	人口 (人)	免許保有者数 (人)	人口に対する割合 (%)
15	450,328	294,208	65.3
16	453,233	298,509	65.9
17	458,250	302,149	65.9
18	460,610	305,510	66.3
19	507,931	340,680	67.1
20	510,087	344,227	67.5
21	510,688	346,050	67.8
22	510,866	347,808	68.1
23	513,562	350,144	68.2
24	515,296	352,858	68.4

資料) 市「宇都宮市の交通」(平成 26 年 3 月)

■世帯当たり年間ガソリン購入量



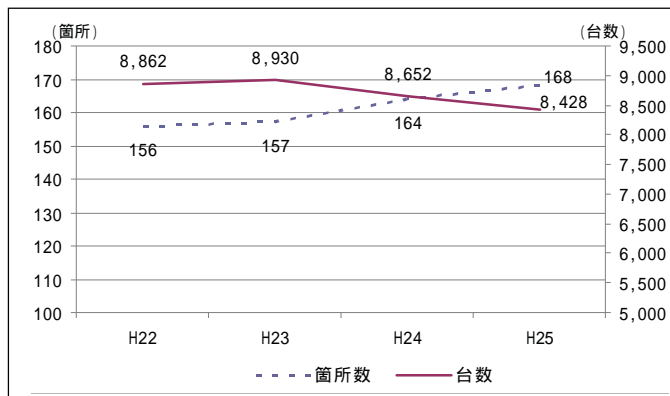
資料) 家計調査年報 (平成 24 年)

【自動車駐車場】

時間貸し駐車場の台数は、平成 22 年から平成 25 年までの間に 434 台減少していますが、駐車場の箇所数は、平成 22 年から平成 25 年までの間に 12 箇所増加しています。

また、駐車場の分布は中心市街地内の中心地区と J R 宇都宮駅周辺地区に集中しており、中心市街地内の市営駐車場の利用状況及び回転率を見ると、相生駐車場と駅西駐車場（無料）は減少、駅西駐車場（有料）は横ばいで推移していますが、中央駐車場では増加しています。

■時間貸し駐車場の箇所数と台数の推移



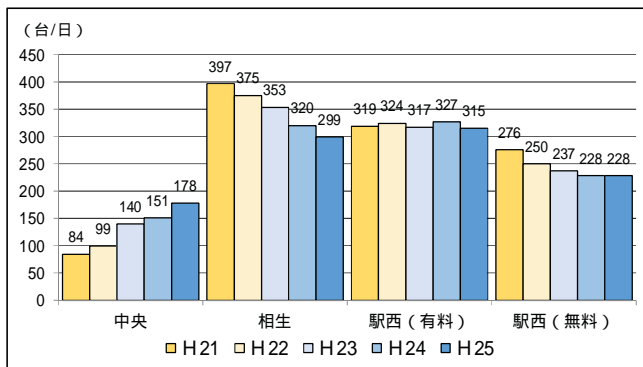
資料) 市道路保全課「宇都宮市街地駐車場マップ」より作成

■時間貸し駐車場の分布

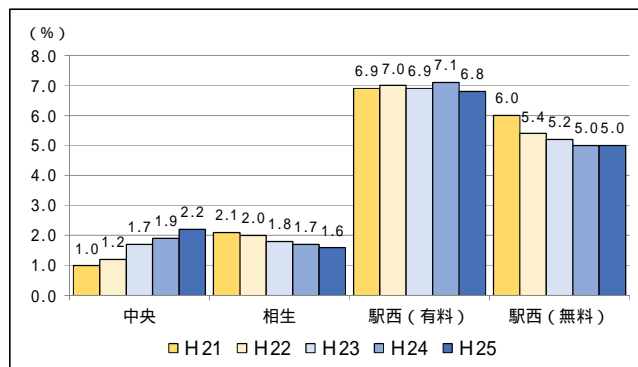


資料) 市道路保全課「宇都宮市街地駐車場マップ」より作成

■市営駐車場の 1 日平均利用台数



■市営駐車場の 1 日平均回転率



資料) 市商工振興課資料

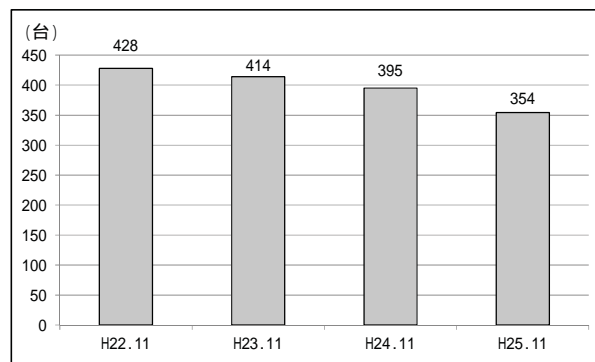
【駐輪場】

自転車の瞬間放置台数^{注)}の推移をみると年々減少する傾向にありますが、依然として約350台となっています。

また、市営駐輪場の利用率は、JR宇都宮駅周辺が100%前後の高い水準にある一方、東武宇都宮駅、中央一丁目、中央小学校北は稼働率が低い状況となっています。

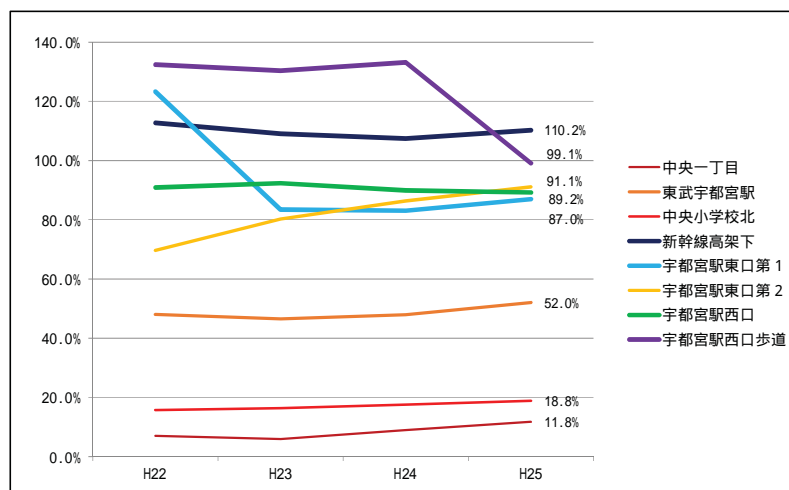
注) 瞬間放置自転車とは、自転車放置禁止区域における調査日の放置自転車の台数のことをいう。

■自転車の瞬間放置台数の推移



資料) 市道路保全課資料

■市営駐輪場の利用率の推移



資料) 市道路保全課資料

【レンタサイクル】

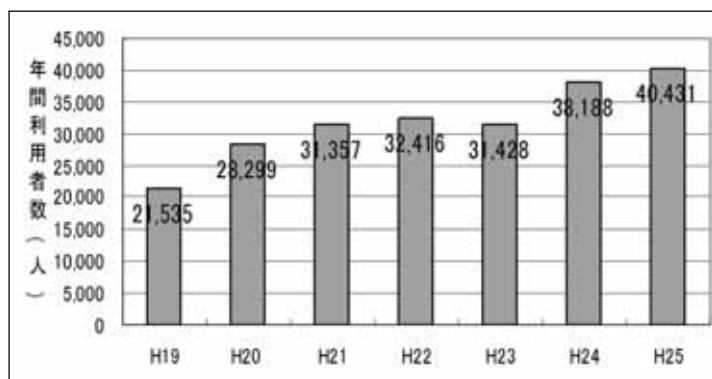
本市では、自転車利用者の利便性の向上を図り、放置自転車の解消及び中心市街地の回遊性向上を目的にレンタサイクルを実施しています。

平成22年10月から、おもてなしレンタサイクルモデル事業^{注)}を実施するとともに、平成23年10からは貸出場所・台数の増設(5箇所145台)や電動アシスト自転車を導入しています。

利用者は、平成25年に4万人を超え、平成22年と比較して8,015人増加しています。

注) 観光やビジネス等による来訪者のレンタサイクルの需要増加に対応するため、市内ホテル6箇所と協力し、宿泊者を対象にレンタサイクルを貸し出すモデル事業

■レンタサイクルの年間利用者の推移



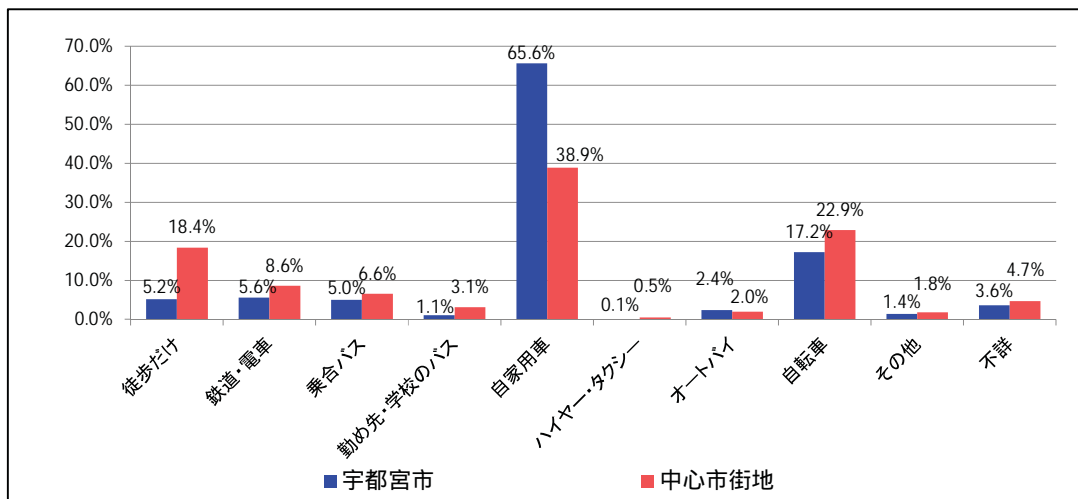
資料) 市交通政策課資料を基に作成

【通勤・通学者の交通手段】

通勤・通学の交通手段を見ると、市全体では徒歩が5.2%、自転車が17.2%、合計で22.4%となっています。

一方、中心市街地の居住者では、徒歩が18.4%、自転車が22.9%、合計で41.3%であり、市全体よりも徒歩・自転車の割合が高い状況にあります。

■通勤・通学の交通手段（平成22年）

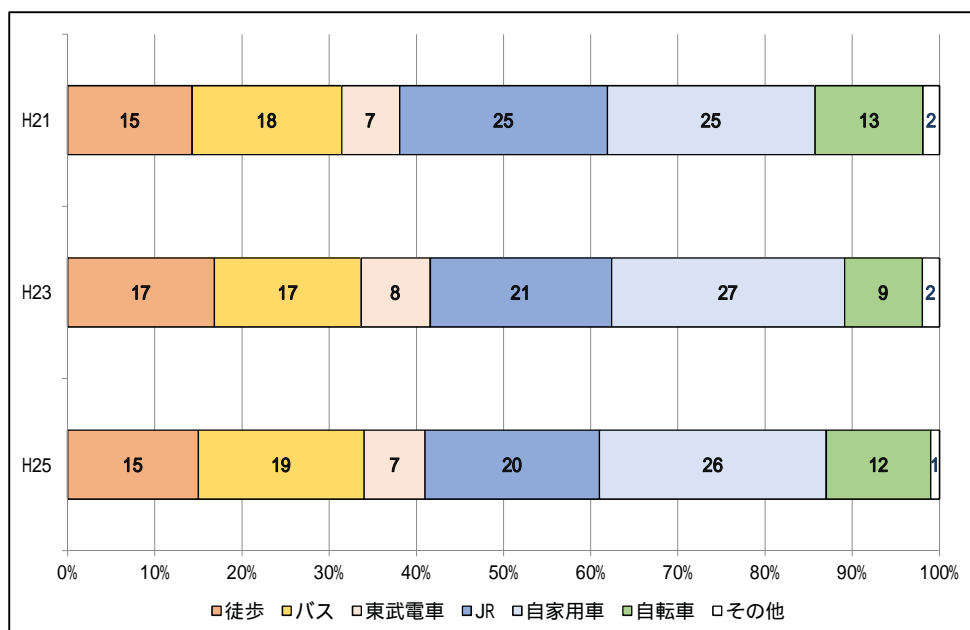


資料) 平成22年国勢調査

【来街者の交通手段】

中心市街地の来街者へのアンケート調査によると、来街者の交通手段は、徒歩が15%、自家用車が26%、バス・鉄道等が46%となっており、公共交通が最も高い割合になっているものの、自家用車は25%前後で推移しており、自動車利用が依然として多い状況にあります。

■中心市街地の来街者の交通手段



資料) 平成25年度「商店街通行量・来街者実態調査」(市商工振興課・宇都宮商工会議所)

(3) 地域住民等のニーズの把握

宇都宮市民を対象とする中心市街地活性化に対するアンケート調査

◎調査概要

調査時期：平成 25 年 12 月 27 日～平成 26 年 1 月 27 日

調査対象者：満 16 歳以上 80 歳未満の市民 4,107 人

抽出方法：住民基本台帳から、10 歳代～70 歳代まで年代ごとに無作為抽出

調査方法：郵送法（回収数 1,825 通 回収率 44.4%）

※第 1 期計画（H20）と第 2 期計画（H25）の結果を比較表示しています。

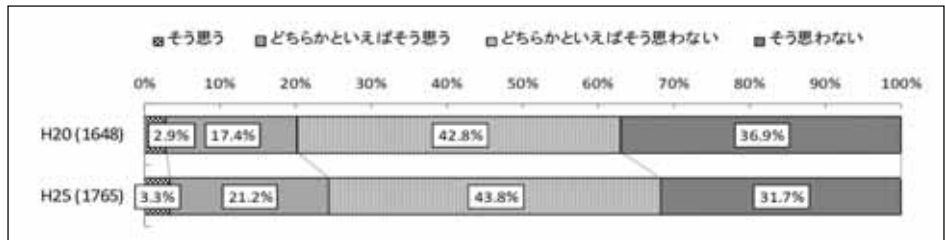
【中心市街地の印象】

印象

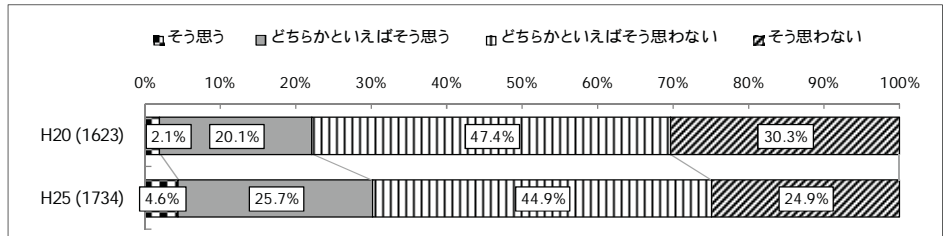
「にぎわっている」、「楽しい」、「行きやすい」、「愛着がある」とそう思う・どちらかといえばそう思う市民は、全て 5 年前と比べて増加し、「愛着がある」と思う割合は過半数を超えました。

一方で、「にぎわっていない」、「楽しくない」、「行きにくい」とそう思う・どちらかというとうそう思う市民全体の割合は、依然として高い状況となっています。

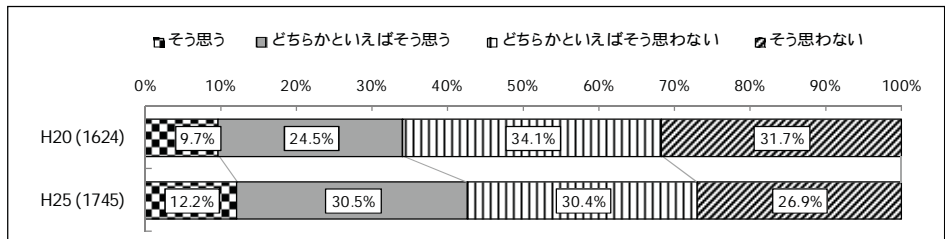
□にぎわっている



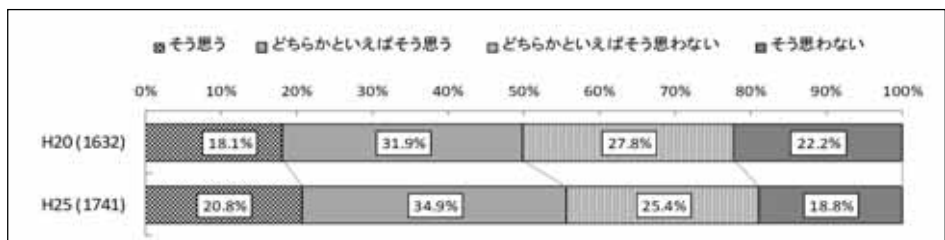
□楽しい



□行きやすい

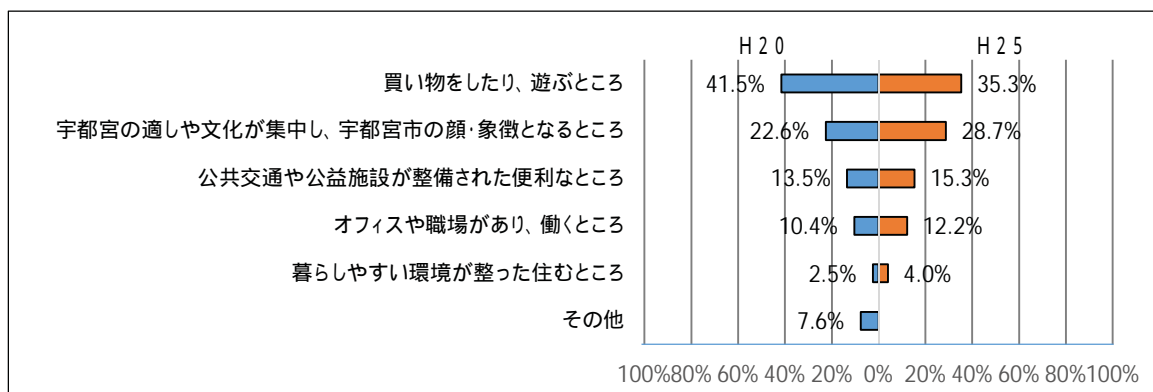


□愛着がある



イメージ

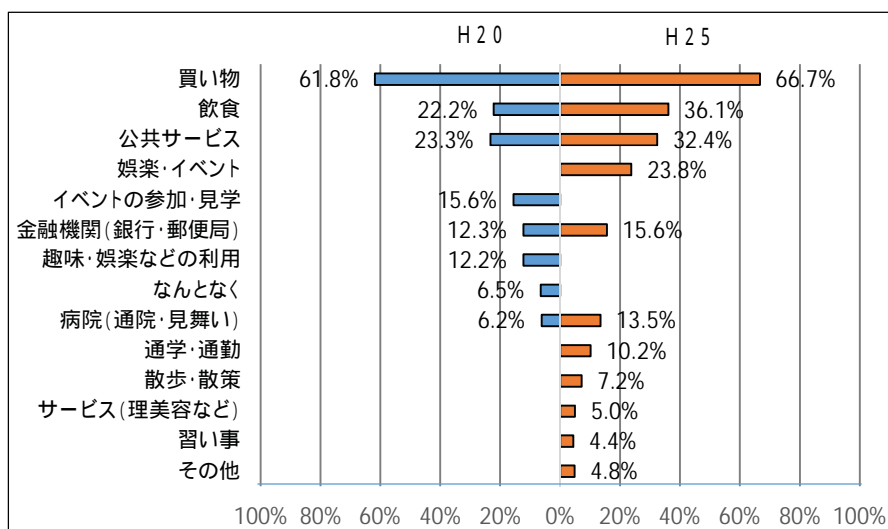
中心市街地は、「買い物をしたり、遊ぶところ」というイメージを持つ市民が多く、若い世代ほど高くなっています。「宇都宮の歴史や文化が集中し、宇都宮市の顔・象徴となるところ」というイメージを持つ市民の割合は、年齢が上がるにつれて高くなっています。



【中心市街地の利用】

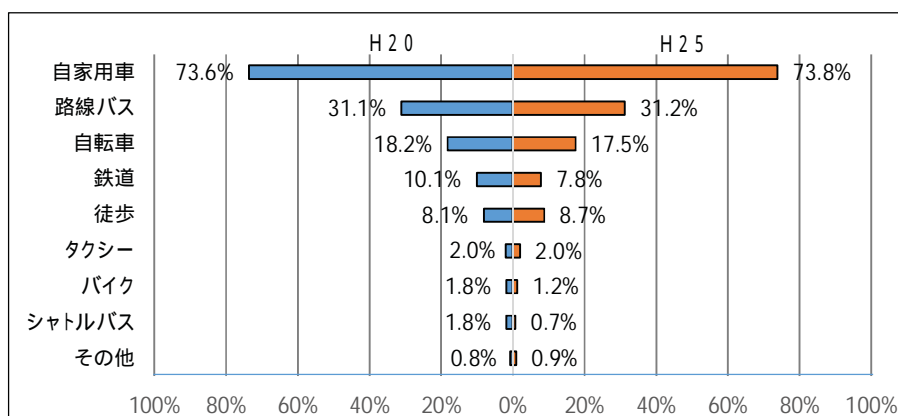
利用目的（複数回答）

「買い物」が過半数を超えており、次いで「飲食」、「公共サービス」となっています。世代別に見ても、全ての世代で「買い物」が最上位となっています。



交通手段（複数回答）

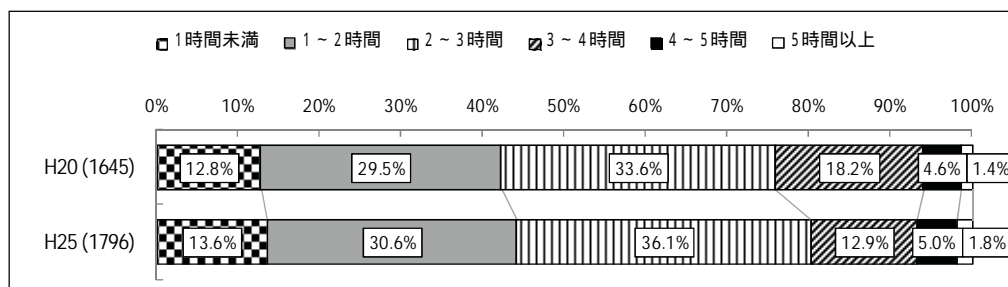
「自家用車」による来訪が7割を超えており、次いで「路線バス」、「自転車」となっています。車に依存した社会であることが伺えます。



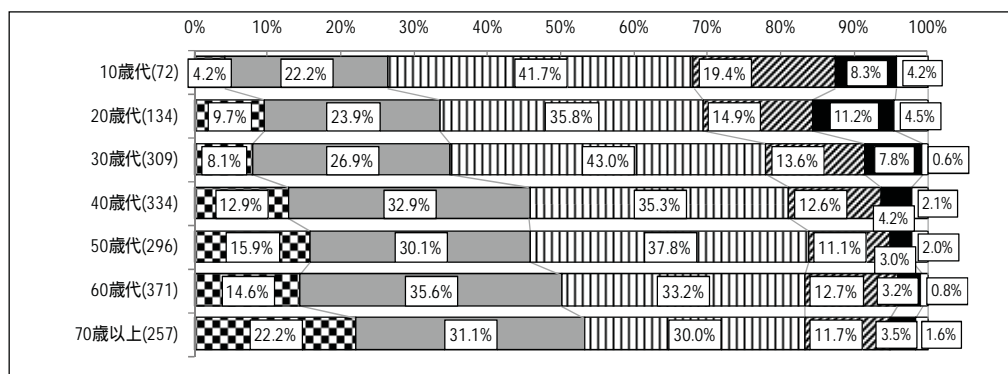
滞在時間

中心市街地における滞在時間は「2～3時間」が多く、世代別に見ると、若い世代ほど長時間利用が多くなっています。

□全体



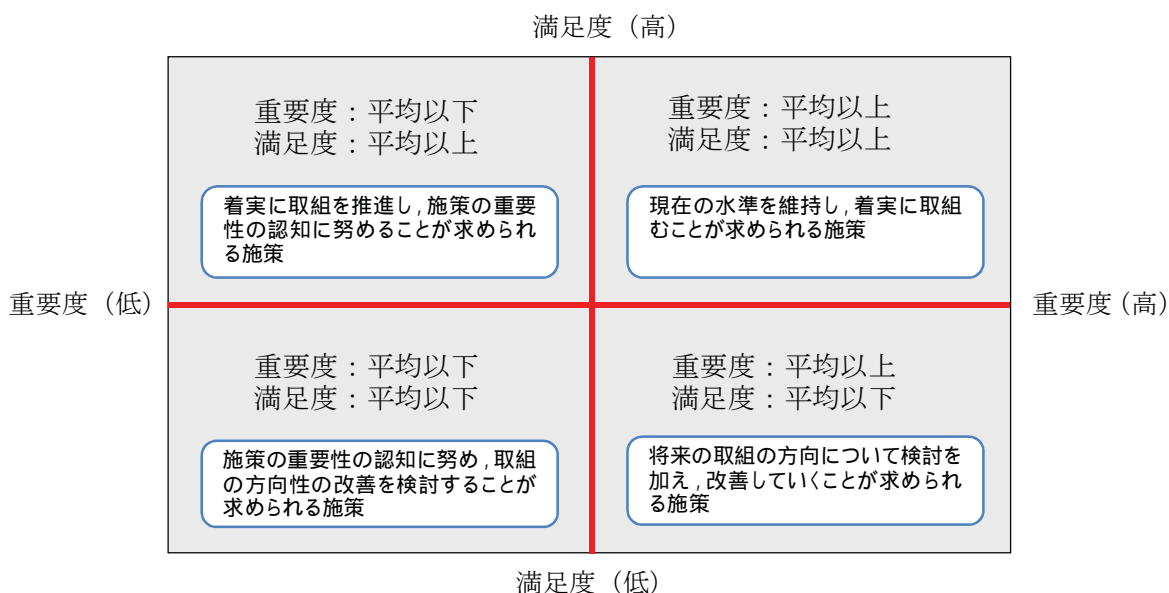
□世代別



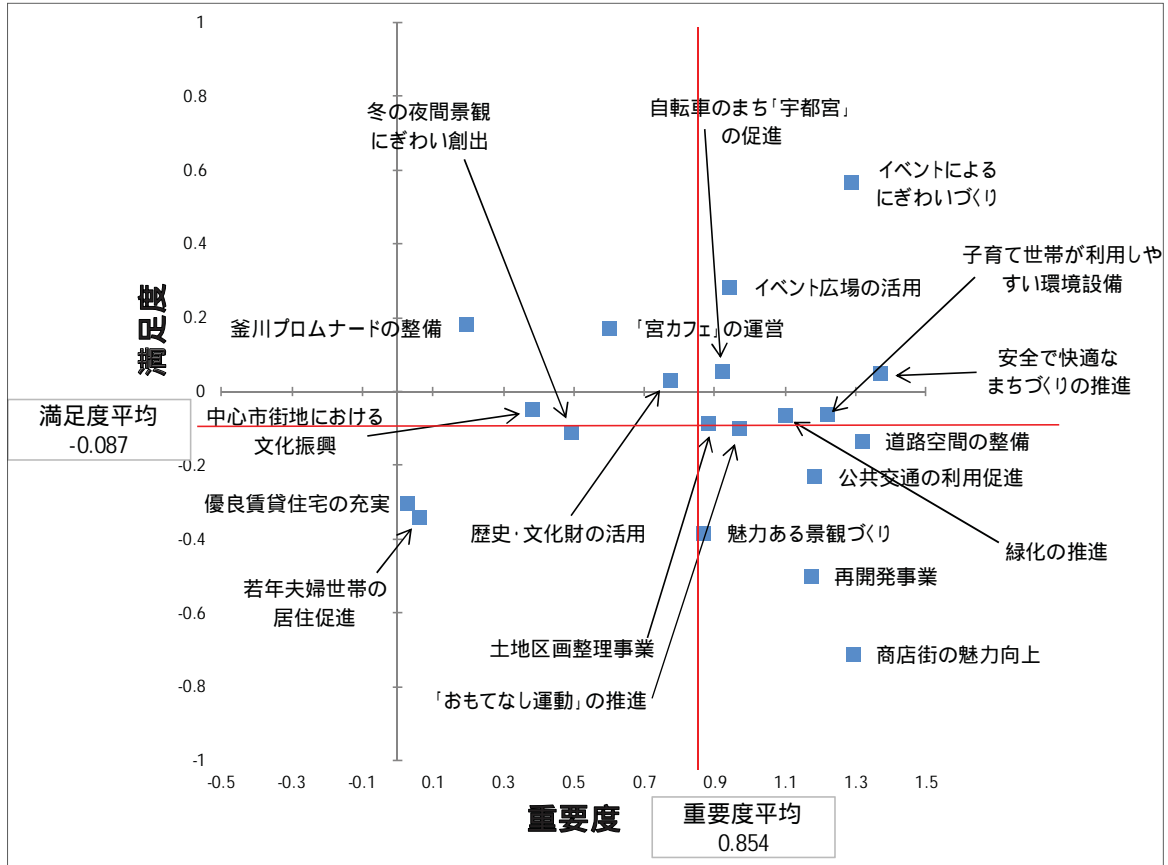
【これまでの取組に対する評価】

重要度が高く、満足度も高い（継続が必要な）取組は、「イベントによるにぎわいづくり」、「イベント広場の活用」、「安全で快適なまちづくり」、「自転車のまち『宇都宮の推進』」などが該当する結果となっています。

一方、重要度が高く、満足度が低い（重点化が必要な）取組は、「商店街の魅力向上」、「再開発事業」、「魅力ある景観づくり」、「公共交通の利用促進」、「道路空間の整備」などが該当する結果となっています。



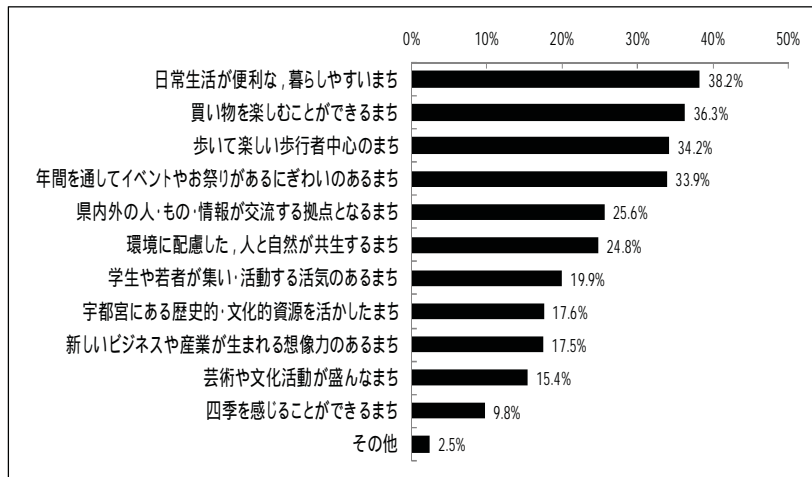
■現在の「重要度」と「満足度」の散布図



※中心市街地活性化のために実施している取組について、施策ごとに「重要度」、「満足度」を得点化し、それぞれのクロス分析を行い、X-Y軸の交点を各軸の平均として施策を分類

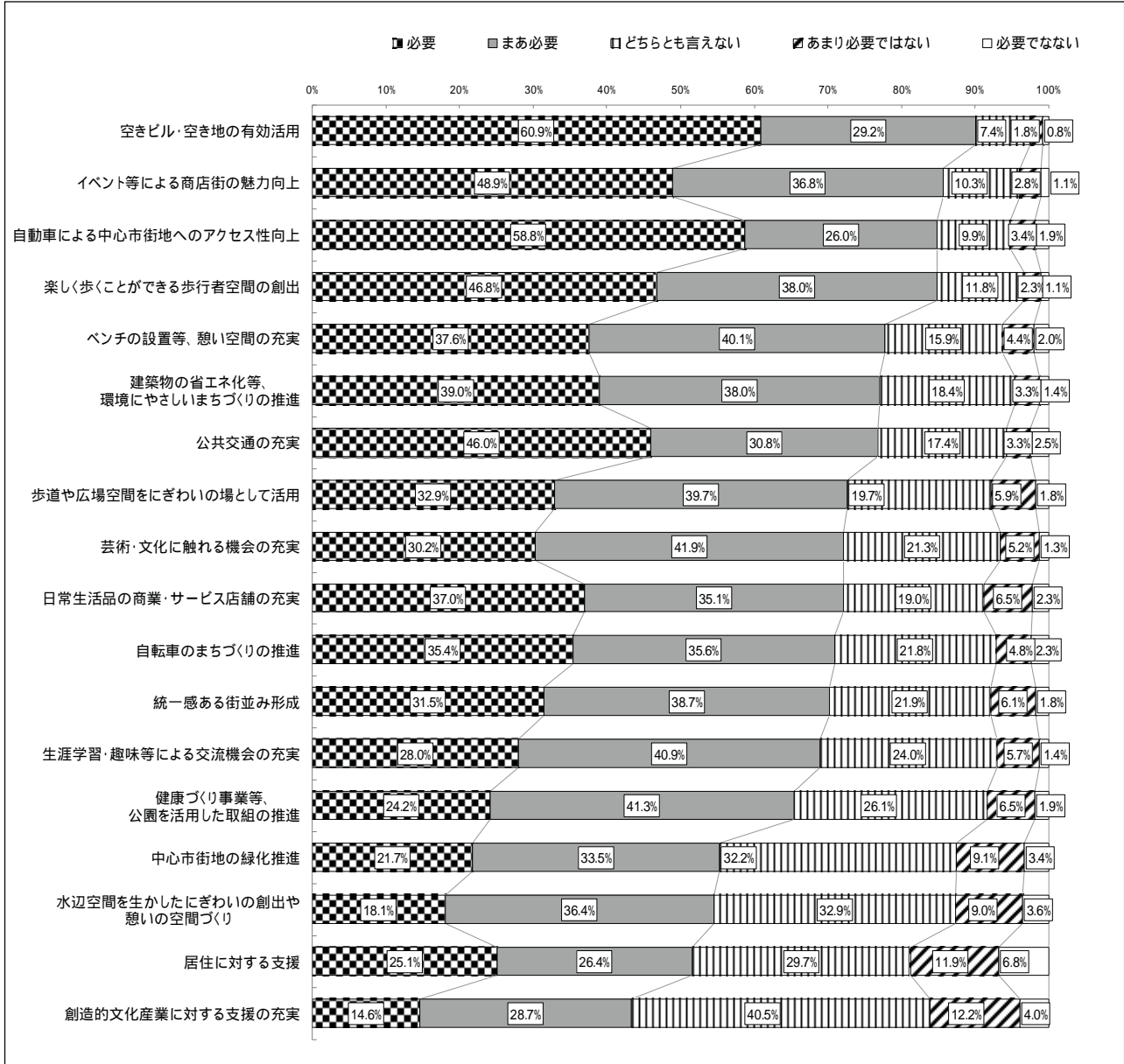
【中心市街地が目指すべきまち】(複数回答)

「日常生活が便利な、暮らしやすいまち」、「買い物を楽しむことができるまち」、「歩いて楽しい歩行者中心のまち」、「年間を通してイベントやお祭りがあるにぎわいのあるまち」がそれぞれ3割を超えています。世代別に見ると、若い世代ほど「買い物」、「イベントや祭り」といった活力や賑わいのあるまちへのニーズが高く、年齢が上がるにつれて「歩行者中心のまち」、「人と自然が共生する」といった人や環境にやさしいまちへのニーズが高くなっています。



【中心市街地の活性化に必要な取組】

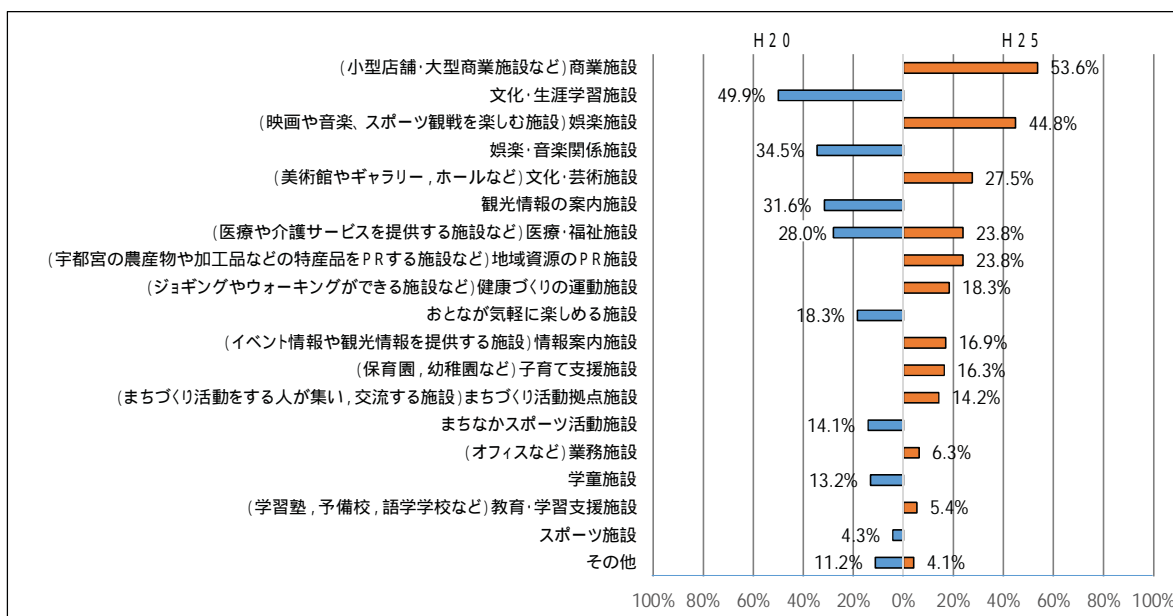
「空きビル・空き地の有効利用」, 「イベント等による商店街の魅力向上」, 「自動車による中心市街地へのアクセス向上」, 「楽しく歩くことができる歩行者空間の創出」がそれぞれ8割を超えています。



※上のグラフは、取組が「必要」と「まあ必要」と回答した割合の合計値を多い順に並べたもの

【中心市街地に求める施設】

「商業施設」が過半数を超えています。世代別に見ると、10歳代における「教育学習施設」、20歳代、30歳代における「子育て支援施設」、70歳代以上における「医療・福祉施設」は、各世代における割合を大きく引き離しています。

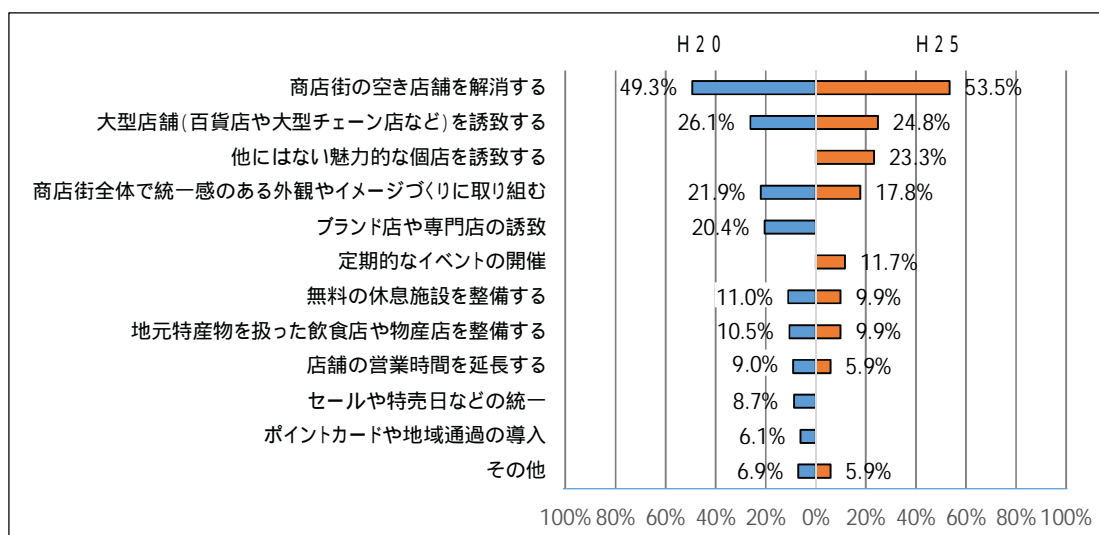


【中心市街地の居住】

- ・居住意向は8.4%と低い傾向にありますが、5年前(6.9%)と比べて1.5%増加しています。現在中心市街地に居住している人では、7割以上が「住み続けたい」と回答しています。
- ・中心市街地に住みたい人は「分譲マンション」を希望する割合が45.1%と最も高く、次いで「一戸建て(持ち家)」(28.1%)、「賃貸マンション・アパート」(21.6%)となっています。
- ・また、中心市街地に住む際は、6割以上が「食料品や日用品を扱う商店や銀行など日常生活に必要な施設がそろっていること」を重視しており、世代別に見てみると、全ての世代において、「生活便利施設」、「安全・安心」、「交通の利便性」を重視する割合が高くなっています。

【商業を活性化するために効果があると思う取組】

「商店街の空き店舗を解消する」が過半数を超えており、全ての年代において高い割合を示しています。

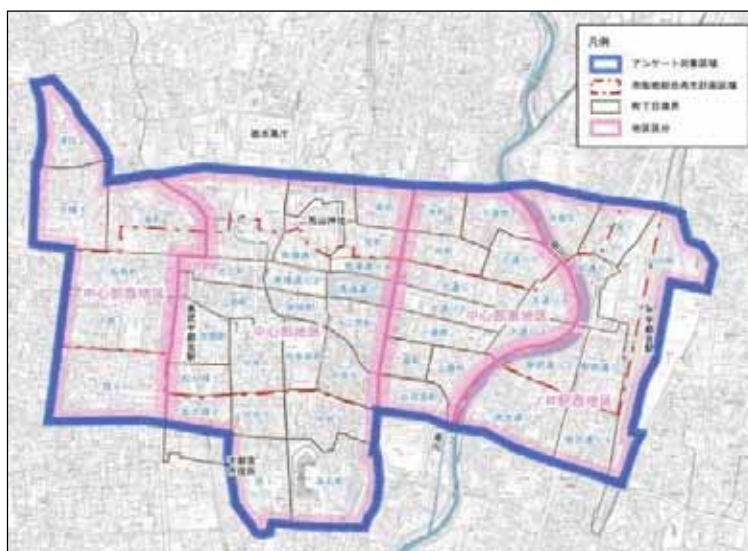


中心市街地居住者アンケート（平成 23 年度）

◎調査概要

調査時期：平成 23 年 10 月 12 日～10 月 31 日

調査対象者：中心部西地区，中心部地区，中心部東地区，J R 宇都宮駅西地区の
居住者 2,000 人



抽出方法：住民基本台帳から，20 歳以上，10 歳刻みで均等に抽出

調査方法：郵送法（回収数 715 通 回収率 35.8%）

【現在の住まい周辺の環境について】

「満足」とした回答では、「通勤通学の便利さ」，「バスや電車の利用のしやすさ」，「市役所・郵便局の利用のしやすさ」が3割を超えています。

一方，「不満」，「やや不満」とした回答は，「水辺などの自然とふれあう可能性」，「子どもの遊び場・公園の整備状態」，「まちの景観」，「夜も安心して町を楽しむことができる」が3割を超えています。

【施設別充足度について】

商業施設では，「コンビニエンスストア」，「ドラッグストア」，「飲食店」などは足りているが，「生鮮食料品」，「食品スーパー」など，生鮮品関係は不足しているとの回答が多い結果となっています。

公共公益施設では，「銀行・郵便局」，「診療所・病院」などは足りているが，「高齢者施設」，「保育園・保育所」など，福祉関連施設は不足していると思う割合が高くなっています。

道路・広場では，「バス網・バス停」，「駐車場」などは足りているが，「自転車レーン」，「広場」，「街路樹・花壇」は不足しているとの回答が多い結果となっています。

商店街通行量・来街者実態調査（平成 25 年度）

◎調査概要

調査時期：平成 25 年 7 月 21 日（日）、22 日（月）午前 10 時～午後 7 時

調査対象者：高校生以上の来街者（平日 743 人，休日 704 人，合計 1,447 人）

調査方法：聞き取り調査

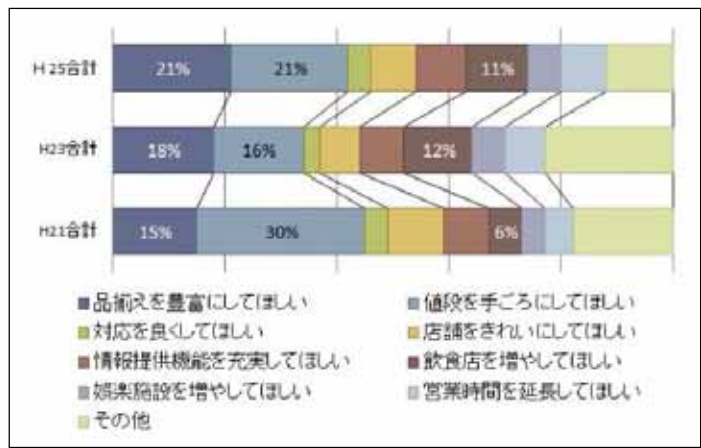
調査地点：① J R 宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ②FES（ユニオン通り）

③パルコ宇都宮店前④長瀬文具店前⑤中村第一ビル前⑥オリオンスクエア前⑦旧サイトウシャツ店前

【中心部商店・商店街に対する要望】

「品揃えを豊富にしてほしい」との回答は、平成 21 年度から平成 25 年度で 15%，18%，21%と一貫して増加しています。

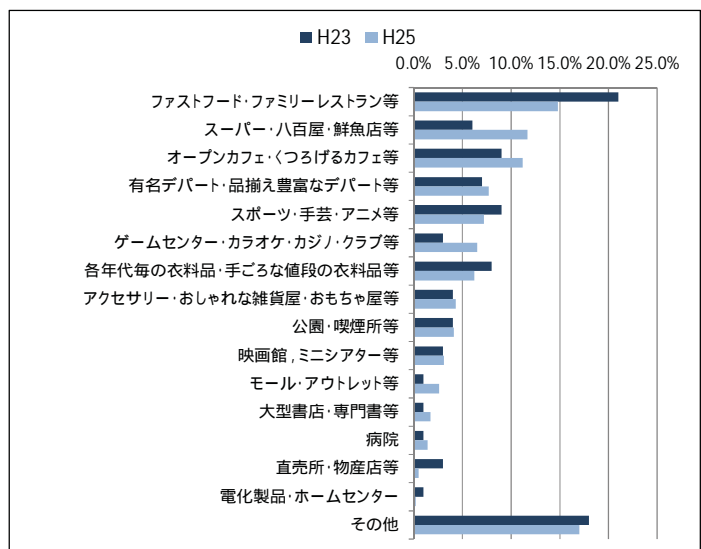
また、「価格を手ごろにしてほしい」との回答も平成 21 年度から平成 25 年度で 30%，16%，21%と依然として多い状況です。



【中心部にあったらよいと思う店舗】

平成 25 年度の調査では、「ファストフード・ファミリーレストラン等」との回答が 14.8%と最も多く，次いで「スーパー・八百屋・鮮魚店等」11.7%，「オープンカフェ・くつろげるカフェ等」11.2%となっています。

特に、「スーパー・八百屋・鮮魚店等」との回答については，平成 23 年度の 6%から平成 25 年度の 12%と倍増しています。



※上のグラフは，中心部にあったらよいと思う店舗を自由回答で記入してもらい，分類したもの

アンケート結果のまとめ

前述の市民、中心市街地居住者、来街者に対するアンケートの調査結果を総括すると、市民が求める中心市街地の姿は、以下のように捉えることができます。

市民が求める中心市街地の姿

まちのイメージ

買い物の楽しみだけでなく、イベントや祭りなどにより賑わいがあり、歴史や文化を感じることができる、宇都宮の顔・象徴となる場所になっています。

居住

子どもから高齢者までが安全・安心に生活することができ、日常生活に必要な施設が整っている、便利で暮らしやすい環境があります。

都市空間

空き地や空きビルがなく、美しい街並みがあります。街なかに自然と触れ合う場所や、オープンカフェなどくつろげる場所のある、歩いて楽しい空間があります。

商業

商店街は空き店舗が解消されています。店舗の品揃えが豊富で価格も手頃であり、最寄品も充実しています。ファストフードなど気軽に立ち寄れる店舗があり、夜も安心して街を楽しむことができます。

交通

中心市街地へのアクセスがよく、中心市街地内においても安全に移動しやすい環境が整っています。また、「自転車のまち」らしく、自転車にやさしく自転車を愉しめる環境が整っています。

[3] 中心市街地活性化に係るこれまでの取組の経過と評価

平成 10 年に「中心市街地活性化法」、「大店立地法」、「都市計画法」（以下「まちづくり三法」という。）が制定・改正されたことに伴い、本市では、平成 11 年 3 月に「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」（以下、「旧計画」という。）を策定し、中心市街地の活性化を図ってきましたが、小規模小売店舗等の撤退等が相次ぎ、次第に商業機能の核となる大型店の撤退へと波及しました。平成 12 年 12 月には上野百貨店の倒産、さらには平成 14 年 12 月に西武百貨店の撤退等、中心市街地の衰退のみならず、本市経済にも大きな影響を及ぼすことになりました。

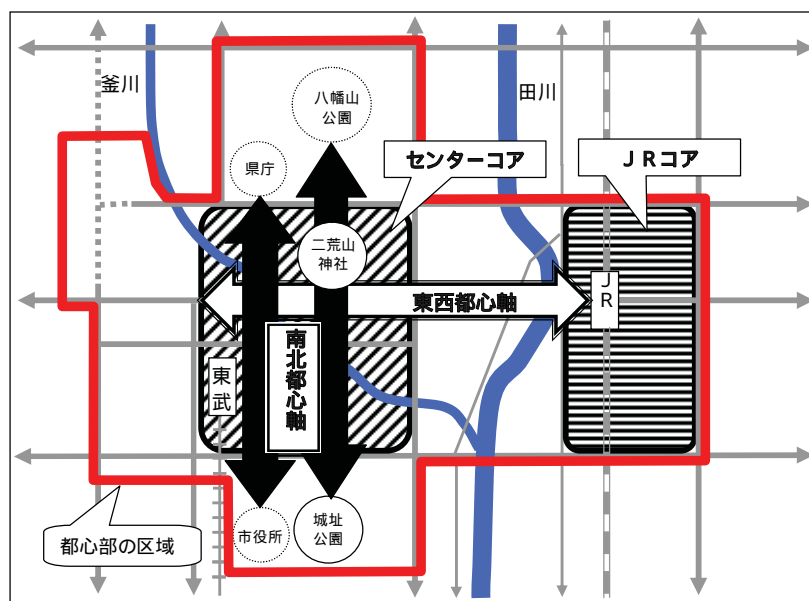
このため、大型店撤退等の環境変化を踏まえ、中心市街地の活性化を図っていくためには、市民、事業者、行政等が一体となって取り組んでいく上で、まちづくりに対する共通かつ明確なビジョンが必要となりました。そのため、まちづくりの方向性や課題の整理を行い、平成 14 年 8 月に長期ビジョンとして「宇都宮市都心部グランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」という。）を策定し、およそ 10 年間で取り組むべき実効性の高い優先的な事業を「第一期戦略プロジェクト」として位置づけ、活性化に取り組んできました。

このような中、国において、平成 18 年に「まちづくり三法」が改正され、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が定められたことなどから、平成 22 年 3 月に「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、第 1 期計画において実施する事業をグランドデザインの「第二期戦略プロジェクト」として位置づけ、さらなる活性化を推進してきました。

《都心部グランドデザインの評価》

「グランドデザイン」においては、旧計画をもとに、下記のコンセプトと 4 つの都心づくりを掲げ、中心市街地の活性化には大規模な都市改造や関係者の権利調整等を伴うという認識から、長期ビジョンを策定し、おおよそ 30 年間の整備スケジュールに基づき、センターコアと J R コアの 2 つの都心核と、東西都心軸と南北都心軸の 2 つの軸からなる「2 核 2 軸」の都市構造の実現を目指し、中心市街地のまちづくりを推進してきました。

■都心部構造図（約 320ha）



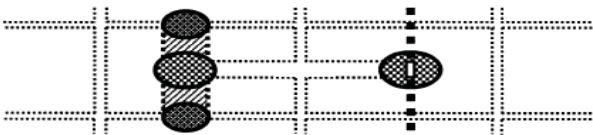
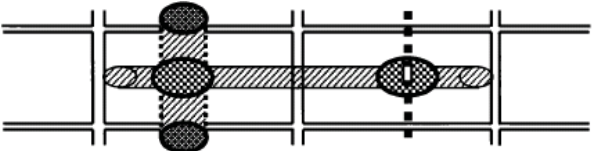
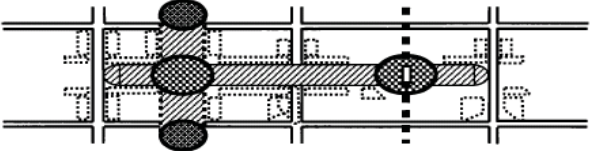
コンセプト

「中核都市宇都宮にふさわしい賑わいと高次な都市機能を備えた多様性のあるまち」

4つの都心づくり

- ・産業が活発に交流し、活気のある都心づくり
21世紀にふさわしい新たな産業の集積と魅力ある場の形成
- ・市民が豊かに生活し、交流し合う賑わいのある都心づくり
中核都市の先進生活・文化都市として魅力ある市民生活交流の場の形成
- ・宇都宮らしい個性と景観のある顔を持った都心づくり
歴史と風土、大谷石等の固有資源、自然や水辺を生かした宇都宮らしい個性と景観のある顔を持った場の形成
- ・高度な都市活動を支える都心づくり
公共交通を中心とした交通・道路環境の整備、高度情報化社会に対応した情報基盤が整備された場の形成

全体整備スケジュール

	ねらい・内容
第一期 (形成期)	<p>(1) 期間 平成14年度～平成21年度 (2) ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○センターコアとJRコアの都心核づくりを推進する。 ○南北都心軸づくりを推進する。 ○戦略プロジェクトの推進と居住環境を整備する。 ○都心核を支える交通基盤・情報基盤の整備と歩行者空間を確保する。 <hr/> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬場通り中央地区市街地再開発事業 ・オリオン市民広場整備事業 ・若年夫婦世帯家賃補助事業 ・都心部道路景観整備事業（歴史軸） ・宇都宮城址公園整備事業 ・循環バス運行実験事業 等 
第二期 (発展期)	<p>(1) 期間 平成22年度～平成31年度 (2) ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一期で形成された都心核、南北都心軸をもとに、東西都心軸づくりを推進する。 ○東西交通基盤の抜本的な改造を推進する。 ○以上を通し、21世紀にふさわしい都心部の骨格構造を完成する。 <hr/> 
第三期 (成熟期)	<p>(1) 期間 平成32年度～平成41年度 (2) ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心骨格構造を活かし、新たな整備プロジェクトを展開し、中核都市宇都宮の目指す都心部を実現する。 <hr/> 

取組の評価

センターコアにおいては、南北都心軸の形成をはじめ、宇都宮二荒山神社周辺の市街地再開発事業による商業・都心居住機能の導入や、商店街に対する各種活性化策などにより、休日の通行量の回復など一定の活性化効果を上げてきましたが、事業所数や小売販売額といった経済活力を示す指標は低下しており、平日の通行量は伸び悩んでいます。一方、J Rコアにおいては、市街地再開発事業による宿泊機能の整備が行われ、現在は宇都宮駅西口・東口とも都心核形成に資する事業が検討段階にあります。このような中、小売業の売場効率は上昇しており、歩行者等の通行量も増加傾向にあります。

今後は、L R TのJ R宇都宮駅東口への導入を踏まえ、J Rコアに集まる来街者を商業機能との連携によりセンターコアへ誘引するなど、L R Tの今後のJ R宇都宮駅西側への導入も見据えた魅力ある商店街の形成などにより東西都心軸の形成を進めていくことが期待されます。

こうした状況を踏まえ、第1期計画に引き続き、本基本計画において実施する事業については、ランドデザインの「第二期後期戦略プロジェクト」として位置づけることとし、「2核2軸」の都市構造を基本とする都心部ランドデザインの形成を推進していきます。

[4] 第 1 期計画の実施状況と取組の評価

(1) 計画の概要

計画期間 平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月まで

面積及び区域 約 168ha (赤線)



基本方針

- 方針① 昼夜ともに賑わうまちづくり
- 方針② 多様な移動手段の確保と回遊できるまちづくり
- 方針③ 中心市街地ならではの「資源」を生かしたまちづくり
- 方針④ 多様な主体によるまちづくり

将来像

宇都宮ならではの「楽しさ」を味わう中心市街地
～市民が愛する・誇れるまちなかへ～

活性化の目標

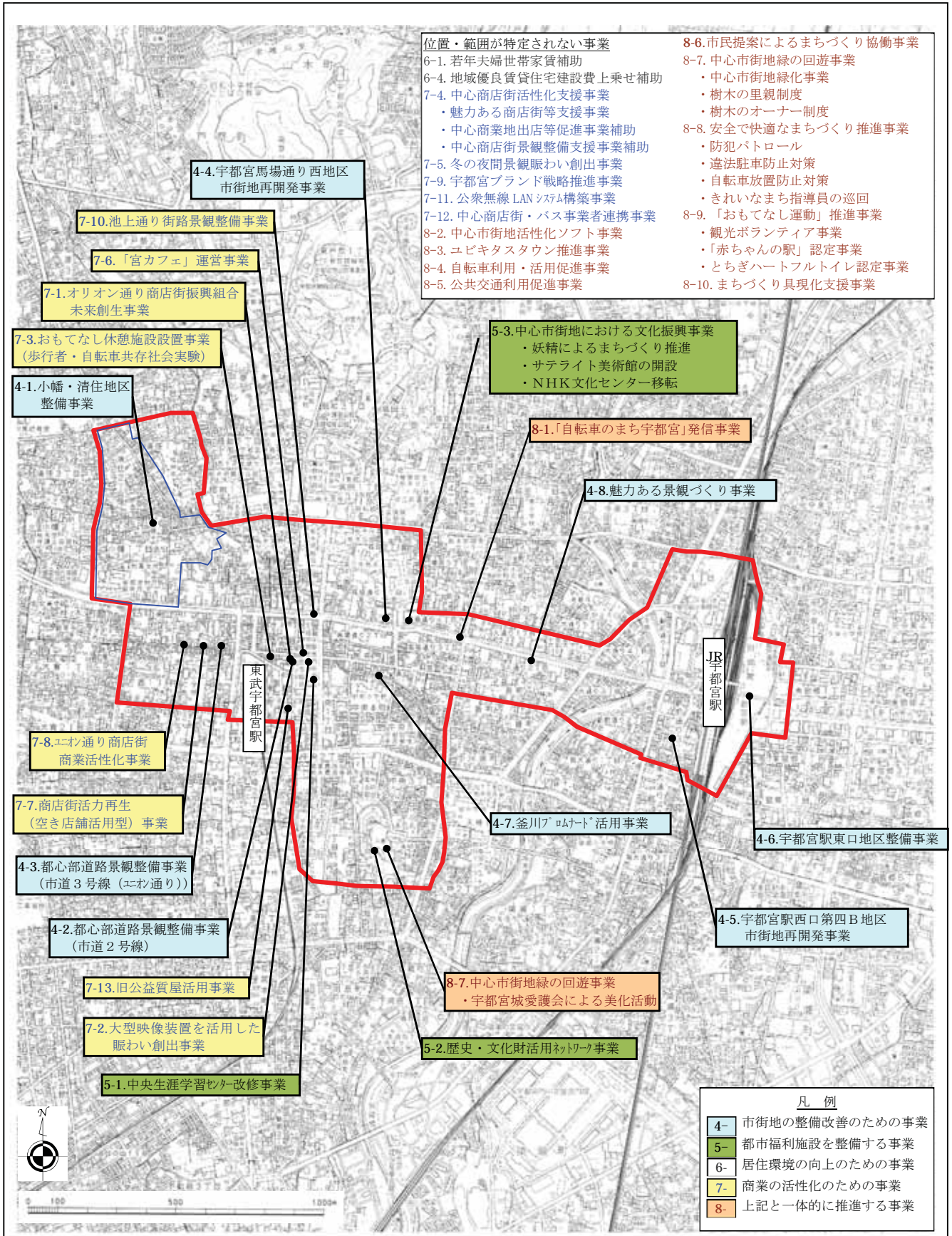
目標	目標指標
目標① 商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち	事業所数
目標② 様々な人々が行き交うまち	歩行者・自転車通行量 [休日]
目標③ 便利で快適な住みたいまち	居住人口(夜間人口)

(2) 取組の進捗状況

計上事業 37 事業のうち、完了が 5 事業、実施中が 30 事業、休止が 2 事業となっており、完了と実施中を合わせると進捗率は約 95%となっています。

分類	全体	完了	実施中	休止
市街地の整備改善のための事業	8	3	5	0
都市福利施設を整備する事業	3	0	3	0
居住環境の向上のための事業	4	2	2	0
商業の活性化のための事業	13	2	11	0
公共交通機関の利便性増進のための事業, その他一体的な推進のための事業	11	0	9	2
	39 ※再掲 2	7 ※再掲 2	30	2

計画の事業箇所



(3) 事業の進捗状況

市街地の整備改善のための事業

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
小幡・清住地区整備事業	小幡・清住地区における土地区画整理事業による住環境の整備	宇都宮市	実施中	平成 24 年度：事業認可取得
都心部道路景観整備事業(市道 2 号線)	市道 2 号線の無電柱化等による潤いある道路空間の整備	宇都宮市	完了	平成 22 年度：整備完了 延長 140 メートル
都心部道路景観整備事業(市道 3 号線)	市道 3 号線(ユニオン通り)の無電柱化等による潤いある道路空間の整備	宇都宮市	実施中	平成 25 年度：工事開始
宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業	住居機能を中心とした複合施設(店舗、事務所、駐車場)の整備及び拠点広場の創出	宇都宮馬場通り西地区市街地開発組合	完了	平成 22 年度：工事竣工 ○入居事業所数 4 事業所 ○住宅供給戸数 165 戸 ・馬場通り一丁目の居住人口 (住民基本台帳：各年 9 月) 平成 26 年度：277 人 265 人増(平成 21 年度比較)
宇都宮駅西口第四 B 地区市街地再開発事業	都市型住宅と宿泊施設を併設した複合施設の整備	宇都宮駅西口第四 B 地区市街地開発組合	完了	平成 22 年度：工事竣工 ○入居事業所数 2 事業所 ○住宅供給戸数 86 戸 ・駅前通り三丁目の人口 (住民基本台帳：各年 9 月) 平成 26 年度：548 人 75 人増(平成 21 年度比較)
宇都宮駅東口地区整備事業	宇都宮駅東口の市有地等の活用による新たな都市拠点の形成及び県都の玄関口にふさわしい都市環境の整備	宇都宮市、民間事業者	実施中	平成 22 年度：駅前広場、東西自由通路改修
釜川プロムナード活用事業	釜川の「花」をテーマにした植栽の整備	「釜川プロムナード整備協議会」を母体とした新組織、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	実施中	植栽活動の継続実施 平成 24 年度：釜川改修後 20 周年記念事業の実施 平成 25 年度：「釜川枝垂れ桜まつり」の開始
魅力ある景観づくり事業	景観形成重点地区の指定等による宇都宮ならではの景観づくり	宇都宮市	実施中	平成 22 年度：池上町地区を景観形成重点地区に指定 平成 24 年度：大通り地区を景観形成重点地区に指定

都市福利施設を整備する事業

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
中央生涯学習センター改修事業	中央生涯学習センターの耐震補強 地域の人材育成や市民講座等の開催により、地域教育や市民交流を推進し、多世代交流拠点を形成	宇都宮市	実施中	平成 22 年度：「人材かがやきセンター」開設 平成 24 年度：耐震補強工事が完了 ・中央生涯学習センター，中央市民活動センター利用者数 平成 25 年度：96,126 人 2,813 人増（平成 21 年度比較） ・人材かがやきセンター主催講座受講者数 平成 25 年度：386 人 ・市民大学受講者数 平成 25 年度：615 人
歴史・文化財活用ネットワーク事業	宇都宮城址公園における本市の歴史と文化財の周知啓発の推進 ・宇都宮城址公園ガイダンス施設における文化財情報の提供 ・宇都宮文化財ボランティア協議会と連携したたまちなかガイド	宇都宮市	実施中	平成 22 年度～：メールマガジンの配信 平成 25 年度：事業の継続実施，清明館での企画展の実施 ・清明館来館者数 平成 25 年度：25,026 人 5,841 人増（平成 21 年度比較）
中心市街地における文化振興事業	表参道スクエアにおける芸術と文化の情報発信拠点の整備 ・妖精によるまちづくり推進事業 ・サテライト美術館の開催	宇都宮市，(財)うつのみや文化創造財団，NHK 文化センター	実施中	平成 22 年度～：サテライト美術館開催 平成 24 年度：妖精資料データベース検索システム「フェアリンク」開設 平成 25 年度：事業の継続実施 ・妖精ミュージアム来館者 平成 25 年度：24,164 人 3,059 人増（平成 21 年度比較）

居住環境の向上のための事業

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
若年夫婦世帯家賃補助	中心市街地内に転居・転入する 40 歳未満の夫婦世帯に対する家賃補助	宇都宮市	実施中	事業の継続実施 ・家賃補助（累計件数/年間補助件数） 平成 25 年度：532 件/283 件 254 件増/75 件増（平成 21 年度比較）
宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業	(再掲)	宇都宮馬場通り西地区市街地開発組合	完了	(再掲)
宇都宮駅西口第四 B 地区市街地再開発事業	(再掲)	宇都宮駅西口第四 B 地区市街地開発組合	完了	(再掲)
地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助	中心市街地に新規建設する地域優良賃貸住宅に対する建設費の上乗せ補助	宇都宮市	実施中	

商業の活性化のための事業

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
オリオン通り商店街振興組合未来創生事業	オリオン通り商店街の機能強化と競争力向上を図る事業であり、アーケードの大規模改修を含む、集客のための機能更新やイベント開催など	オリオン通り商店街振興組合	実施中	オリオン通り商店街振興組合の事業所増 (オリオンACぶらざ, はなむすび, 下野新聞 NEWS CAFÉ 等)
大型映像装置を活用した賑わい創出事業	交流拠点であるオリオンスクエアへの大型映像装置の設置及び情報発信により, まちの回遊性の向上や賑わいの創出を図る。	宇都宮市	実施中	平成 23 年度: 大型映像装置設置, 供用開始 ・大型映像装置利用回数 平成 25 年度 111 回
おもてなし休憩施設設置事業	街なかにおけるベンチ等休憩施設の設置 (安全・安心して休息できる空間の構築に向けた, 歩行者と自転車の共存に向けた社会実験を実施)	宇都宮市	実施中	平成 23 年度: 社会実験の実施 平成 24 年度: 商店街によるベンチ設置に対する補助開始 ベンチ設置 累計 2 箇所 (オリオン ACぶらざ, 宮カフェ)
中心商店街活性化支援事業	様々な顔をもつ商業地の構築を促進するため, 商店街等が実施するイベント開催費用や新規出店者への家賃等の補助といった各種ソフト事業に対する支援を図る。 ・魅力ある商店街等支援事業 ・中心商業地出店等促進事業補助	宇都宮市, 宇都宮商工会議所	実施中	平成 22 年度~: 魅力ある商店街等支援事業, 中心商業地出店等促進事業の実施 ・空き店舗 平成 25 年度: 93 店舗 15 店舗減 (平成 21 年度比較)
冬の夜間景観賑わい創出事業	商店街沿道や拠点広場等におけるイルミネーションやライトアップ, オリオンスクエアにおける「一晩だけのワイン村」などを冬季夜間に開催し, 拠点広場等の活用により, 中心市街地に多くの人が集う環境を整備	中心市街地ライトアップ実行委員会, 歴史と光のフュージョンプロジェクト実行委員会, 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構, 宇都宮商工会議所, 商店街など	実施中	平成 25 年度: ワークショップによる市民参加型のプロジェクトを開始, 釜川において省水力発電の電気を一部利用したイルミネーションを点灯
「宮カフェ」運営事業	宇都宮ブランド戦略における情報発信拠点としてアンテナショップ「宮カフェ」を運営	宇都宮市, 宇都宮商工会議所	実施中	宮カフェの事業所数 2 店舗 1 階 @miya 2 階 hills café ・来客者 (月平均) 平成 25 年度: 19,451 人

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
商店街活力再生（空き店舗活用型）事業	ユニオン通りの空き店舗を活用した情報発信拠点「ユニオンスタジオ」の運営やフリーペーパーの発行等若者の視点による活性化事業	栃木県, Team BBQ	完了	～平成 23 年度:ユニオンスタジオの運営
ユニオン通り商店街商業活性化事業	ユニオン通りにおける休憩・情報発信スペース「ほっと！ステーション」の運営など	ユニオン通り商店街振興組合	実施中	ユニオン通り商店街振興組合の事業所増（1事業所:「ほっと！ステーション」）
宇都宮ブランド戦略推進事業	・市民からの愛着心と市外からの来訪意向の向上を図るため、宇都宮の良さや魅力を知ってもらう「認知」拡大の取組と、宇都宮ブランド戦略の事業に参加し、本市の魅力を感じてもらい「信頼」獲得に向けた取組を実施 ・地域資源を活かした都市の顔・景観や快適な生活空間を形成	宇都宮市, 都市ブランド推進協議会等	実施中	～平成 25 年度:本市の地域資源やイベントの連携によるPR活動を展開し、パブリシティを獲得することで市内外からの来訪者を街なかへ誘引
池上通り街路景観整備事業	池上通りにおける街路景観や店舗のファサードの整備	栃木県, 池上通り商店街振興組合	完了	平成 22 年度:整備完了
公衆無線 LAN システム構築事業	自由に WEB が利用できる環境の整備及び商店街や観光等の情報を提供し、情報発信の中心として、多くの情報に触れることができる環境を整備	宇都宮中心商店街活性化委員会	実施中	公衆無線 LAN 設置ポイント 10 箇所
中心商店街・バス事業者連携事業	バス利用者を中心に中心市街地の店舗で利用できるクーポン券を配布するとともに、イベント等の広告をバス車内に掲載することにより、公共交通の利用促進と商店街の活性化を図る。	中心商店街, バス事業者	実施中	平成 24 年度:バス路線新設社会実験の開始（中心市街地南循環線, 平松本町線） 平成 25 年度～:バス路線新設社会実験の継続実施 ・買物クーポン券利用件数 平成 25 年度:323 件(内中心市街地 167 件)
旧公益質屋活用事業	宇都宮特産の大谷石の活用により、市民に愛着のある拠点として、未利用となっている大谷石蔵を活用した飲食物販施設を整備し、新たな回遊拠点として創出	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構	実施中	平成 23 年度:店舗オープン ・利用客数 平成 25 年度 ランチ 6,539 人 ディナー 10,082 人

公共交通機関の利便性増進のための事業，その他一体的な推進のための事業

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
中心市街地活性化ソフト事業	宇都宮餃子祭り，宮まつり，宇都宮城址まつり等のイベントの実施により，観光客等への中心市街地の魅力発信を行い，来街者を誘致	宇都宮市	実施中	市内外からの集客に向けイベントのPR，支援・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと宮まつり集客数 平成26年度：55万人 増減なし（平成21年度比較） ・宇都宮餃子祭り集客数 平成26年度：14.0万人 4.0万人増（平成21年度比較） ・宇都宮城址まつり集客数 平成26年度：2.1万人 0.5万人増（平成21年度比較）
宇都宮おもてなし情報発信事業	観光情報発信ポータルサイトの構築により，観光・訪問客や他地域の住民にリアルタイムでの地域の観光情報を提供	宇都宮市	実施中	平成22年度：ポータルサイト開設 平成23年度：メルマガ配信開始 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス数 平成25年度：110,371件
自転車利用・活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を都市内交通の一手段として位置づけ，自転車の持つ特性を活かした安全で快適なまちづくりを進め，環境にやさしく，回遊性の高い都市を実現することにより，様々な人が行き交うまちづくりを推進 ・駐輪場や自転車走行空間の整備など 	宇都宮市	実施中	平成22年度：「自転車のまち推進計画」の策定 平成23年度～：自転車走行空間の整備 平成24年度：短時間駐輪スポットの整備（商店街による駐輪ラック設置に対する補助開始，2箇所設置（オリオンACぶらざ，宮カフェ）） <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル利用者（中心市街地） 平成25年度：40,431人 9,074人増（平成21年度比較）
公共交通利用促進事業	環境負荷の少ないモビリティ（バス・鉄道など）を推奨し，環境にやさしく，回遊性の高い都市を実現するための公共交通利用環境整備やマイカー利用者の意識転換（モビリティ・マネジメント（MM））施策を実施	宇都宮市	実施中	平成24年度：新たな実施方針の策定，バス路線新設社会実験の開始（中心市街地南循環線，平松本町線） 平成25年度～：バス路線新設社会実験の継続実施，バス停上屋の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・きぶな号利用者数 平成25年度 輸送人数 117,414人/運行回数 10,879便 5,286人減/運行回数 278便増（平成21年度比較） ・バス路線新設社会実験利用者数 中心市街地南循環線（H25.1～H26.9） 31,385人 平松本町線（H25.1～H26.9） 126,154人 ・中心市街地バス停上屋整備箇所（H26.9月現在） 5箇所

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
「自転車のまち宇都宮」発信事業	宮サイクルステーションを活用した「自転車のまち宇都宮」の情報発信やPRの実施と、「ジャパンカップサイクルロードレース」に合わせた商店街、各種団体、市民等との連携によるイベントを開催し、集客と賑わいを創出	宇都宮市	実施中	平成 22 年度：宮サイクルステーションの設置、ジャパンカップクリテリウムの開始 ・宮サイクルステーション来館者数（月平均） 平成 25 年度：466 人 ・ジャパンカップクリテリウム来場者数 平成 26 年度：4.1 万人
市民提案によるまちづくり協働事業	市民自らが企画した協働事業実施により、市民と一体となったまちづくりを実施し、多様な主体によるまちづくりを推進	宇都宮市	休止	「協働事業提案制度の再構築」に向け、市民活動への支援のあり方から検討するため休止
中心市街地緑の回遊事業	・中心市街地内を歩いて楽しめる空間として整備するため、市民等の多様な主体による緑化推進や親水空間の活用を推進 ・中心市街地緑化事業 ・樹木の里親制度 ・樹木のオーナー制度	宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、商店会、宇都宮城愛護会、「釜川プロムナード整備協議会」を母体とした新組織など	実施中	平成 22 年度～：中心市街地緑化事業（ハンギングバスケット、主要施設緑化事業、釜川プロムナードの緑化活動支援等） 平成 25 年度：城址公園愛護会による城址公園美化活動（2 回） 平成 26 年度 ・ハンギングバスケット設置数 3 路線（年 3 回） ・主要施設緑化事業 JR 宇都宮駅周辺、バンバ広場、オリオンスクエアなど（プランター設置） ・ねんりんピックおもてなし緑化事業 JR 宇都宮駅周辺他へのハンギングバスケット・プランター設置
安全で快適なまちづくり推進事業	・安全、安心、快適で回遊性の高い中心市街地を実現するため、都市の良好な交通環境と市民の安全な生活環境の確保を図るための、防犯パトロール、違法駐車防止対策、自転車放置防止対策 ・路上喫煙被害防止条例、きれいなまち条例に基づき路上喫煙禁止区域、美化推進重点地区において条例指導員が通年巡回指導	宇都宮市、自主防犯活動団体など	実施中	・違法駐車 平成 25 年度：27 台 37 台減（平成 21 年度比較） ・放置自転車 平成 25 年度：354 台 64 台減（平成 21 年度比較） ・駐輪場利用率 平成 25 年度：77.4% 1.1%増（平成 21 年度比較） ・路上喫煙の過料件数 平成 25 年度：97 件 579 件減（平成 21 年度比較）
「おもてなし運動」推進事業	来街者に「また行ってみたい」と思ってもらえるよう「おもてなし運動」を推進 ・観光ボランティア事業 ・赤ちゃんの駅事業 ・とちぎハートフルトイレ認定事業	宇都宮市、栃木県	実施中	【観光ボランティア事業】 観光ボランティアガイド養成講座を実施 ・観光ボランティアガイド養成講座受講者数 平成 26 年度：累計 201 人 【赤ちゃんの駅事業】 平成 23 年度：商店街等との連携による事業展開（空き店舗を活用した期間限定駅の設置、宇都宮商工会議所、宮

事業名	事業概要	実施主体	進捗状況	主な実績等
				ヒルズ活性化委員会等との連携) ・「赤ちゃんの駅」設置 平成 25 年度：累計 215 件 (うち、中心市街地含む本庁地区設置 件数 82 件) 【とちぎハートフルトイレ認定事業】 平成 25 年度：累計 17 箇所 (うち、中心市街地 2 箇所)
共通駐車券電磁 化事業	中心商店街へのアクセ ス性を向上することに より、様々な人々が行 き交うまちづくりを推 進するために、中心部 商店街において買い物 客に対して発行してい る共通駐車券の電磁化 を実施	中心商店 街連合会	中止	整備に当たりコスト等に課題がある ため中止
まちづくり具現 化支援事業	中心市街地活性化協議 会の部会において議論 する活性化事業 IC 化の 具現化に向けた検討	中心市街 地活性化 協議会	実施中	

(4) 数値目標の達成状況と評価

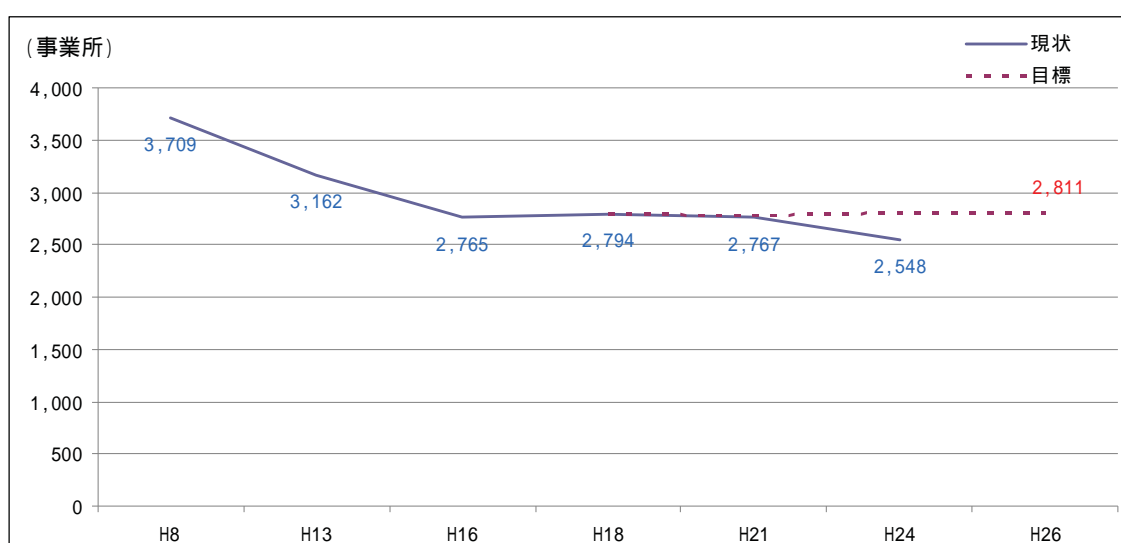
数値目標1：事業所数（約168ha）

達成状況

「事業所数」については、平成21年は2,767事業所でしたが、平成24年は2,548事業所に減少しており、目標値を達成するための水準を下回っています。

基準値（平成18年）	目標値（平成26年）
2,794事業所	2,811事業所
現状値（平成24年）	
2,548事業所（-246事業所）	

■ 事業所数の現状と目標



評価

「事業所数」については、基準となる平成18年の数値と比較すると、平成21年は横ばいでしたが、平成24年は減少傾向にあり、平成26年の数値目標2,811事業所には及ばないと見込まれます。町丁別に見ると、中心市街地全体の事業所数の減少に大きな影響を与えているのは、本町、曲師町、二荒町、馬場通り3丁目など商業が集積しているリーディングエリアとなっています。平成21年は、中心市街地においてナショナルチェーンの撤退等の影響から、歩行者・自転車通行量が急落した時期であり、平成21年から平成24年にかけての全国における減少率（7.1%）と計画区域における減少率（7.9%減少）が同水準であることから、こうした中心市街地における環境の大きな変化や全国的な経済状況が事業所数の減少に影響していると考えられます。

しかしながら、第1期計画を策定した平成22年3月以降、計上事業による実績は37事業所増となっており、計画当初の想定（17事業所増）を上回る実績があったと考えられることから、全体としては減少傾向にあるものの、事業の効果は着実に上がっていると言えます。

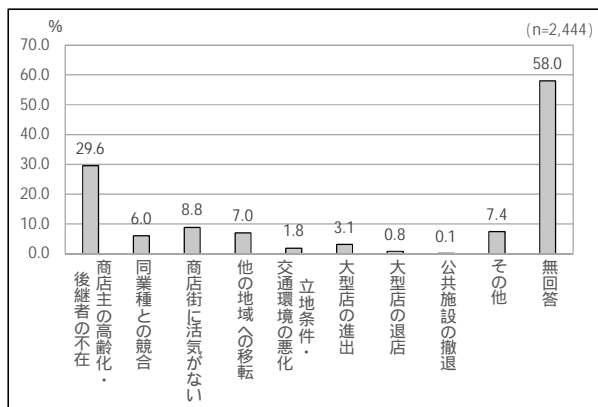
この要因としては、「中心商業地活性化支援事業」等の実施による、空き店舗への出店効果が大きく、空き店舗数は、平成18年4月の88店舗から、平成23年の124店舗まで増加し続けましたが、平成24年4月以降減少を続けており、平成26年4月には75店舗となっています。これは、「中心商業地出店等促進事業補助」において出店しやすく継続経営が可能となるように

制度の改正を重ねてきたことや、「魅力ある商店街等支援事業」の活用などにより商店等において個性ある魅力的なイベントなど多様な取組によって、中心商業地の集客力が向上したことなどが、新規出店につながったと考えられます。

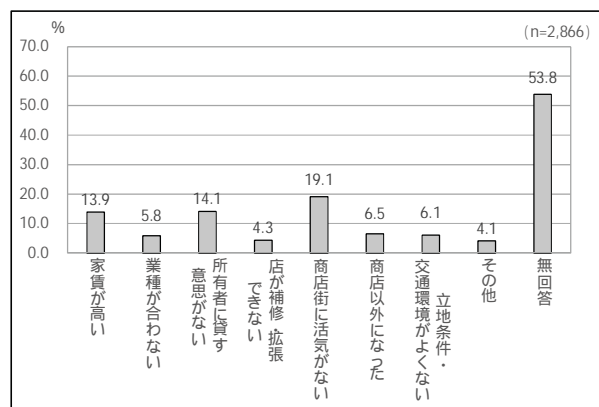
ただし、空き店舗数は減少しているものの、解消されるまでには至っていません。「平成 24 年度商店街実態調査」の結果によると、退店（廃業）した理由として「店主の高齢化・後継者の不在」という回答が多いことから、空き店舗数の減少については、経営継続を断念したケースもあると考えられることや、空き店舗が減らない理由として「商店街に活気がない」や「所有者に貸す意志がない」、「家賃が高い」という回答が多いことから、空き店舗が常時存在することについては、個店の経営意欲や所有者の賃貸意欲にも要因があると考えられます。このようなことから、空き店舗対策や魅力ある商店街の形成による商業の活性化などの取組を継続するとともに、商店街に存在するこれらの構造的な問題に対して、取組を強化していく必要があります。

一方、空き店舗出店者に対するアンケート結果（85 件）によると、出店を選んだ理由として「通りや周辺の雰囲気」が最も多くなっていることから、中心市街地での新規出店の促進には、助成制度はもとより、魅力ある都市空間の形成も重要であると考えられます。

■退店（廃業）した理由

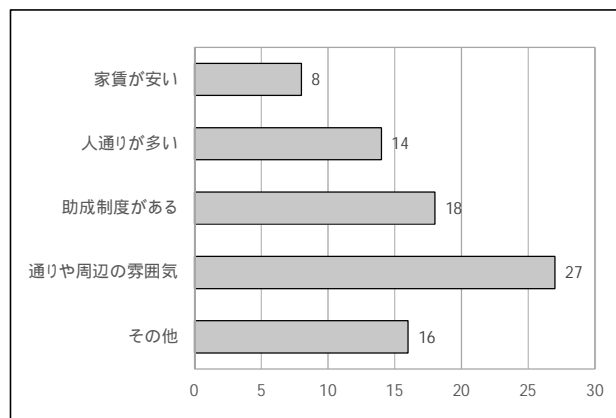


■空き店舗が減らない理由



資料) 中小企業庁「平成 24 年度商店街実態調査」

■空き店舗に出店した理由



資料) (社) 中小企業診断協会 栃木県支部「宇都宮中心市街空き店舗における新規開業者の現状と支援策についての調査研究」(平成 24 年 2 月)

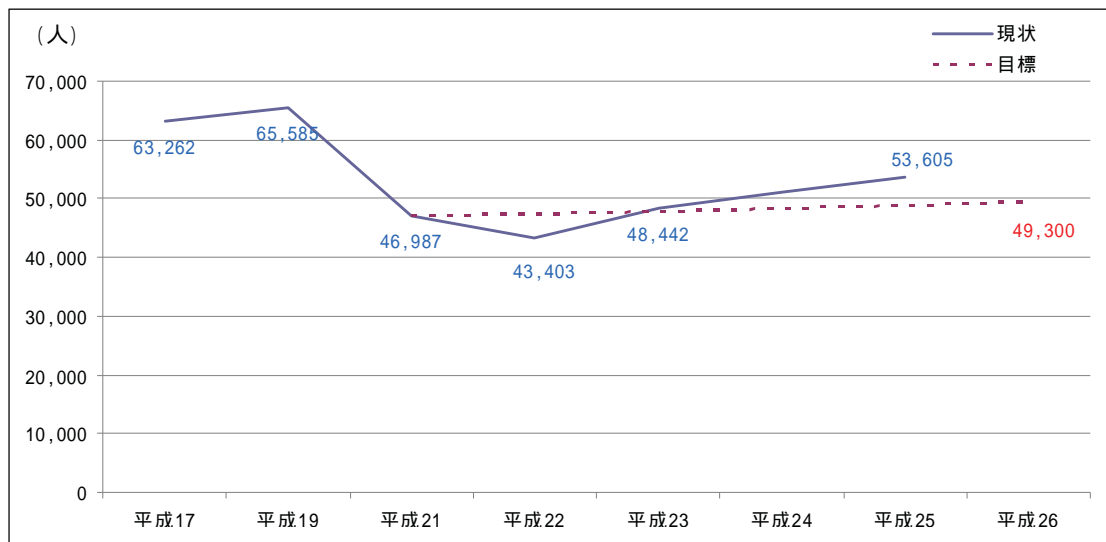
数値目標 2：歩行者・自転車通行量（10 地点合計 休日）(約 168ha)

達成状況

歩行者・自転車通行量については、平成 25 年に 53,605 人に増加しており、目標値を達成する見込みとなっています。

基準値（平成 21 年）		目標値（平成 26 年）
46,987 人		49,300 人
現状値（平成 25 年）		
53,605 人（+6,618 人）		

■歩行者・自転車通行量（休日）の現状と目標



○評価

「歩行者・自転車通行量」については、第 1 期計画を策定した平成 22 年 3 月以降順調に数を伸ばしており、平成 25 年は 53,605 人で平成 21 年から 6,618 人の増加となっています。

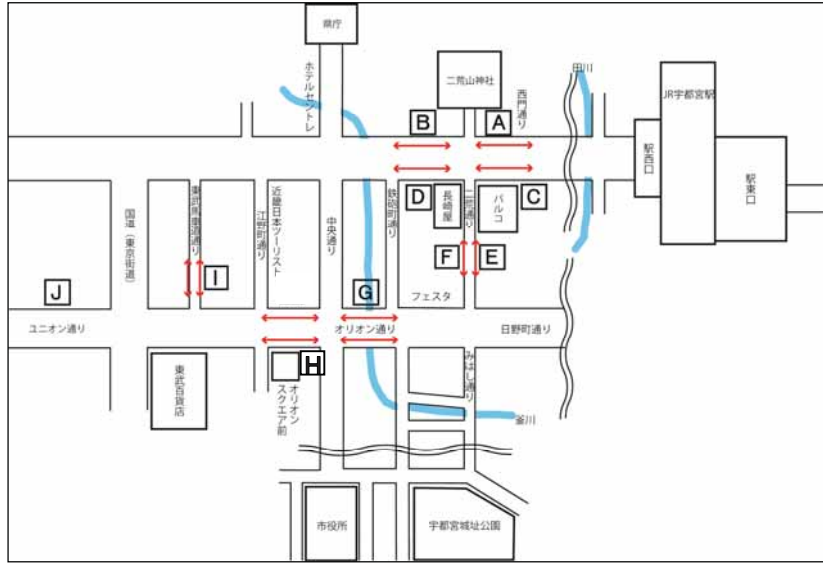
この要因としては、

- ・「大型映像装置を活用した賑わい創出事業」（オリオンスクエア）
- ・『宮カフェ』の運営事業
- ・「宇都宮馬場通り西地区市街地開発事業」（バンバひろば）

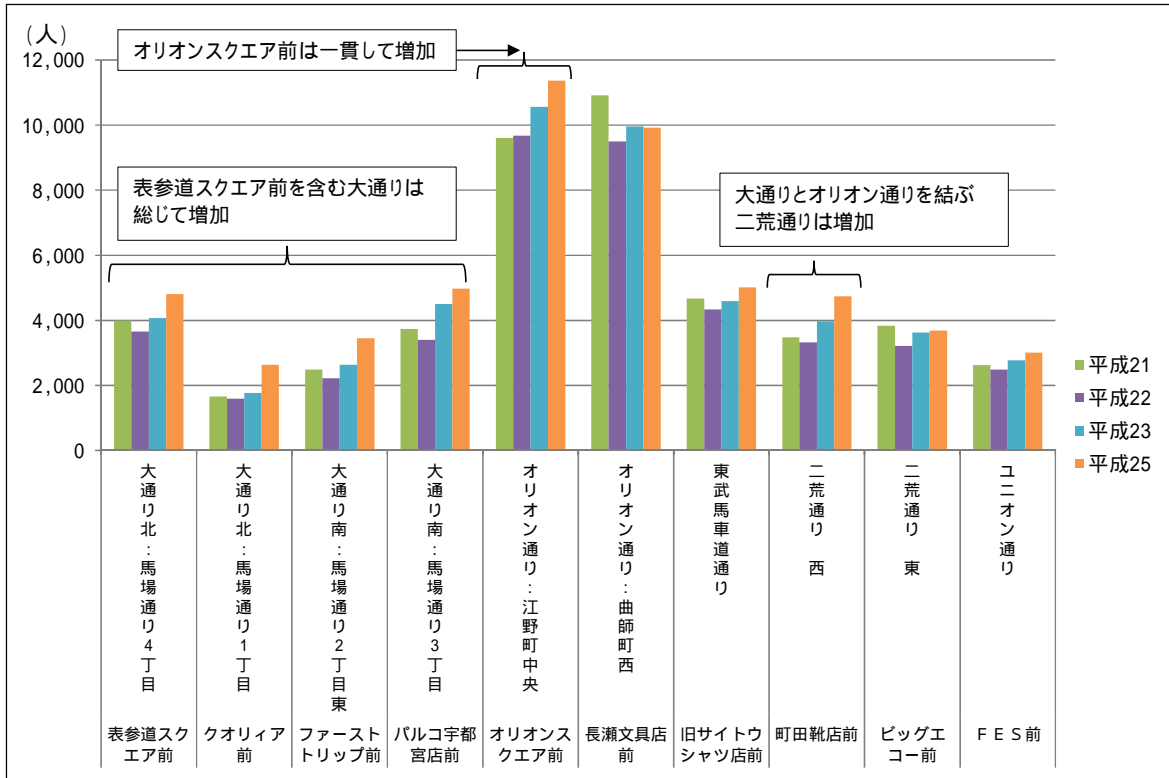
等の実施による、拠点広場や集客施設の整備と、拠点広場等を活用した様々なイベントの開催などが大きく寄与しているものと考えられます。

しかしながら、集客施設や拠点広場から離れた地点において、通行量が減少している傾向も見られることから、集客施設や拠点広場に集まった来街者が周辺に回遊していないことが分かります。また、通行量が増加したとはいえ、平成 19 年の通行量の 65,585 人までは回復していないことや、休日の通行量に対して平日の通行量が減少傾向にあることなどから、現在の取組を継続しつつ、回遊性の向上や恒常的な賑わいの創出に取り組んでいく必要があります。

■ 歩行者・自転車通行量の調査地点



■ 歩行者・自転車通行量（休日）の推移



■ 歩行者・自転車通行量の推移（休日）

調査地点	場所	平成21	平成22	平成23	平成25	H21/19 増減率	H25/21 増減率	
A	表参道スクエア前	大通り北:馬場通り4丁目	3,988	3,653	4,067	4,799	7.1%	20.3%
B	クオリア前	大通り北:馬場通り1丁目	1,656	1,592	1,768	2,633	-20.2%	59.0%
D	ファーストリップ前	大通り南:馬場通り2丁目東	2,478	2,222	2,632	3,449	-21.0%	39.2%
C	パルコ宇都宮店前	大通り南:馬場通り3丁目	3,731	3,400	4,502	4,981	-27.6%	33.5%
H	オリオンスクエア前	オリオン通り:江野町中央	9,611	9,675	10,561	11,366	-35.0%	18.3%
G	長瀬文具店前	オリオン通り:曲師町西	10,915	9,497	9,961	9,922	-26.1%	-9.1%
I	旧サイトウシャツ店前	東武馬車道通り	4,667	4,338	4,588	5,020	-36.3%	7.6%
F	町田靴店前	二荒通り 西	3,478	3,322	3,967	4,742	-32.0%	36.3%
E	ビッグエコー前	二荒通り 東	3,837	3,212	3,627	3,685	-33.6%	-4.0%
J	F E S 前	ユニオン通り	2,626	2,492	2,769	3,008	-29.5%	14.5%
計			46,987	43,403	48,442	53,605	-28.4%	14.1%

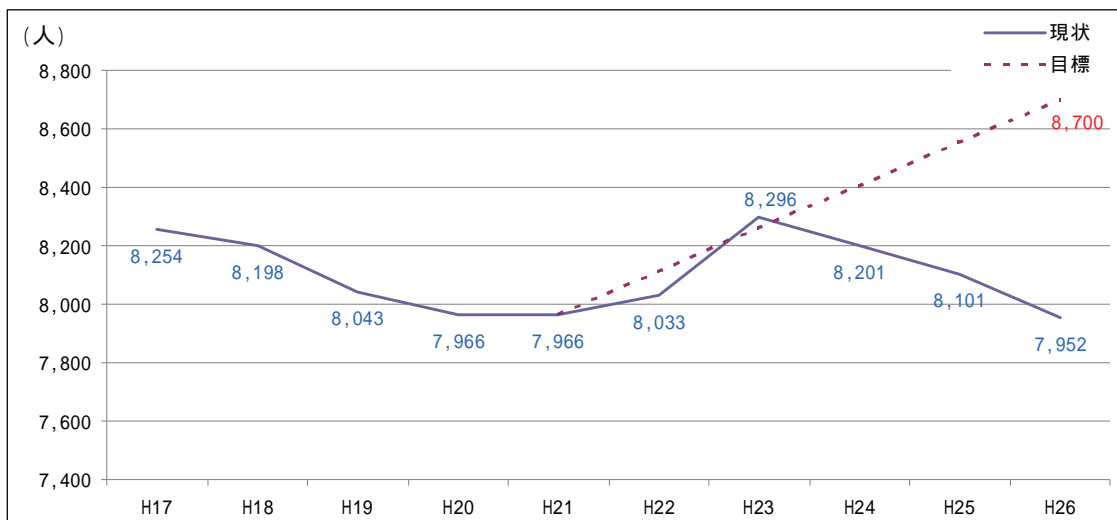
数値目標3：居住人口（夜間人口）(約168ha)

達成状況

居住人口については、平成23年は8,296人に増加しましたが、平成24年からは再び減少に転じ、目標値の水準を下回っています。

基準値（平成21年）	目標値（平成26年）
7,966人	8,700人
現状値（平成26年）	
7,952人（-14人）	

■居住人口（夜間人口）の現状と目標



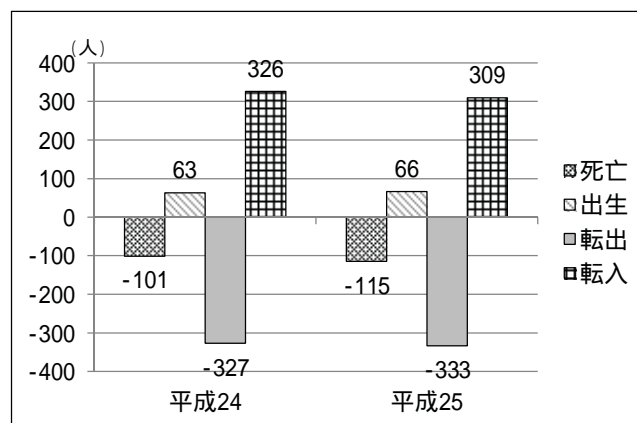
評価

「居住人口（夜間人口）」については、基準となる平成21年の数値と比較すると、第1期計画を策定した平成22年3月以降増加し、平成23年9月には8,296人まで増加しましたが、平成24年9月からは再び減少傾向にあり、平成26年9月の数値目標8,700人に及びませんでした。

中心市街地における人口動態は、出生より死亡が多く、転入より転出（市内転居・市外転出を含む）がやや多い傾向にあります。

この要因としては、高齢化率が高いことから、高齢者の死亡が多いことや、市全体の人口は増加している一方で、中心市街地の人口は減少傾向にあることから、市内での転居により中心市街地から郊外へ居を移していると考えられます。また、平成24年度「住宅・住環境に関する市民アンケート調査」の結果によると、現在の住宅、将来住みたい住宅ともに「持ち家」という

■中心市街地の自然・社会動態



資料) 住民基本台帳

※上記データの社会増減は町丁単位のデータであるため、中心市街地内の移動が含まれている可能性がある。

回答が約7割あることや、中心市街地の居住ニーズは「子育て期」が最も少ないこと、人口構成においても、市全体に比べて中心市街地は夫婦と子ども世帯が少ないことなどから、高い持ち家志向により郊外へ転出するケースが多く、時期は子育て期が多いと推察されます。

しかしながら、第1期計画を策定した平成22年3月以降、計上事業による実績は724人増となっており、計画当初の想定（774人増）と比較すると93.5%の達成率となっていることから、事業の効果は着実に上がっていると言えます。

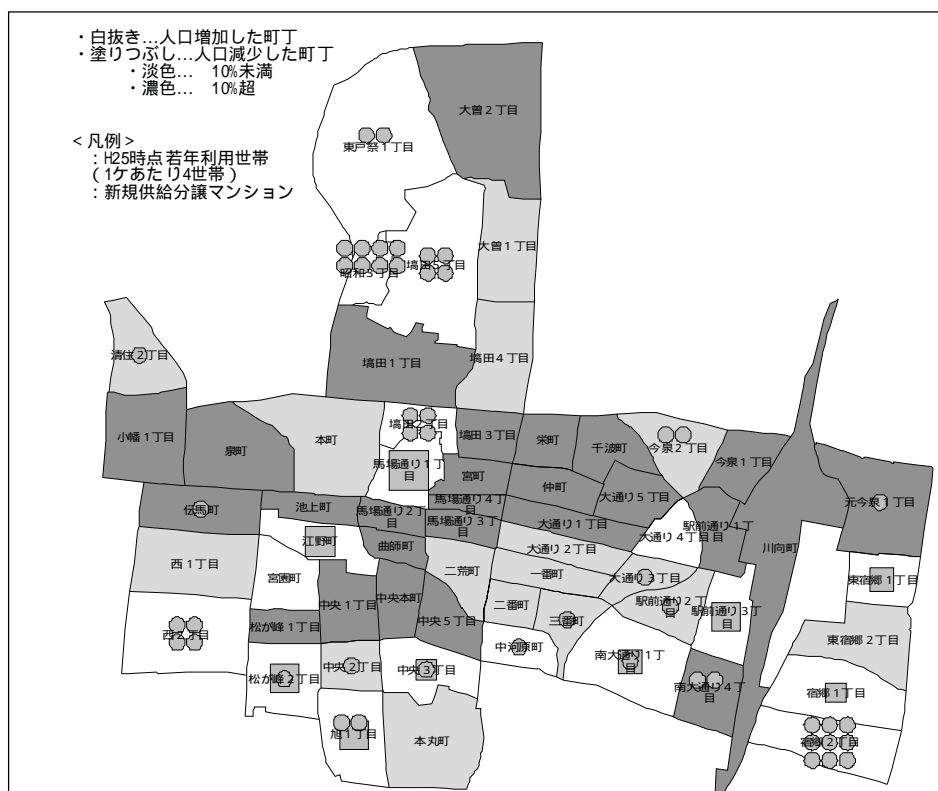
この要因としては、

- ・「宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業（シティータワー宇都宮）」（165戸）
- ・「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業（ザ・レジデンス宇都宮）」（86戸）
- ・ナイスロイヤルタワー建設（95戸）

等による住宅の大量供給などが大きく寄与しているものと考えられます。

また、都心居住促進策として実施している「若年夫婦世帯家賃補助」において、平成21年から平成25年において、新規補助世帯が毎年50世帯～70世帯程度で推移するなど、着実に活用が図られ、居住人口の増加に寄与していると考えられます。

■平成17～25年の町丁別人口増減の状況



資料) 市住宅課資料

中心市街地における居住については、平成25年度の中心市街地活性化に関する市民アンケート調査でも示されたとおり、住まいの形態としては「分譲マンション」のニーズが高いことや、居住に際して求められることとしては、「日常生活に必要な施設がそろっていること」が重要な要素となっています。

このようなことから、マンション等都市型住宅の誘導や居住促進策などの取組を着実に実施するとともに、定住促進策や居住環境の整備に取り組んでいく必要があります。

(5) 推進体制について

行政

第1期計画の策定時に組織された、「中心市街地活性化推進委員会」は、市内の関係課で構成され、計画の実施や活性化の推進に関する協議や、「市街地整備・まちなか居住」「商業活性化」「公共交通・都市福利」の3つの作業部会による具体的な活性化事業の協議を行い、各課において活性化事業に取り組むなど、市内横断的に活性化事業に取り組んでおり、活性化の推進に向けたPDCAサイクル^{注)}が確立されました。

今後は、計画の実効性をより一層高めるために、定期的なフォローアップや中間評価による計画の見直しなど、PDCAサイクルの強化に取り組むことが求められています。

注) PDCAサイクルとは、計画 (PLAN) → 実行 (DO) → 検証 (CHECK) → 改善 (ACTION) の活動のサイクルを継続的に進めることにより、改善を行う手法

中心市街地活性化協議会

第1期計画の策定時に組織された、「宇都宮市中心市街地活性化協議会（以下、「中心市街地活性化協議会」という。）」は、商業事業者や宇都宮商工会議所、宇都宮まちづくり推進機構（以下、「まちづくり推進機構」という。）、行政などの関係者で構成され、計画の実施や活性化の推進に関する検討や「まちなか居住・市街地整備」「商業・賑わいづくり」「交通・福利向上」の3つの部会による具体的な活性化事業の検討を行うなど、官民が相互に連携・協力しながら一体となって活性化事業に取り組んできました。

今後は、恒常的な賑わい向上に向けた民間事業の活発化に向け、関係者間のさらなる連携・協力を図るなど、中心市街地活性化協議会の機能強化に取り組むことが求められています。

事業者（宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会、宇都宮中心商店街活性化委員会）

中心市街地においては、商店街間や大型店舗等との連携による組織が存在しています。このうち、東武宇都宮百貨店とオリオン通り商店街振興組合、東武馬車道通り商店街振興組合、ユニオン通り商店街振興組合で組織される「宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会（みやヒルズ）」では、「みやの盆踊り」や「みやのひなまつり」などの連携事業に取り組んでおり、パルコ宇都宮店、MEGAドン・キホーテ ラパーク宇都宮店、表参道スクエアテナント会と8つの商店会および宇都宮屋台横丁で組織される「宇都宮中心商店街活性化委員会（バンバコミッション）」では、「バンバひろば」におけるイベントの開催や「公衆無線LAN事業」などに取り組んできました。

今後は、魅力ある商店街の形成に向けて、商店街等の新たな魅力創出や人材の育成に取り組むことが求められています。

特定非営利活動法人（特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構）

企業・団体、個人で構成される「まちづくり推進機構」では、官民連携によりまちづくりに取り組むための中核的組織として、旧公益質屋の活用や宮サイクルステーションの運営、地域資源の活用や活用に向けた調査・研究など、特定非営利活動法人の特性を活かした様々な活性化事業に取り組むとともに、まちづくりの方向性についての提案や地元大学との連携などにも積極的に取り組んできました。

今後は、官民協働によるまちづくりをより一層推進するため、まちづくり推進機構の更なる活動の充実や民間事業の全体調整コーディネートなど、組織の特性を活かした総合的な機能の発揮が求められています。

(6) 第1期計画の総括

第1期計画においては、衰退する中心市街地の賑わい回復に向けて、市街地再開発事業や賑わい・交流拠点の整備、空き店舗対策などに取り組んできました。

このような中、「オリオンスクエア」や「バンバひろば」など拠点広場を中心に、様々なイベントが開催されるようになるとともに、アンテナショップ「宮カフェ」や、商店街による「オリオンACぷらざ」、地元新聞社による「下野新聞NEWS CAFE」「まちなか支局」など、情報発信・交流施設が開設されたことなどにより、休日の通行量の増加や空き店舗の減少など、賑わいの回復が見られるようになりました。

一方で、市街地再開発事業等による住宅供給や都心居住促進策により居住人口は一時増加したものの、近年は減少しています。また、事業所数や従業員数、小売販売額など経済活力を示す指標が減少しており、平日の通行量も伸び悩んでいます。

市民アンケート調査においては、第1期計画の策定時と比べて、中心市街地に対する印象が改善し、「愛着がある」については過半数を超えましたが、「にぎわっている」と思う割合は依然として低く3割以下にとどまっています。

このようなことから、中心市街地において恒常的な賑わい^{注)}の創出や経済活力の向上に向けた取組の推進が必要となっています。

注) 恒常的な賑わいとは、住む人や働く人、訪れる人がいて常に賑わっている状態をいう。

[5] 中心市街地活性化への課題整理

第1期計画の総括を踏まえ、中心市街地の活性化へ向けた課題について、以下のとおり整理します。

【課題1】 経済活力の向上

中心市街地の活性化は、宇都宮市全体が持続的に発展していくための重要な取組であり、中心市街地において経済活動が活発に行われることや、その効果を周辺地域にも波及させることが重要です。

現状では空き店舗対策等により空き店舗数は減少しているものの、解消されるまでには至っていないとともに、事業所数や従業員数、小売販売額など経済活力を示す指標が減少していることなど中心商業地としての活力が低下していることから、中心市街地が今後も本市の“顔”として活力あるまちであり続けるため、経済活力の向上を図る必要があります。

【課題2】 来街者の増加

中心市街地が賑わいあふれるまちであるためには、人々の往来が活発であることが重要です。

現状では休日の歩行者・自転車通行量の増加に対して、平日の増加が伸び悩んでいるとともに、中心市街地が「賑わっている」と感じる市民が3割以下にとどまっていることなどを踏まえ、さらなる賑わいの向上に向け、中心市街地に通勤・通学する人や、買い物や観光に訪れる人など来街者の増加を図る必要があります。

【課題3】 居住人口の増加

人が住んでいるということは、まちが成り立つ基本的な条件であり、まちの活力の源であることから、今後の人口減少社会においても中心市街地の賑わいと活力の維持向上を図っていくためには、居住人口を確保していることが重要です。

現状では市全体で人口が増加し続けているにもかかわらず、中心市街地では減少傾向にあることから、まちの活力の維持向上に向けて、居住人口の増加を図る必要があります。

[6] 中心市街地活性化の基本方針

(1) 社会潮流と国の方向性

社会潮流

ア．人口減少や少子・超高齢社会の到来への対応

今後、人口減少や少子・超高齢社会が到来する中であっても、市民の多様なニーズや変容する需要に対応することのできるまちづくりが求められています。

イ．地域産業・経済の持続的な発展の要請

高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことのできる産業やその担い手となる人材、賑わいや活力を生み出す交流人口の増加が求められています。

ウ．環境にやさしい都市づくりへの要請

地球温暖化などの地球環境問題への対応は、市民の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっており、地域レベルでの取組の強化が求められています。

国の方向性

【中心市街地活性化に係る方向性】

ア．「コンパクトシティ」の実現

拡散型の居住から一定エリアへの集約型の居住への転換や、街なかへの都市機能の集約など、中心市街地に人や都市機能を集める「コンパクトシティ」の実現を図ります。

イ．民間投資の喚起による地域経済活力の向上

地域全体に大きな波及効果がある、新規の事業活動や都市施設の更新等の促進のための民間プロジェクトの重点支援などにより地域経済の活力を向上させます。

ウ．地域公共交通の充実

高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保や、周辺地域から中心市街地への交通アクセス向上など地域公共交通の充実を推進します。

【まち・ひと・しごと創生^{注)}】

人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務の課題であることから、地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことに取り組みます。

- ・ 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持します。
- ・ 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指します。
- ・ 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図ります。
- ・ 地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていきます。

注) 「まち」…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
「ひと」…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
「しごと」…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出
これらの一体的な推進を「まち・ひと・しごと創生」という。

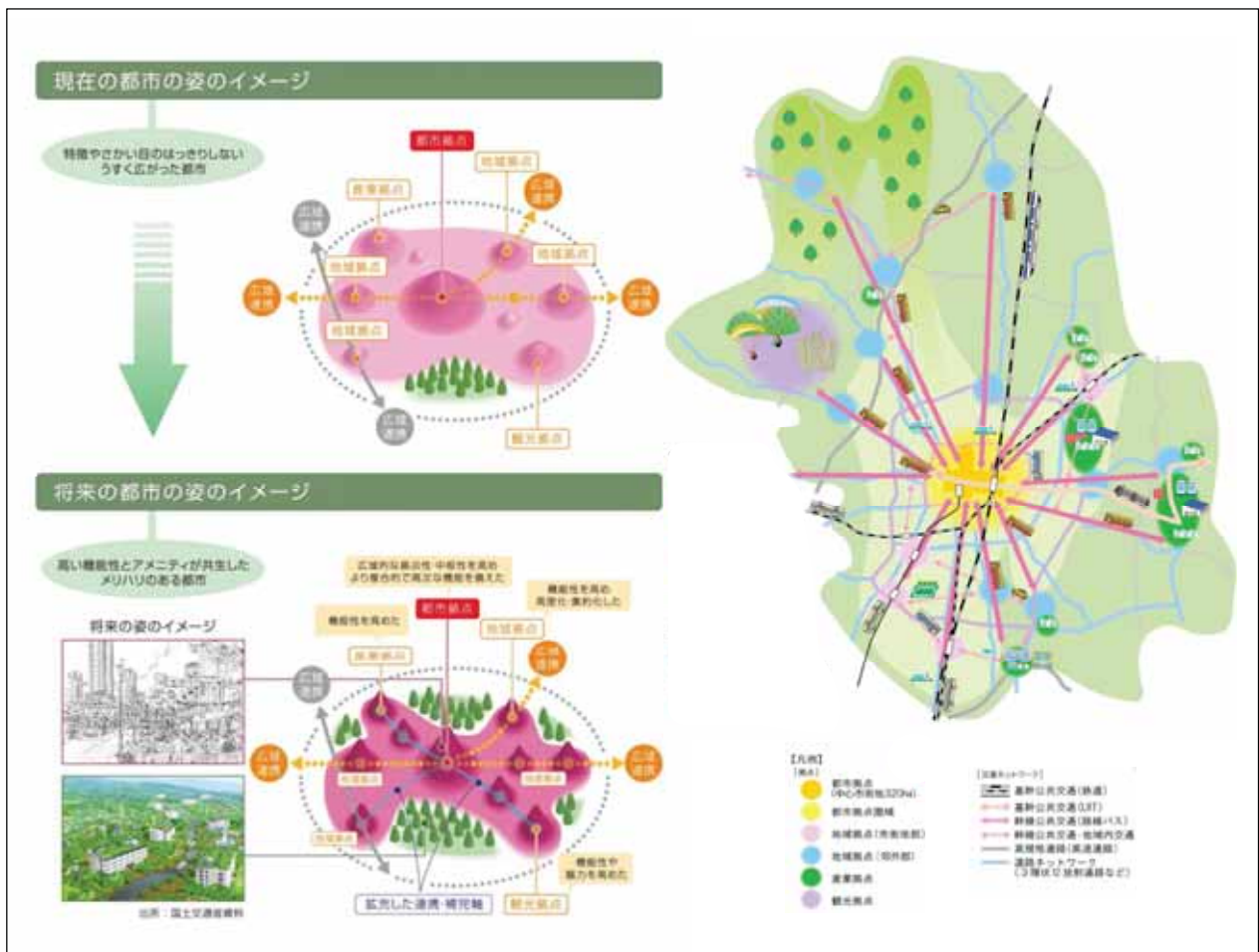
(2) 中心市街地の位置づけ

第5次宇都宮市総合計画（平成20年3月策定）

将来の望ましい都市の形成に向けて、『土地利用の適正化』と『拠点化の促進』により、都市の「コンパクト化（集約化）」を図るとともに、拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化する『ネットワーク化の促進』を図り、これからの人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿である、ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）の形成を目指しています。

中心市街地は、ネットワーク型コンパクトシティの中核となる「都市拠点」として位置づけられ、誰もが暮らしやすい環境を整え、本市の中核性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成を図ることとしています。

■ ネットワーク型コンパクトシティと都市構造のイメージ



ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（平成27年2月策定）

ネットワーク型コンパクトシティを着実に形成していくため、21世紀の半ばの2050年を見通した、長期的な視点でのまちづくりの方向性となる「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（以下「NCC形成ビジョン」という。）を作成しました。

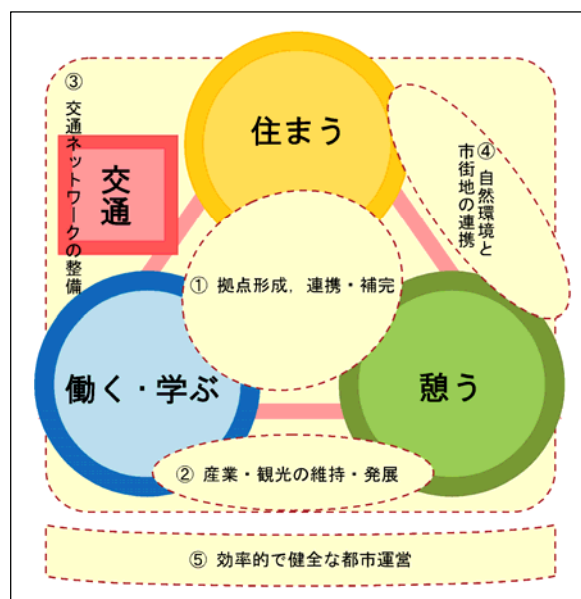
「NCC形成ビジョン」においては、土地利用や都市機能の配置、都市基盤整備が一体としてまとまっているエリアである中心市街地（『都心部グランドデザイン』における都心部の範囲

(約 320ha) を「都市拠点」とするとともに、周辺地域を「都市拠点圏域」とし、本市全体の活力をけん引する高次の商業・業務機能などの都市機能を高度に集積するものとしています。

拠点化の促進

- ・ 市の中心部には全ての都市機能（「住」、「働・学」、「憩」）を集積するとともに、それぞれの機能が都市の競争力をけん引する高次性・広域性を備える「都市拠点」を配置・形成
- ・ 各地域には「鉄道駅」及び「これまでの集落の成り立ち等を踏まえた場所」を中心の目安とした「地域拠点」（概ね半径 500m）を配置
- ・ 「都市拠点」と「地域拠点」の2層の拠点の連携・補完により、市民生活に必要な機能を充足
- ・ 地域特性や都市計画の土地利用区分を踏まえた、高次の「働・学」に関連する都市機能を備えた「産業拠点」、高次の「憩」に関する都市機能を備える「観光拠点」を配置・形成
- ・ 放射状の基幹・幹線交通を基本に支線交通の階層性を有する「公共交通ネットワークのワーク」や、公共交通や経済活動の活性化を促す「道路のネットワーク」を構築
- ・ 各拠点間も地域特性に応じて交通ネットワークで結び、それぞれ役割を補完しあう関係を構築

■都市空間形成に求められる機能



都市拠点の形成の方向性

ア．都市機能の集積・集約

- ・ 中枢性や広域的な求心性を高めるため、行政機関をはじめ専門的な知識を必要とするサービス産業や、高い機能を有する医療・福祉、金融などの都市機能を集約
- ・ 都市での生活を豊かにするため、日常生活に密着した都市機能に加え、高度な商業機能を集積。第三次産業を活性化させ、市民の労働の場を提供するため、商業・業務機能の集積を図る。
- ・ 市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れた娯楽や憩いを得るため、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能の集積を図る。

イ．交通結節点の整備

- ・ 人・モノが活発に交流できる基盤の創出を図るため、多様な交通の結節点の整備、利用環境の充実を図る。
- ・ 自動車に頼らずに各拠点に気軽にアクセスできる交通結節機能の充実を図る。

ウ．居住人口の増加

- ・ 都市としての活力や賑わいを生み出すため、高次の都市機能が集積し、高い利便性を得られる環境を活かし、居住人口の集約を図る。
- ・ 本市の顔にふさわしい人口規模を都市拠点に確保



（仮称）宇都宮市人口ビジョン・（仮称）宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度に策定予定）

本市では、平成 29 年度に人口のピークを迎え、本格的な人口減少・少子超高齢社会となることが予測されている中で、今後、人口の減少速度を緩やかにしながら一定の人口規模を維持するとともに、減少する人口希望に適応した都市の形を形成することが必要であると考えています。

こうした中で、本市の地域経済の活力を高め、人口減少に伴う地域課題を解決するため、人口の減少と将来の展望を提示する「（仮称）宇都宮市人口ビジョン」と、地域の実情に応じた今後 5 ヶ年の施策の方向性を提示する「（仮称）宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、50 年・100 年後にあっても持続的発展が可能となるまちづくりの推進を目指します。

（仮称）宇都宮市立地適正化計画（平成 28 年度～平成 30 年度に策定予定）

本市では、平成 26 年 5 月の「都市再生特別措置法」の改正により新たに制度化された「立地適正化計画」の策定に着手したところであり、都市機能や居住を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導策等を定め、展開することにより、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

立地適正化計画については、NCC 形成ビジョンの考え方を踏まえるとともに、中心市街地活性化基本計画等の関連計画との整合を図りながら、策定を進めていきます。

（検討内容）

- ・ 居住及び都市機能の立地適正化に関する基本的な方針
- ・ 都市機能誘導区域、誘導施設、及び都市機能誘導に関する施策
- ・ 居住誘導区域、及び居住誘導に関する施策

公共施設の適正配置

公共施設の適正配置については、公共施設の現状や課題、関連する大規模公有地のあり方などを考慮しながら導入する公共機能や必要となる施設規模などを検討していきます。

(3) 中心市街地における都市機能のあり方

上位・関連計画等を踏まえた中心市街地における都市機能のあり方について、以下のとおり整理します。

生活サービス機能

中心市街地は、地域住民の生活の場であることから、日常的な需要に対する機能として、最寄品（食料品、日用雑貨）をはじめとする日常の買い物の場としての商業機能や、身近な病院や福祉施設、さらには出張所やコミュニティセンターといった公共公益機能が必要です。

高次都市機能

中心市街地は、ネットワーク型コンパクトシティの中核となる「都市拠点」として位置づけられていることから、都市拠点にふさわしい機能として、通勤・通学者を含む来街者にとって必要な、買回品（家具、電化製品）、専門品（ブランド品）の需要に応える機能や、より高度な医療サービスを提供する病院、市役所や県庁、国の機関等、高度な公共公益機能が必要です。

また、中心市街地は本市だけでなく、栃木県の県都、さらには北関東の中核都市としての中枢性や求心性の向上が求められることから、広域から人やもの、情報を集め、交流するような、本市を対外的に代表する全市的・広域的な機能や、これらを利用するための、広域から容易にアクセスできる交通機能が必要です。

こうした高次の都市機能を集積することにより、中心市街地が相対的に魅力を増すことによつて、都市機能の拡散などに歯止めをかけ、まちなかへの回帰を促す効果があると考えられます。

■ 中心市街地における都市機能のイメージ

	中心市街地の構成機能	
	生活サービス機能	高次都市機能
機能の定義	日常生活に必要なサービス機能や、生活の利便性を向上させるようなサービス機能	日常生活を営む圏域を超えた広範な地域を対象とする、高度で専門的なサービスを提供する都市機能で、中枢性や求心性を高める機能や、全市的・広域的な交流や賑わいを創出する機能
主な構成機能のイメージ	行政：出張所 医療：診療所 福祉：保育施設、介護サービス施設 教育：幼稚園、小学校、中学校 金融：ATM、郵便局、JAバンク、信用金庫 商業：スーパー、コンビニエンスストア 文化・芸術：図書館 交流：コミュニティセンター 交通：鉄道、LRT、バス、幹線道路	行政：市役所、県庁、国の機関 医療：病院（高度医療サービス提供を含む） 福祉：保健・福祉センター 教育：高等学校、専門学校、短期大学、大学 学術研究施設、生涯学習施設 金融：銀行本店・支店 商業：百貨店、ショッピングセンター、商店街 業務：業務施設（オフィス等）、産業支援施設 文化・芸術：劇場（ホール等）、美術館、博物館、図書館（総合・専門） 情報：観光案内施設、情報発信施設 娯楽：映画館、音楽施設、スポーツ施設 交流：広域交流施設、拠点広場 交通：新幹線、鉄道、LRT、バス、幹線道路
人口の集積度	目標人口密度 ^{注1)} は概ね60人/ha以上とする。	
生活の利便性	「生活利便偏差値」 ^{注2)} が70以上で、かつ、スーパーやコンビニエンスストアが徒歩圏（500m圏）に立地していることを目安とする。	

※上記都市機能のイメージは、今後の都市機能集積の方向性を検討する上での参考としてまとめたもの。

- 注1) 目標人口密度：都市計画マスタープラン（平成22年4月）では、街なかを「高密度市街地」として目標人口密度を概ね60人/ha以上としている。
- 注2) 後述の「生活利便性の状況」参照

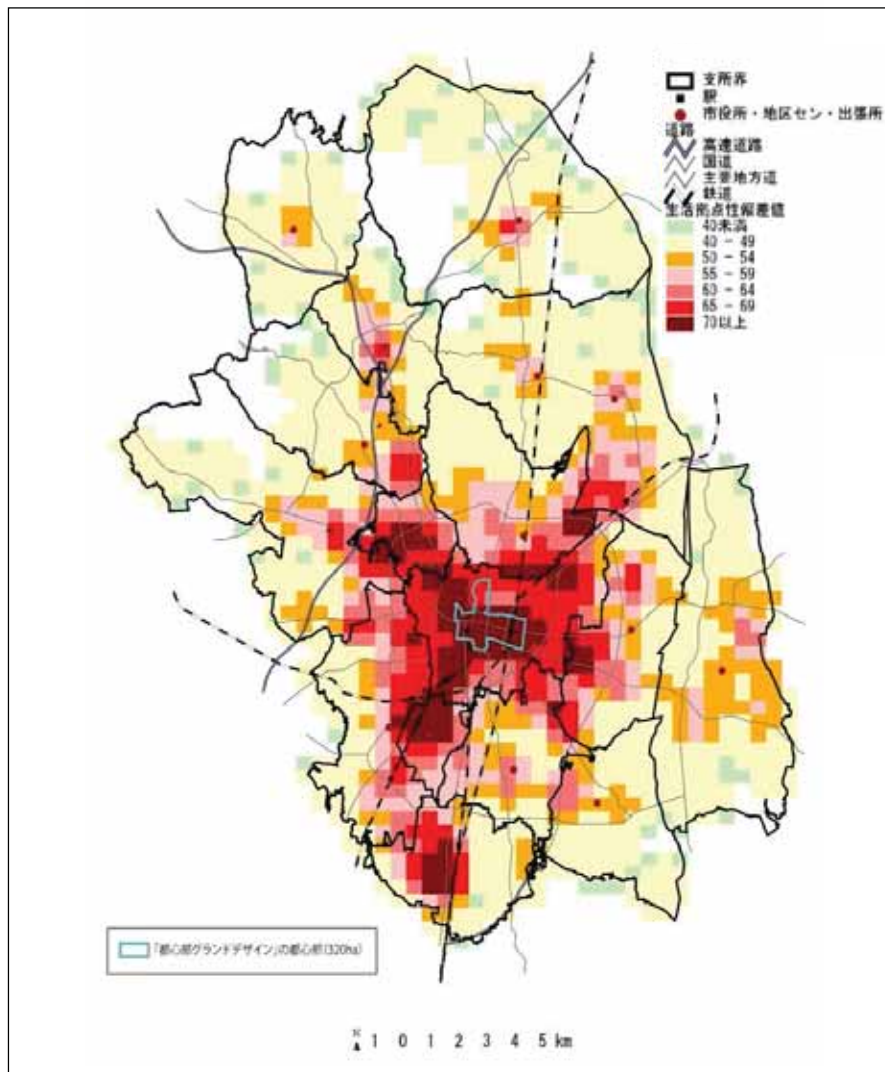
<参考>生活利便性の状況

「第5次宇都宮市総合計画基本計画改定に係る基礎調査業務」（平成24年3月）では、公共交通の利便性、公共施設等の利便性、市民サービスの充足度など生活利便性に関わる様々な都市機能の集積を定量化することにより、500mメッシュの単位ごとに生活利便性を評価する独自の「生活利便性偏差値」^{注)}を算出しています。

これによると、中心市街地は市内でも生活利便性が高い（生活利便性偏差値が70以上）メッシュが連担するエリアとなっています。

注) 生活利便性偏差値の算出方法：日常生活に対応する都市機能を抽出し、500mメッシュに対する各都市の利用圏域（半径750m/徒歩10分）の面積割合を算定。市民アンケートを基に、算出した利用面積割合を重みづけし、平均値を50とした偏差値に換算

■生活利便性偏差値



資料) 「第5次宇都宮市総合計画基本計画改定に係る基礎調査業務」（平成24年3月）

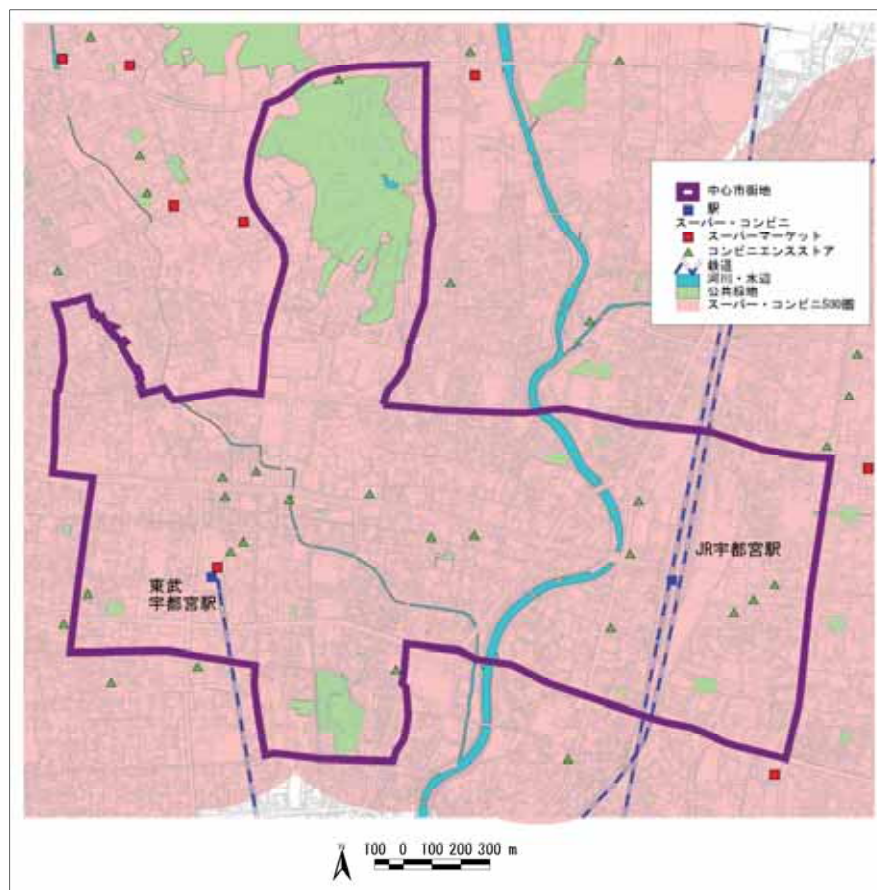
□生活利便性に関わる都市機能（評価に用いた指標）

視点	項目	出典
移動環境	鉄道駅	
	バス停（2本/時以上）	都市計画基礎調査
生活利便性	食料品店（鮮魚店・食肉店・青果物店）	NTT タウンページ
	コンビニエンスストア	NTT タウンページ
	スーパー・ショッピングセンター	大型小売店総覧 2010
	金融機関（銀行・信用金庫・郵便局）	NTT タウンページ
子育て環境	幼稚園	市の資料より
	保育園	市の資料より
	小学校	市の資料より
高齢者の安心	病院	市の資料より
	診療所	市の資料より
	デイサービス施設	市の資料より
	デイケア施設	市の資料より
市民サービス	市役所・支所・出張所	市の資料
潤い・快適性	公共緑地（1000㎡以上）	都市計画基礎調査

<参考>スーパー・コンビニエンスストアの分布状況

日常生活に密着した商業施設であるスーパー・コンビニエンスストアの分布を見ると、JR宇都宮駅及び東武宇都宮駅の周辺に分布しており、徒歩圏（500m圏）を見ると、中心市街地は全域がカバーされています。

■スーパー・コンビニエンスストアの分布



資料) NTT iタウンページ（平成25年）より作成

(4) 第2期計画における取組の方向性

第1期計画では、「衰退する中心市街地の賑わい回復」を目的に、交流人口と居住人口の増加、中心商業地の再生などに取り組んできました。これらの取組により、休日の賑わいについては回復が見られましたが、恒常的な賑わいの創出や経済活力の向上に向けた取組の推進が必要となっています。

恒常的な賑わい創出に向けては、イベント開催や商店街活性化等による集客はもとより、ネットワーク型コンパクトシティの中核をなす「都市拠点」として、「住まう」、「働く・学ぶ」、「憩う」といった都市の基本的機能の高度・高質化、適正化を図るとともに、これらを支える公共公益サービスや地域生活サービス等の各種都市機能の充実、公共交通ネットワーク等の都市基盤の形成など、総合的なまちづくりを進めていくことが重要です。

本市では、社会潮流や国の基本的方向等を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示す「NCC形成ビジョン」を策定し、さらに具現化に向けた「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」の策定を予定しており、こうした計画等に係る施策との連携も見据え、恒常的な賑わいの基盤・環境づくりは、長期的な視点に立ち計画的に進めていくべきものであり、行政が主導的な役割を担っていくことが必要です。

これらの賑わいの基盤・環境づくりにより呼び込んだ来街者等に、いかに中心市街地での消費を促し、商店街の活性化等、地域経済の活力向上に波及させるか、すなわち「しごとがひとを呼び、ひとがしごとを呼び込む」好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すことが重要であり、そのためには、経済活動の主役である民間自らの創意工夫による多様な活性化事業の積極的な展開を図っていくことが必要不可欠です。

こうしたことから、第2期計画においては「都市拠点の形成と地域経済の活性化」を目的として、以下の取組を重点項目に設定します。

【「都市拠点」づくりに向けた都市機能集積の推進】

ネットワーク型コンパクトシティの中核となる「都市拠点」づくりに向け、長期的な視点に立ち、「都市拠点」としてふさわしい高次の都市機能の集積や公共交通ネットワークの構築に向けた施策・事業に取り組んでいきます。

【経済活性化等に向けた民間主体の取組の積極的な推進】

賑わい創出・地域経済の活力向上に向け、民間が主体となった取組については、現在検討段階ではあるが計画期間内に事業化を目指すものなどについても、幅広く計画に盛り込み、積極的に推進します。

■ 中心市街地活性化の変遷

第1期計画 H22年4月～H27年3月	第2期計画 H27年4月～H32年3月	将来的に目指すもの (都心部グランドデザイン)
○衰退する中心市街地の賑わい回復 ・居住人口、交流人口の増加 ・中心商業地の再生 など ⇒恒常的な賑わい創出や経済活力向上に向けた取組の推進が必要	○都市拠点の形成と地域経済の活性化 ・長期的なまちづくりを見据えた都市機能の集積による賑わいの基盤・環境づくり ・民間事業者による経済活力の向上 など	○本市の持続的な発展に資する「都市拠点」の形成 ・2核2軸の都心骨格構造の完成とこれを活かした新たな整備プロジェクトの展開 など

(5) 第2期計画の基本方針

第1期計画の総括や活性化への課題，社会潮流に対する課題や国の方向性，中心市街地の位置づけを踏まえ，第2期計画の基本方針を以下のとおり設定します。

【方針1】 経済活動が活発に行われるまちづくり

中心市街地における経済活動の活発化には，事業所や商業施設，公共公益施設等が集積することによって，様々な経済活動が展開されることが重要です。

このため，本市の“顔”にふさわしい中心市街地として多様な都市機能の集積を進めるとともに，経済活動の主役となる民間事業者自らの事業意欲の向上や，消費者や住民のニーズに対応した魅力ある商店街等の形成などに取り組むことにより，経済活動が活発に行われるまちづくりを進めていきます。

【方針2】 日常的に人々が行き交うまちづくり

人々の往来を活発化させ，まちに賑わいを取り戻すためには，中心市街地に行きたい・歩きたいと思えるものや場所の創出はもとより，公共交通機関による中心市街地へのアクセスの利便性の向上や中心市街地内の移動の利便性の向上が重要です。

今後の少子超高齢社会に伴う交通弱者の増加や，地球規模で求められる環境にやさしいまちづくりを推進するためには，多様な地域資源の有効活用による，歩いて楽しい魅力的なエリアの形成や中心市街地ならではの個性の発揮，誰もが利用でき，環境負荷の軽減にも寄与する移動手段の確保に取り組むことにより，日常的に人々が行き交うまちづくりを進めていきます。

【方針3】 子どもから高齢者まで安心・快適に暮らせるまちづくり

居住人口の増加には，良好な住宅の供給や，快適な生活環境の整備が重要です。

今後の人口減少・少子超高齢社会に備え，子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい生活空間の整備を進めるとともに，中心市街地における多様な居住ニーズに対応した住宅供給や，生活支援サービスの充実に取り組むことにより，子どもから高齢者まで安心・快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。

また，街なか居住の促進により多様な世代・世帯の人口を誘導するとともに，良好な地域コミュニティの形成を図ります。

2. 中心市街地の位置及び区域

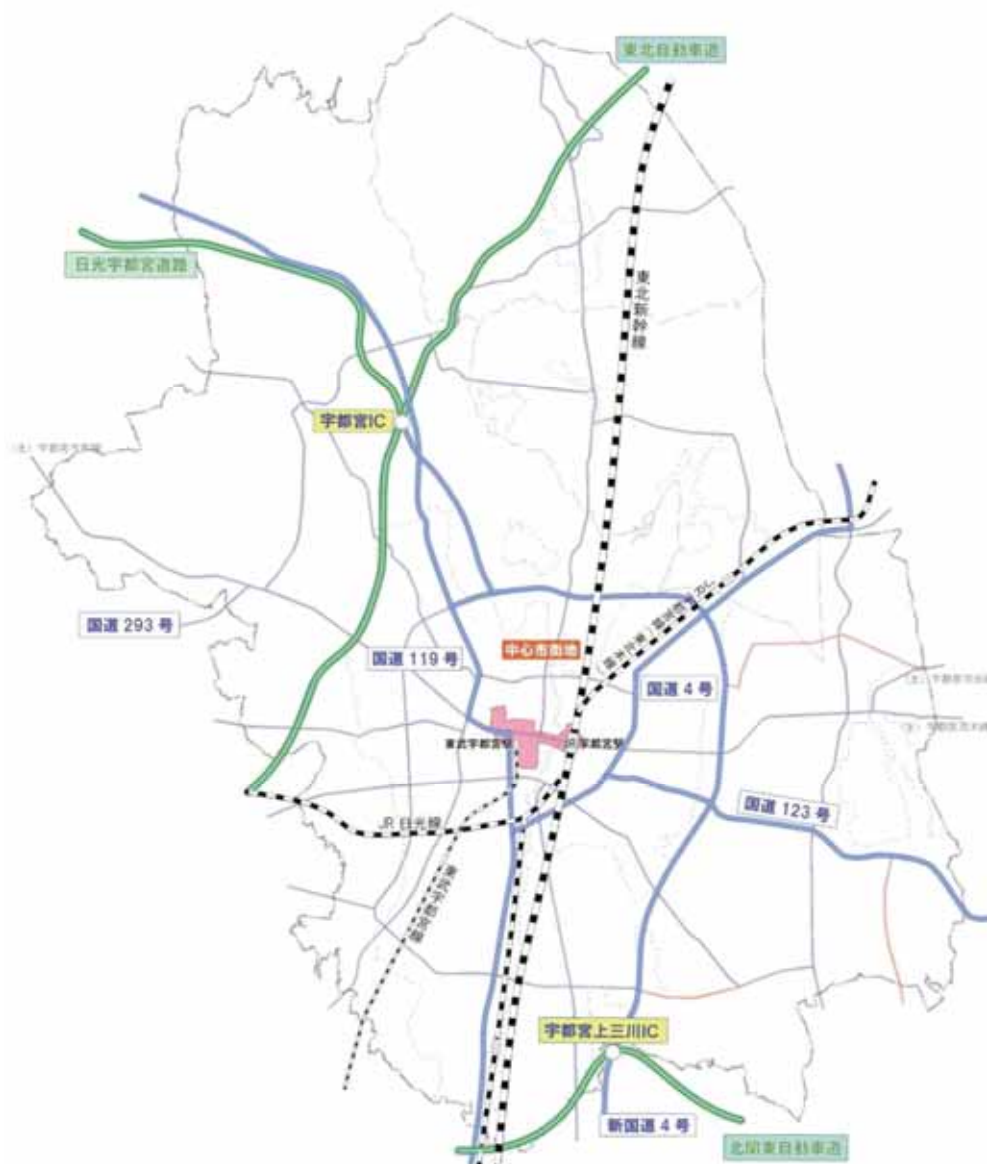
[1] 位置

位置設定の考え方

宇都宮市は、奥州街道と日光街道の追分にある宇都宮二荒山神社の門前町として、また、宇都宮城の城下町として古くから栄えてきたまちであり、現代においても、宇都宮二荒山神社、宇都宮城址公園や東武宇都宮駅の周辺に、国や県の行政機関や商業・業務機能など多くの都市機能が集積しています。また、本市は広域圏での交通要衝都市として発展を続けており、広域交通拠点となるJR宇都宮駅周辺にも商業・業務機能など多くの都市機能が集積しています。

このような背景から、中心市街地の位置については、宇都宮二荒山神社と宇都宮城址公園、東武宇都宮駅を包含する地域と、広域圏での交通要衝拠点となるJR宇都宮駅周辺を核とする地域、及び2つの地域を結ぶ軸とその周辺地域を設定します。

<位置図>



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての基本的な考え方

本市は、「グランドデザイン」で示している約 320ha の区域において、おおよそ 30 年間の長期ビジョンのもと、「2核2軸」の都市構造を実現し、賑わいと多様性のある中心市街地とすべく、官民協働による活性化施策に取り組んできました。平成 27 年 2 月に策定した「NCC 形成ビジョン」においても、グランドデザインの範囲を「都市拠点」として位置づけています。

一方、平成 22 年 3 月に策定した第 1 期計画では、グランドデザインで位置づけた都市構造を踏襲しつつ、活性化事業をより戦略的かつ効果的に実施するため、計画期間内（平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月まで）に活性化事業を実施する約 168ha の区域を中心市街地として設定しました。

この計画に基づきこれまで活性化事業を進めてきたところ、歩行者・自転車の通行量や居住人口の増加等、一定の効果を得ることができました。しかしながら、経済状況の低迷などの影響から、事業所の減少が続くなど、経済活力関連の指標を中心に、目標達成には至っていない状況です。

さらなる活性化に向けては、中心市街地に存在する地域資源やこれまでに整備された都市基盤などの既存ストックを有効に活用しながら、新たに展開される事業との相乗効果が図れるよう、集中的に取り組むことが効果的です。

このため、都市基盤の整備や、都心居住空間、都市景観の形成が進んでおり、賑わいづくりのための歴史・文化を活かした回遊ルートを含む現行区域において、継続して活性化事業に取り組むこととします。

(2) 計画区域の範囲

区域の境界については、事業のフォローアップ時に必要なデータ分析や市民への分かりやすさを考慮し、前基本計画と同様に町丁目境を基本とし、道路や河川といった構造物で区切ることとします。

① オリオン通りを中心とする事業実施区域（センターコア内）：

泉町、本町、塙田二丁目、馬場通り一丁目、馬場通り二丁目、馬場通り三丁目、馬場通り四丁目、伝馬町、池上町、江野町、曲師町、二荒町、西一丁目、宮園町、中央一丁目、中央本町、中央五丁目

② JR 宇都宮駅東口及び西口における事業実施区域（JR コア内）：

今泉一丁目、駅前通り一丁目、駅前通り二丁目、駅前通り三丁目、宮みらい、川向町の一部

③ 市役所・宇都宮城址公園：

旭一丁目、本丸町、中央二丁目、中央三丁目

④ 小幡清住地区土地地区画整理事業区域：

清住一丁目、清住二丁目、小幡一丁目

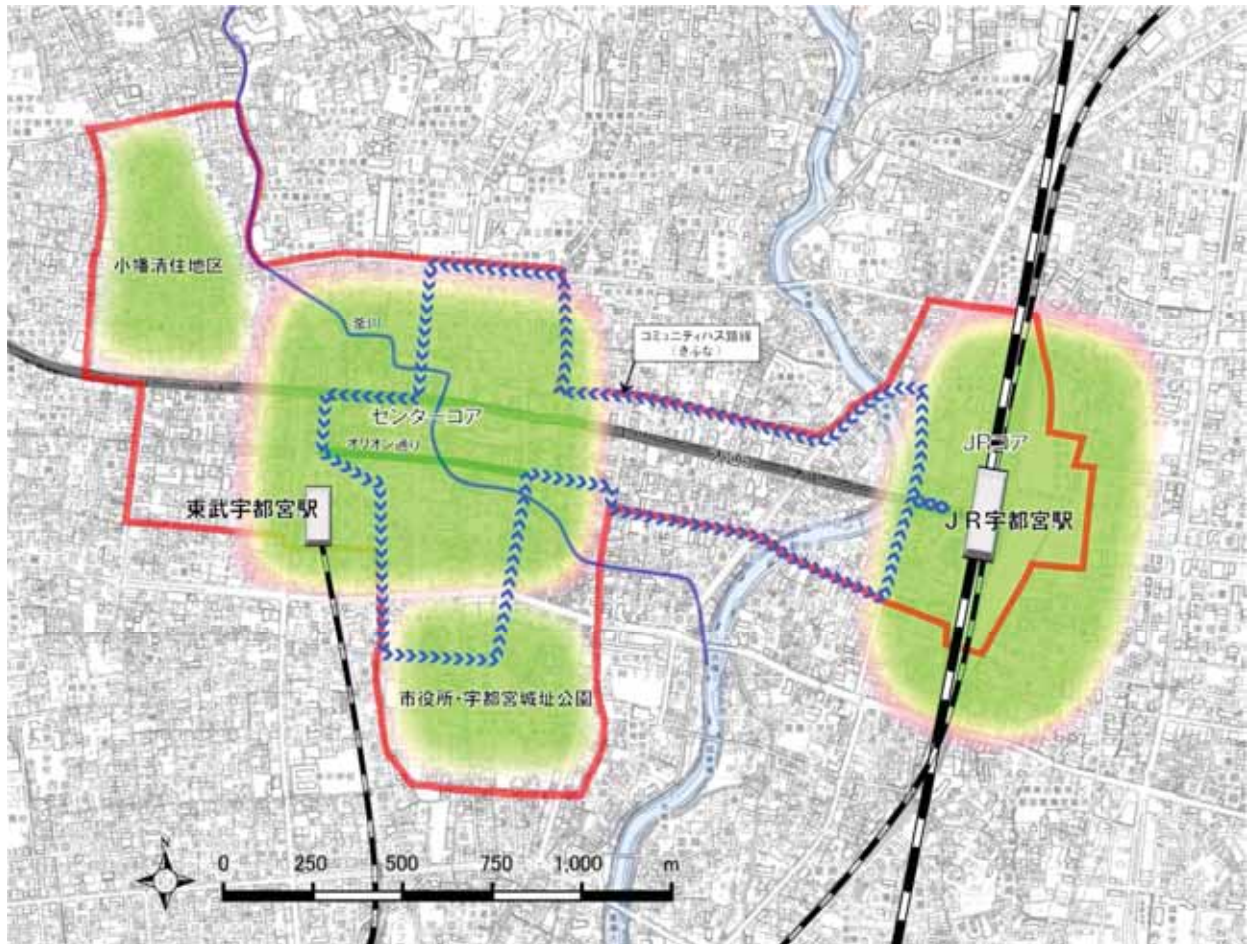
⑤ コア同士をつなぐ軸（大通り、コミュニティバス路線）：

大通り一丁目、大通り二丁目、大通り三丁目、大通り四丁目、一番町

(3) 区域の面積

約 168ha

<区域図>



※「要件」は中心市街地活性化に関する法律
第2条第1号から第3号の要件

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件 ()	説明																																																																																																																																																									
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。</p>	<p>商圈 本市は、栃木県下において商圈の中心都市であり、県下で最も吸収人口が多い都市で、その割合も増加しています。 宇都宮商圈を構成する市町村数も25市町村（平成16年度）から30市町村（平成21年度）と増加しています。</p> <p>■各商圈の構成市町村数と吸収人口の変化</p> <table border="1" data-bbox="432 539 1426 1621"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">商圈構成市町村数</th> <th colspan="3">吸収人口（人，％）</th> </tr> <tr> <th>H21</th> <th>H16</th> <th>増減数</th> <th>H21</th> <th>H16</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇都宮市</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>661,937</td> <td>609,633</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>足利市</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>136,482</td> <td>141,982</td> <td>-3.9</td> </tr> <tr> <td>栃木市</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>99,085</td> <td>102,560</td> <td>-3.4</td> </tr> <tr> <td>佐野市</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>113,121</td> <td>111,660</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>鹿沼市</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>69,888</td> <td>93,627</td> <td>-25.4</td> </tr> <tr> <td>日光市</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>-1</td> <td>0</td> <td>3,154</td> <td>-100.0</td> </tr> <tr> <td>今市市</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>69,404</td> <td>65,533</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>小山市</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>157,747</td> <td>161,129</td> <td>-2.1</td> </tr> <tr> <td>真岡市</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>84,637</td> <td>96,596</td> <td>-12.4</td> </tr> <tr> <td>大田原市</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>91,528</td> <td>83,512</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>矢板市</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>31,251</td> <td>34,908</td> <td>-10.5</td> </tr> <tr> <td>黒磯市</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>67,321</td> <td>62,875</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>南河内町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>13,907</td> <td>9,505</td> <td>46.3</td> </tr> <tr> <td>益子町</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10,610</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>芳賀町</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,785</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>太平町</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13,583</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>氏家町</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>36,684</td> <td>22,274</td> <td>64.7</td> </tr> <tr> <td>烏山町</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>16,523</td> <td>17,408</td> <td>-5.1</td> </tr> <tr> <td>西那須野町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>30,466</td> <td>33,531</td> <td>-9.1</td> </tr> <tr> <td>田沼町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>7,856</td> <td>10,058</td> <td>-21.9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料）地域購買動向調査／栃木県（平成21年度） ※合併前の市町村区分となっている。</p>		商圈構成市町村数			吸収人口（人，％）			H21	H16	増減数	H21	H16	増減率	宇都宮市	30	25	5	661,937	609,633	8.6	足利市	2	2	0	136,482	141,982	-3.9	栃木市	7	6	1	99,085	102,560	-3.4	佐野市	5	5	0	113,121	111,660	1.3	鹿沼市	3	3	0	69,888	93,627	-25.4	日光市	0	1	-1	0	3,154	-100.0	今市市	6	6	0	69,404	65,533	5.9	小山市	5	5	0	157,747	161,129	-2.1	真岡市	7	7	0	84,637	96,596	-12.4	大田原市	9	8	1	91,528	83,512	9.6	矢板市	3	3	0	31,251	34,908	-10.5	黒磯市	4	3	1	67,321	62,875	7.1	南河内町	2	2	0	13,907	9,505	46.3	益子町	2	-	-	10,610	-	-	芳賀町	2	-	-	4,785	-	-	太平町	2	-	-	13,583	-	-	氏家町	5	3	2	36,684	22,274	64.7	烏山町	4	3	1	16,523	17,408	-5.1	西那須野町	2	2	0	30,466	33,531	-9.1	田沼町	2	2	0	7,856	10,058	-21.9
	商圈構成市町村数			吸収人口（人，％）																																																																																																																																																						
	H21	H16	増減数	H21	H16	増減率																																																																																																																																																				
宇都宮市	30	25	5	661,937	609,633	8.6																																																																																																																																																				
足利市	2	2	0	136,482	141,982	-3.9																																																																																																																																																				
栃木市	7	6	1	99,085	102,560	-3.4																																																																																																																																																				
佐野市	5	5	0	113,121	111,660	1.3																																																																																																																																																				
鹿沼市	3	3	0	69,888	93,627	-25.4																																																																																																																																																				
日光市	0	1	-1	0	3,154	-100.0																																																																																																																																																				
今市市	6	6	0	69,404	65,533	5.9																																																																																																																																																				
小山市	5	5	0	157,747	161,129	-2.1																																																																																																																																																				
真岡市	7	7	0	84,637	96,596	-12.4																																																																																																																																																				
大田原市	9	8	1	91,528	83,512	9.6																																																																																																																																																				
矢板市	3	3	0	31,251	34,908	-10.5																																																																																																																																																				
黒磯市	4	3	1	67,321	62,875	7.1																																																																																																																																																				
南河内町	2	2	0	13,907	9,505	46.3																																																																																																																																																				
益子町	2	-	-	10,610	-	-																																																																																																																																																				
芳賀町	2	-	-	4,785	-	-																																																																																																																																																				
太平町	2	-	-	13,583	-	-																																																																																																																																																				
氏家町	5	3	2	36,684	22,274	64.7																																																																																																																																																				
烏山町	4	3	1	16,523	17,408	-5.1																																																																																																																																																				
西那須野町	2	2	0	30,466	33,531	-9.1																																																																																																																																																				
田沼町	2	2	0	7,856	10,058	-21.9																																																																																																																																																				

■宇都宮市の商圈（平成 21 年度）



資料) 地域購買動向調査／栃木県（平成 21 年度）
注) 合併前の市町村区分となっている。

相当程度の小売商業機能が集積

全市に占める中心市街地の商業機能の割合は、事業所数で 17.9%，従業員数で 14.0%，売場面積で 16.0%，小売業年間販売額で 14.0%となっており、小売の商業機能が相当程度集積しています。

■商業機能の対全市シェア（平成 19 年商業統計）

	中心市街地	全市	対市割合
事業所数	757	4,219	17.9%
従業員数（人）	4,581	32,656	14.0%
売場面積（㎡）	120,115	750,288	16.0%
小売業年間販売額（百万円）	93,673	667,457	14.0%

※平成24年の経済センサスでは町丁別の集計が行われていない。

第三次産業をはじめとする事業所機能が集積

本市の業務機能については、全市の 11.5%の事業所が中心市街地に集積し、従業員も 10.8%が中心市街地で従事しています。特に、第三次産業については、全市の 13.1%の事業所が集積していることから、当該区域である中心市街地が本市経済の中心的役割を果たしていることが分かります。

■業務機能の対全市シェア（平成 24 年経済センサス）

	中心市街地	全市	対市割合
事業所数	2,548	22,133	11.5%
従業員数（人）	25,519	236,927	10.8%
第三次産業事業所数	2,441	18,593	13.1%
第三次産業従業員数（人）	24,588	184,966	13.3%

公共公益施設が集積

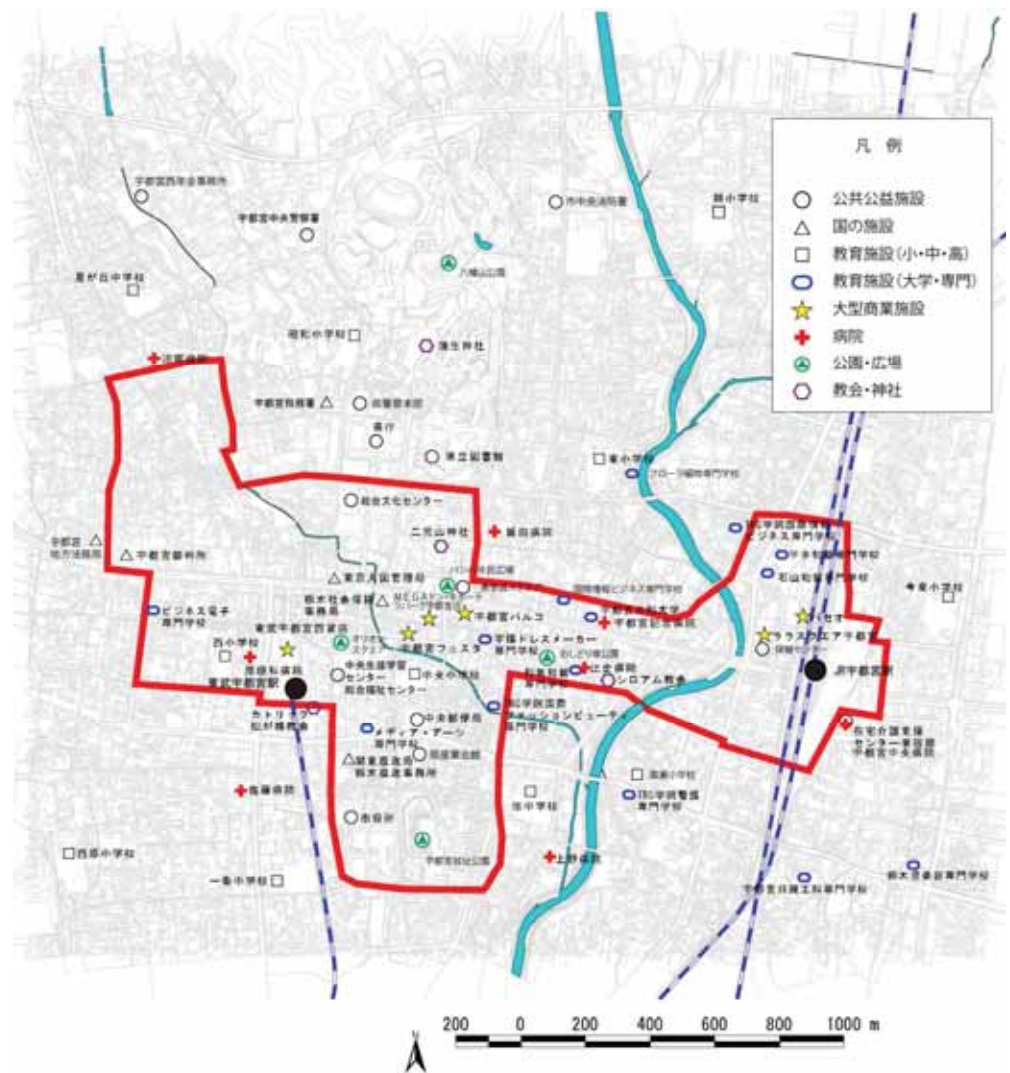
中心市街地には、東北新幹線をはじめ、JR宇都宮線、JR日光線、JR烏山線が乗り入れる広域要衝拠点のJR宇都宮駅に加え、中心市街地に乗り入れる形で位置する東武宇都宮駅が広域から観光客等を集客する本市の貴重な交通機関となっています。

宇都宮二荒山神社や旧篠原家住宅などの歴史・文化資源が数多く存在しているとともに、本市商業の中枢を担うオリオン通り等の商店街や東武宇都宮百貨店といった大型商業施設が立地する県内随一の商業集積地であります。

また、栃木県庁（合同庁舎）や宇都宮市役所等の行政機関、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療機関をはじめとした、広域的な利用圏を有する施設が多く立地するとともに、古くから居住地が形成されてきた地区であることから、医療・福祉、保育園・幼稚園、学校など日常生活の利便に供する施設も多く立地しています。

さらには、宇都宮城址公園や、釜川、オリオンスクエア、バンバひろば等、憩いや賑わいの創出に寄与する空間が整備されています。

■施設配置図



第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる市街地であること。

商業集積機能が低下

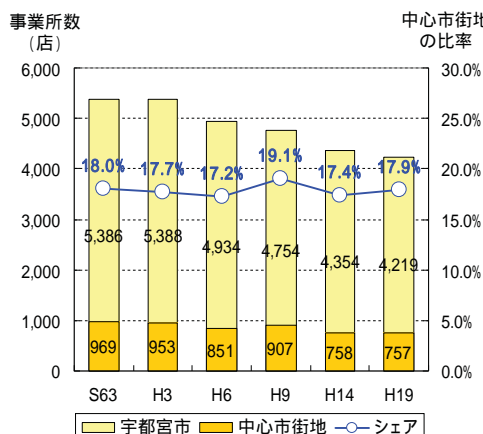
商業統計調査によると、小売業事業所数は平成9年から平成19年にかけて150店減少しています。

また、小売業従業者数については、市全体で増加傾向であるのに対し、中心市街地では減少を続けています。平成9年から平成19年にかけては2,084人減少しており、中心市街地のシェアも22.2%から14.0%にまで落ち込んでいます。

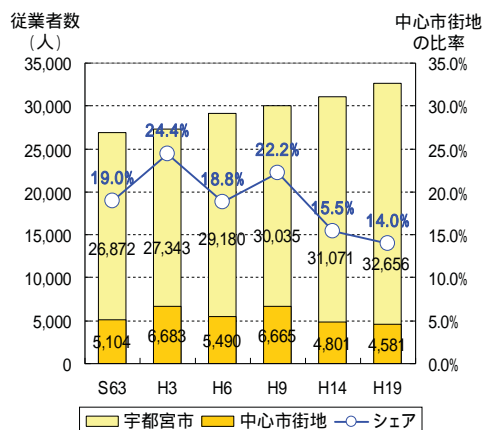
市全体の小売業売場面積は、平成9年から平成19年までに約16万千㎡増加していますが、同期間に中心市街地においては一貫して減少しており、全市におけるシェアも26.8%から16.0%まで低下しています。

中心市街地の小売業年間商品販売額では、平成9年の約1,517億円をピークに、平成19年には約937億円と約62%まで落ち込んでおり、市内全域におけるシェアも、平成9年には21.2%を占めていましたが、平成19年には14.0%と減少しています。

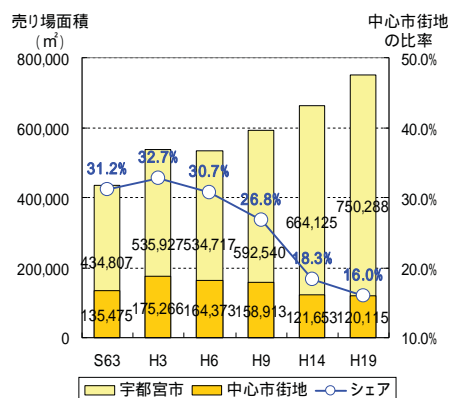
■小売業事業所数の推移



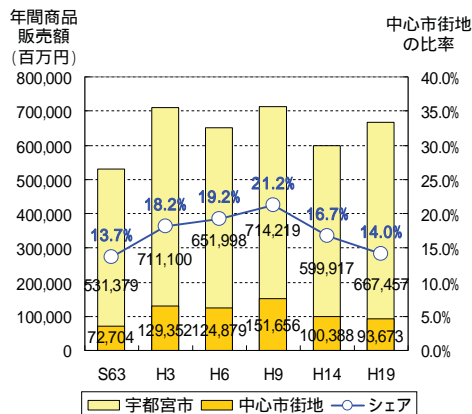
■小売業従業者数の推移



■小売業売場面積の推移



■小売業年間商品販売額の推移



資料) 商業統計調査

注) 中心市街地の小売業従業者数及び年間商品販売額については非公開の部分は推計値を用いている

空き店舗が未解消

空き店舗は、平成 23 年まで増加傾向にありましたが、これまでの空き店舗対策の効果が出始めて、平成 24 年から減少に転じています。

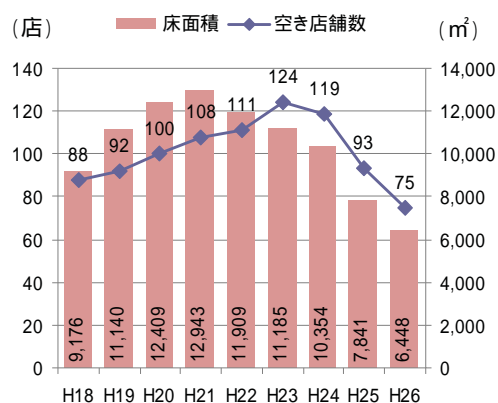
しかし、ナショナルチェーンの撤退、団塊世代の店主の廃業、後継者難などの構造的な要因により、大通り、オリオン通りなどの主要な商店街には空き店舗が多く分布しており、平成 26 年の空き店舗は 75 店舗と減少しているものの、解消されるまでには至っていません。

■ 空き店舗の分布状況



資料) 宇都宮まちづくり推進機構 (平成 25 年 11 月 1 日現在)

■ 空き店舗数・面積の推移



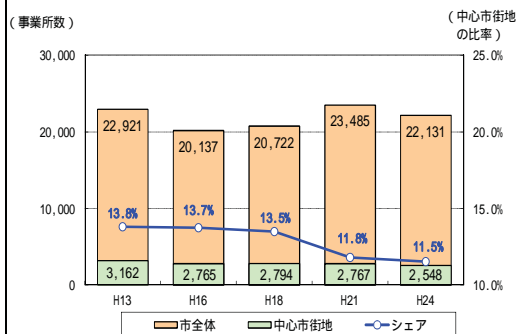
資料) まちづくり推進機構 (各年 4 月)

業務機能における集積も低下傾向

中心市街地の事業所数は、平成21年から平成24年にかけて219事業所、7.9%減少し、全市における比率も11.8%から11.5%に低下しており、経済の中心地としての活力低下が見られます。

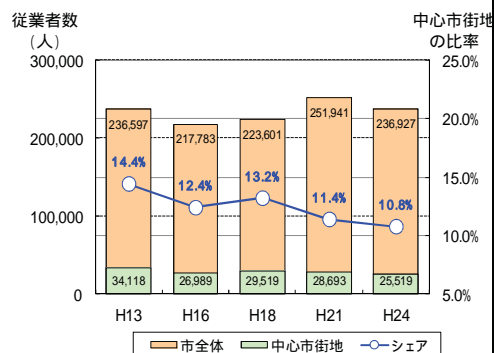
従業者数も同様の傾向にあり、商業やサービス業を中心とする第三次産業従業者数は、平成21年から平成24年にかけて3,174人、11%減少し、全市における比率も11.4%から10.8%に低下しています。

■ 事業所数の推移



資料) H21, H24 は経済センサス, H13
～18 は企業・事業所統計

■ 従業者数の推移



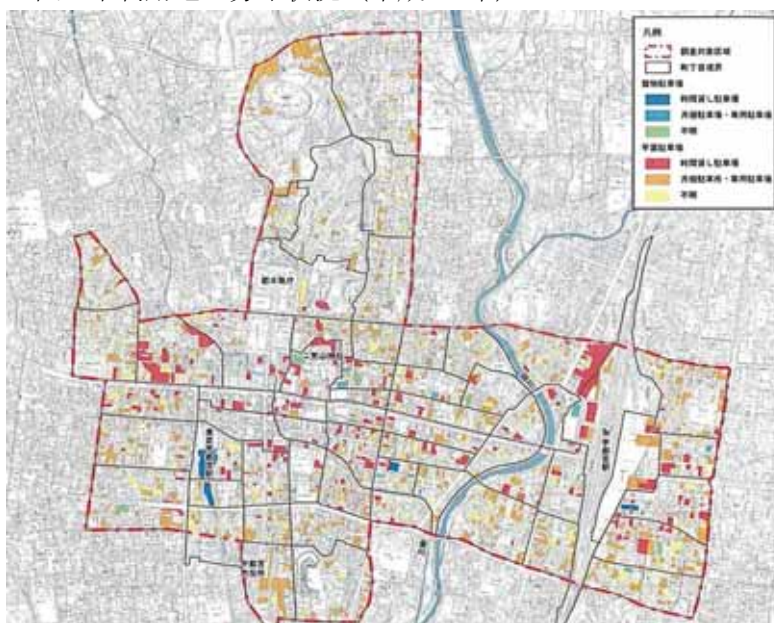
資料) H21, H24 は経済センサス,
H13～18 は企業・事業所統計

低・未利用地が中心市街地全体に分布

近年、空き店舗から時間貸し駐車場への転換が顕著であり、中心市街地の全体にわたり、平面駐車場が分布し、街並みの連続性を阻害しています。

また、J R 宇都宮駅西口広場の北側や栃木県庁の西側には大規模な時間貸し駐車場が立地しており、土地の高度利用が進んでいません。

■ 低・未利用地の分布状況 (平成 22 年)



資料) 宇都宮市都心部地区市街地総合再生計画 (平成 24 年 3 月)

平日の歩行者・自転車通行量の減少が続く

中心市街地の長期低迷を反映して、歩行者・自転車通行量（17地点）は、平成9年度から平成22年度にかけて、平日で52%、休日で41%と大幅に減少しています。

近年になって、商店街活性化施策の効果もあって、休日の歩行者・自転車通行量は増加に転じましたが、平日は引き続き減少が続いています。

また、休日の歩行者・自転車通行量の増加に貢献しているのは、オリオン通りを中心とするリーディングエリアに偏っており、中心市街地全体には波及していません。

■歩行者・自転車通行量（商店街通行量・来街者実態調査）

	平成9年	平成22年	平成25年	H22/H9	H25/H22
平日	126,847	60,961	58,688	0.48	0.96
休日	92,807	55,025	68,756	0.59	1.25

以上のように、当該中心市街地は、商業や業務機能の低下が懸念されるとともに、空き店舗や時間貸し駐車場の増加に見られる低・未利用地の増加が、活性化の障害となっています。

このような状況を反映し、歩行者・自転車通行量も著しく減少し、市民の中心市街地離れが目立つことから、経済活力の維持に支障をきたすおそれがあります。

<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。</p>	<p>上位計画との整合性</p> <p>第5次宇都宮市総合計画後期基本計画（平成25年3月策定）</p> <p>本市や周辺自治体も含めた圏域の発展のために、人・もの・情報が活発に交流する広域的な拠点性を高め、栃木県の県都として、また、首都圏における主要都市の一つとして、広域的な圏域での存在感や中枢性をさらに高めていくことが重要であります。</p> <p>このような都市づくりに向けて、本市が将来にわたり持続的に発展していくための望ましい都市空間のあり方として、市民の「生活の質の向上」を基本として、公共投資と民間の経済活動を組み合わせることによって、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」を長期的に形成していきます。</p> <p>その中で、中心市街地を「都市拠点」として位置づけ、行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなど高度な機能が高密度に集積する、本市における中枢拠点、広域的な交流や賑わいを創出する拠点の形成を図ります。</p> <p>第2期都市計画マスタープラン（平成22年4月策定）</p> <p>本市の中心市街地を、商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置づけます。</p> <p>都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行います。</p> <p>都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化します。</p> <p>また、広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図ります。</p> <p>さらに、宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や、中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成します。</p>
---	--

ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（平成 27 年 2 月策定）

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向けて、「拠点化の促進」と「ネットワーク化の促進」を図ります。

その中で、土地利用や都市機能の配置、都市基盤整備が一体としてまとまっているエリアである当該中心市街地を「都市拠点」とし、本市全体の活力をけん引する都市機能を高度に集積します。

- ・ 中枢性や広域的な求心性を高めるための、行政機関を始め、専門的な知識を必要とするサービス産業や、高い機能を有する医療・福祉、金融などの都市機能
- ・ 都市での生活を豊かにするため、日常生活に密着した都市機能に加え、高度な商業機能を集積
- ・ 本市の経済に大きな比率を占める第三次産業を活性化させ、市民の労働の場を提供するための、商業・業務機能
- ・ 市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れ娯楽や憩いを得るための、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能

市および周辺への波及効果

当該市街地は、県内随一の商業・業務の集積地であり、古くから交通の要衝地でもあることから、高い求心力を有しています。

①都市圏人口（通勤・通学圏）

本市の周辺市町の常住する通勤・通学者のうち、市内への通勤・通学者の割合が 1.5%を超える市町を宇都宮市の都市圏とした場合の人口（都市圏人口）は約 168 万人で、栃木県総人口の約 84%を占めています。

②商圈

平成 21 年の栃木県による地域購買動向調査によると、第 3 次商圈（吸収率 10%以上 20%未満）までを含めた吸収人口は約 66 万人であり、県人口の 30%を占めています。

③人口・世帯数

平成 26 年 3 月末時点での、栃木県に占める人口及び世帯数の割合は、それぞれ 25.8%、27.9%となっており、通勤・通学圏や商圈の吸引力のみならず、人口等の集積においても、県都としての高い求心力が伺えます。

以上のように、当該中心市街地は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の中核となる都市拠点として、商業・業務に加え、様々な都市機能の集積を図ることにより、本市の持続的発展に資する拠点となる役割を担っています。

さらに、本市は栃木県の県都として、通勤や通学圏、さらには商圈においても中心的な役割を担っていることから、当該中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、本市の発展にとどまらず、県都として、栃木県の発展にとっても有効かつ適切なものです。

3 中心市街地活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

(1) 中心市街地の将来像

中心市街地の位置づけを踏まえ、活性化への課題が解決された状態であり、第2期計画で目指す中心市街地の将来像を以下のとおり設定します。

中心市街地の将来像

「誰もが暮らしやすく 活力と賑わいあふれる中心市街地」
～ 宇都宮らしい楽しさと まちの風格をそなえた街なかへ ～

目指す状態

ここでは、子どもから高齢者まで幅広い世代が安心していきいきと住み続けています。

四季を感じ、歴史と文化、固有資源や水辺を活かした宇都宮らしい多様な楽しさがあり、

「住まう、働く・学ぶ、憩う」の機能が高度に整う豊かな都市空間があります。

人やものを大切にし、ここに住み、働き、訪れる人をもてなし、世代や地域を超えたコミュニティが生まれ、まちの風格や市民の誇りが醸成されています。

ここは、様々な地域の人やもの、情報が行き交う交流の場です。

人々は社会的、経済的、文化的活動を活発に行い、地域の個性や文化、新たな事業や雇用が生まれています。

まちの魅力が、さらなる交流人口を呼び込み、市外や県外からも憧れられる存在となっています。

ここが、ネットワーク型コンパクトシティの「都市拠点」として中枢性や求心性をより一層発揮することで、地域とともに輝き、宇都宮の中心、さらには栃木県、北関東の中心として、未来へ向けて持続的に発展していきます。

(2) 中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像を実現するため以下の3つの目標を設定し、目標を確実に達成するための施策を体系化したうえで、それぞれに事業を位置づけます。

<目標1：活 力> 宇都宮の“顔”となり市全体をけん引する活力あふれるまち

中心市街地に様々な都市機能が備わっていることで交流人口が増大し、経済活動が活発化することから、都市機能の集積や地域経済の活性化により、宇都宮の“顔”となり、市全体をけん引する活力あふれるまちを目指します。

● 施策1 - 1 都市機能の集積

● 施策1 - 2 地域経済の活性化

<目標2：賑わい> 街なかならではの魅力と賑わいあふれるまち

中心市街地が多くの人が集まり賑わう場所であり続けるため、地域資源を有効活用した魅力づくりや誰もが利用しやすい移動手段の確保により、人々の往来をさらに活発化させ、街なかならではの魅力と賑わいあふれるまちを目指します。

● 施策2 - 1 地域資源を活用した魅力づくり

● 施策2 - 2 誰もが利用しやすい移動手段の確保

<目標3：居 住> 誰もが憧れ「住みたい・住み続けたい」と思うまち

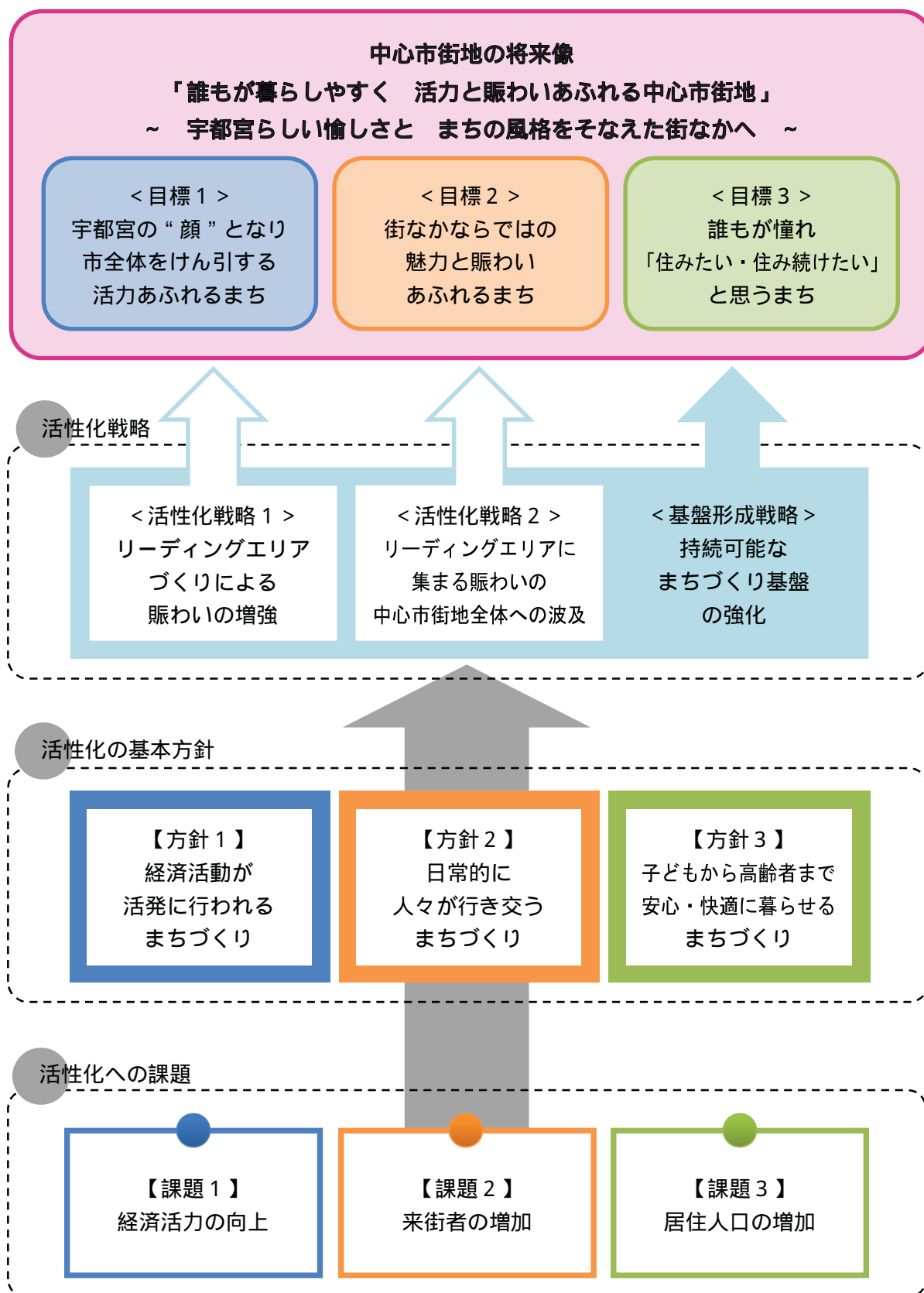
中心市街地において都市活動や賑わいのベースとなる居住人口を確保するため、良好な居住環境の整備や街なか居住のさらなる促進により、子どもから高齢者まで誰もが憧れ、「住みたい・住み続けたい」と思うまちを目指します。

● 施策3 - 1 居住環境の整備

● 施策3 - 2 街なか居住の促進

課題～目標の全体像

目指すべき「中心市街地の将来像」の実現に向けた「目標」及び解決すべき「活性化への課題」、
「活性化の基本方針」、「活性化戦略」についての全体像は以下のとおりで、活性化事業を効果的に
展開し、目標達成を目指します。



[2] 中心市街地活性化戦略

中心市街地活性化に係る課題を解決し、本市中心市街地の目指す将来像を実現するためには、総合的かつ一体的な活性化事業の推進が必要となります。このため、下記の活性化戦略のもと、活性化事業の効果的かつ着実な推進を図ります。

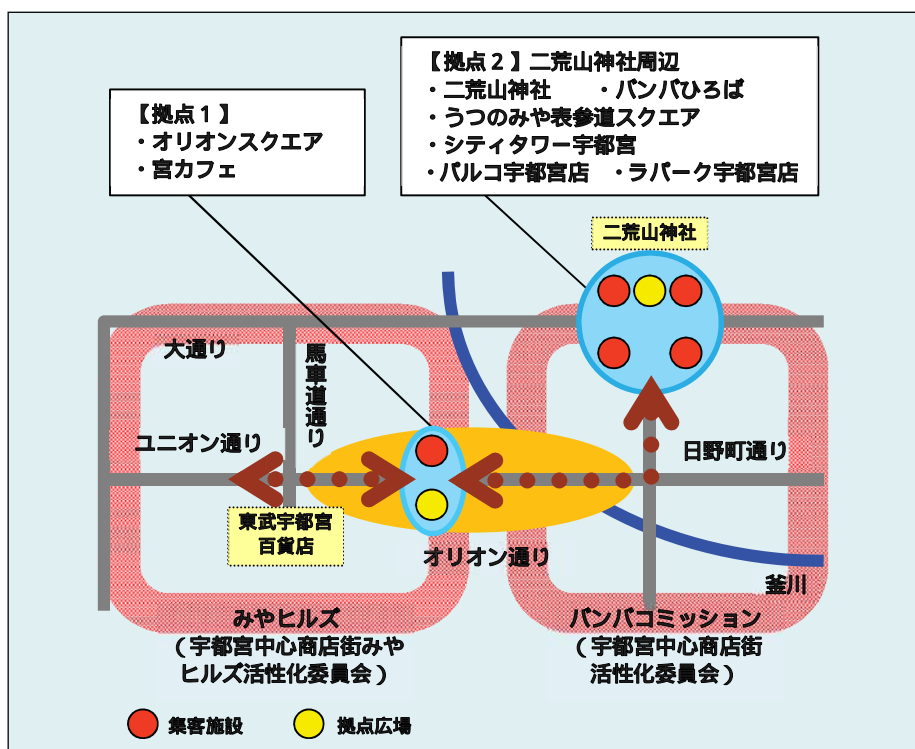
< 活性化戦略1：リーディングエリアづくりによる賑わいの増強 >

オリオン通りを中心として、オリオンスクエア・宮カフェや宇都宮二荒山神社周辺の2つの拠点によって構成される「リーディングエリア」は、賑わいの中心となる重要なエリアです。第1期計画の策定後、拠点広場における各種イベント等の開催により、休日の通行量は増加しましたが、平日の通行量の増加が伸び悩むとともに、事業所数が減少するなど経済活力が低下しています。

また、市民アンケート調査においては、活性化に取り組むべき地域について「オリオン通り」、「大通り」と回答した割合が約5割を超えています。

このため、引き続き「リーディングエリア」を中心に活性化事業に取り組み、恒常的な賑わいの創出や経済活力の向上を図ります。

□活性化戦略1イメージ図



具体的な戦略

オリオン通りと2つの拠点によるリーディングエリアづくり

オリオン通り

オリオン通りは本市を代表する商店街であり、かつては県内・北関東圏内にも及ぶ集客力を有していました。平成6年以降、大規模集客施設や人口の郊外流出等により商業地としての求心力が低下していますが、本市中心市街地においては商業機能や来街者が集中する極めて重要な存在です。

第1期計画期間中に、商店街は「未来創生事業」によりアーケードの改修や、交流・休憩施設「オリオンACぷらざ」の開設などの取組により中小企業庁の「がんばる商店街30選」（平成25年）に選ばれ、通行量が増加するなど成果を上げています。しかしながら、依然として事業所の減少が続いていることなどから、リーディングエリアづくりをさらに進めるため、オリオン通り及び周辺における魅力ある商店街の形成を図ることとし、空き店舗対策や商店街活性化支援事業、商店街における生活支援機能の導入、商店街が継続的・自立的に発展していくための担い手育成に取り組むとともに、将来のJR宇都宮駅西側へのLRT導入を見据えた活性化事業の検討などに取り組んでいきます。

オリオンスクエア・宮カフェ

オリオンスクエアは、オリオン通りのほぼ中央に位置し、年間を通じて各種イベントやプロスポーツチームの交流会等が開催されるなど、拠点広場としての活用が図られています。宮カフェは、オリオンスクエア前に位置し、本市の観光情報や地域資源を発信するアンテナショップとしての役割を果たしています。リーディングエリアの拠点機能を高めるためには、商業機能以外の集客、交流につながるような機能の強化も重要であることから、オリオンスクエア・宮カフェのさらなる活用や連携による賑わい創出に加え、宮カフェにおける情報発信機能や体験機能などの向上に取り組めます。

二荒山神社周辺

本市の中心市街地は、古くから宇都宮二荒山神社の門前町として栄え、長い歴史の中で伝統や文化を育むとともに、近年においては、商業や業務などの多様な都市機能が集積し、栃木県の政治・文化の中心として発展しました。しかしながら、近年、大規模集客施設や人口の郊外流出等により、商業の衰退が進むとともに、低・未利用地が増加していることから、これまでに整備され、複合的な機能を有する表参道スクエアや、拠点広場となるバンバひろばの活用に加え、隣接する大手地区において、都心居住を促進する住居機能の整備や、高次の都市機能の集積、生活利便性の向上に向けた生活支援機能の整備に取り組めます。

市民主導による活性化事業の推進

経済活力を向上させるためには、経済活動の主体となる民間事業者の役割が極めて大きいことから、民間事業者の力を十分に引き出すことが重要となります。

また、まちづくりにおいては、市民や地域団体、NPO、あるいは地権者といった地域住民等の果たす役割が極めて大きくなります。

こうしたことから、経済活動を活発化させるとともに、活性化事業を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化協議会などを通じ、民間と行政の協働を進めていきます。

具体的には、中心市街地活性化協議会において、第2期計画策定後も、継続的な調査・研究を行い、さらなる活性化事業の計上を図るとともに、みやヒルズ（宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会）やバンバコミッション（宇都宮中心商店街活性化委員会）など、地元商店街を中心として、商店街間や大型店等との連携によるイベントなどに加え、商店街のコンセプトづくりや次世代を担う若手人材の育成などに取り組んでいきます。

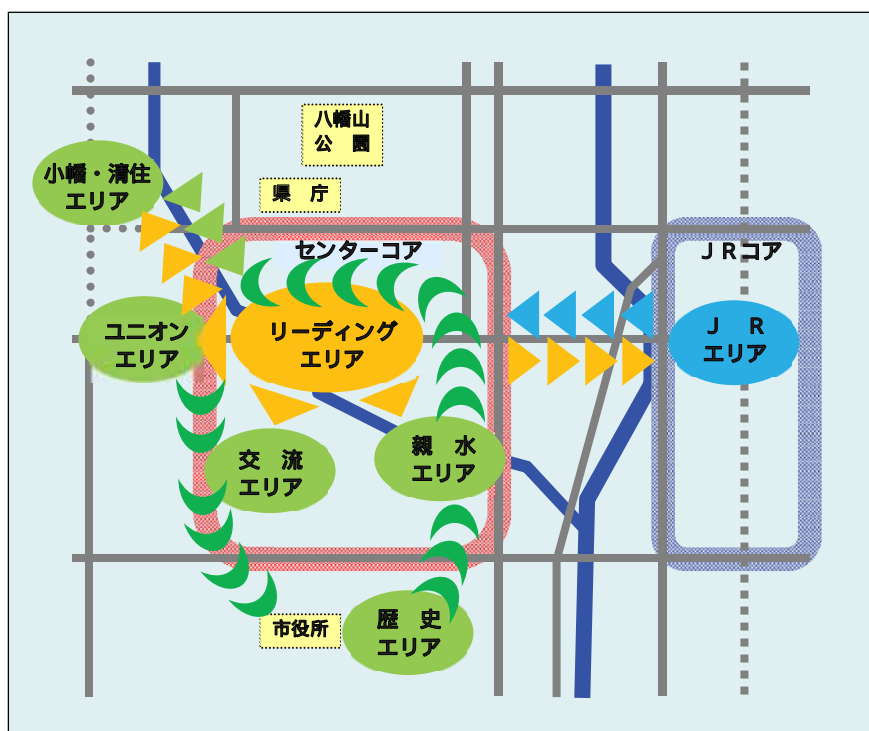
<活性化戦略2：リーディングエリアに集まる賑わいの中心市街地全体への波及>

活性化戦略1により賑わいを増強した「リーディングエリア」から、商業施設、歴史・文化資源を活用し、中心市街地全体へ賑わいを波及させ、回遊性の向上を図ります。その波及先として「交流エリア」や「親水エリア」等と位置づけ、各エリアにづくりに取り組みます。各エリアについては、その機能向上を図るとともに、エリア間を結ぶ動線についても、各種施策により移動利便性を確保します。

また、動線づくりについては、少子超高齢社会の到来や環境にやさしい都市づくりへの要請を踏まえ、「公共交通」をはじめとするアクセス手段の多様性を確保し、誰もが安全・安心で快適に利用できる環境を整備します。

さらに、まちなか回遊においては、「憩う」の観点から、歴史や文化、娯楽といった多様な魅力の創出により、楽しく回遊できる動線づくりを進めます。

□活性化戦略2イメージ図



具体的な戦略

波及効果を高める各エリアづくり

ユニオンエリア（ユニオン通り）

ユニオン通りは、オリオン通りに次ぐ規模を持つ商店街で、各種イベント事業を通じて県内外から若者が訪れ、明るいファッションの街というイメージの定着に成功したとして、中小企業庁の「がんばる商店街77選」（平成18年）に選ばれた商店街で、商店街の将来ビジョンとして「誰もが安心して楽しく歩ける街」を掲げ、具体化に向けて取組を進める中、地域との連携強化や新たなコミュニティ創出に取り組んだことが評価され、「がんばる商店街30選」（平成26年）にも選ばれました。

ユニオン通りでは、休憩・情報発信スペース「ほっと！ステーション」の運営や、無電柱化などの道路整備に取り組みます。

交流エリア（中央生涯学習センター）

中央生涯学習センターは、昭和 55 年に開設された市の施設であり、生涯学習の活動の場や貸し会議室といった機能に加え、平成 24 年度までに耐震補強を完了し、地域の人材育成や市民講座等を開催する「人材かがやきセンター」や市民図書館やベビールーム、ギャラリー等からなる「市民交流センター」が整備されました。

中央生涯学習センターでは、交流・滞留空間を創出するため、これらの新たな機能を活かして人づくり・地域づくりに取り組むとともに、中央生涯学習センターの南側に隣接するまちかど広場では、市民参加によるイルミネーションの設置に取り組めます。

親水エリア（釜川）

釜川は、中心市街地を縦断する一級河川であり、河岸は遊歩道として整備され、中心市街地における貴重な親水空間となっています。現在の 2 層構造となり 20 周年を迎えた釜川では、新たな憩いの空間づくりにより賑わいが創出されるようになりました。

釜川では、憩いや潤いの空間を確保するため、市民活動による四季の花々や植栽などの整備や、ふれあい広場におけるイルミネーション、河川の魅力発信と賑わいを創出するイベントの開催に加え、河川沿いの景観づくりに取り組めます。

歴史エリア（宇都宮城址公園）

宇都宮城址公園は、中心市街地の南部に位置し、本市の歴史を語る上で欠かせない宇都宮城の本丸跡という歴史的な場所です。公園内には宇都宮城の櫓や堀といった施設が復元され、歴史展示室や市民の文化活動に利用される空間を備えた清明館が整備されており、本市の歴史・文化を伝えるひとつの核となっています。併せて多数の植栽も行われており、市民の憩いの場としても寄与しています。

宇都宮城址公園では、滞留・回遊空間を創出するため、城址公園を拠点として中心市街地に存在する様々な歴史資源を巡る事業や、歴史・文化財の情報提供、歴史・文化を体感するイベントの開催などに取り組めます。

J R エリア

J R 宇都宮駅周辺は、ランドデザインにおいて J R コアとして位置づけられています。駅西口周辺地区や東口地区の整備による都心核づくりを推進するとともに、第 2 期計画期間中に J R 宇都宮駅東口に L R T が導入されることから、J R 宇都宮駅周辺に集まる来街者を中心市街地全体へ誘引し、回遊を促進する機能を高めるため、J R 宇都宮駅からの移動手段のひとつとなるレンタサイクルの利用促進策や、公共交通利用の利便性向上策に取り組めます。

小幡・清住エリア（小幡・清住地区）

小幡・清住地区は、戦災を免れ旧道路形態のまま街並みが形成されており、道路の狭さや老朽建物が密集しており、防災面や交通安全面から早急な整備が求められていることから、地域の個性を生かした良好な街並みや居住環境を創出するため、都市計画道路の整備と併せて、地域の防災性確保、バリアフリー化、都心居住の促進などネットワーク型コンパクトシティの基盤整備や住環境の整備に加え、沿道の景観づくりに取り組めます。

安全・安心で快適に楽しく回遊できる動線づくり

リーディングエリアと各エリア間の動線

リーディングエリアと各エリア間の動線については、安全・安心で快適に移動できる動線づくりのため、徒歩や自転車・公共交通による移動を基本として、これまでに整備された基盤を最大限に活用しつつ、無電中化等の道路整備や自転車走行空間の整備といったハード整備のほか、犯罪・事故防止、乳幼児保護者の外出支援などのソフト施策に取り組みます。

併せて、環境に優しい乗り物として注目されている自転車についても、レンタサイクルの利用促進や、安全な走行空間の整備に取り組みます。

リーディングエリアとJRエリア間の動線

リーディングエリアとJRエリア間の動線については、公共交通機関の利用者をまちなかへ誘導するため、徒歩をはじめ、路線バス・コミュニティバスや自転車による移動を基本とし、公共交通の利用促進や、中心商店街とバス事業者との連携などに取り組みます。

また、他のエリア間の動線と同様に自転車の利用促進についても積極的に取り組みます。

多様なまちの魅力を感じる動線

中心市街地には様々な地域資源が蓄積していることから、これらを最大限に活用することで、多様なまちの魅力を感じる、歩いて楽しい動線をつくります。

具体的には、歴史・文化財や河川・道路空間の活用、街路における緑化の推進や、魅力ある景観づくりなどに取り組みます。

併せて、街なかに点在する、大谷石蔵をはじめとする歴史的建造物の保存・活用に向けた仕組みづくりに取り組みます。

< 基盤形成戦略：持続可能なまちづくり基盤の強化 >

本市が持続的に発展するためには、中心市街地が「住みたい・住み続けたい」「行きたい・過ごしたい」と思うまちとして発展を続けることが必要です。

このようなことから、基盤形成戦略においては、まちの根幹を支える居住者が誇りを持ち、まちを訪れる来街者にも魅力的なまちであることを基本として、「誰もが暮らしやすい」まちとしての基盤強化を図ることで、活性化戦略の実現を高めます。

具体的な戦略

拠点にふさわしい機能の集積による都市拠点の形成

中心市街地は、ネットワーク型コンパクトシティの中核となる「都市拠点」として位置づけられていることから、長期的な視点に立ち、都市拠点にふさわしい高次の都市機能の集積や、公共交通ネットワークの構築に取り組んでいきます。

具体的には、「立地適正化計画」において、中心市街地に誘導する都市機能等を位置づけ、国庫補助金や税制特例措置などを活用しながら、民間投資の喚起・誘導を図り、都市機能の集積を促進するとともに、都市拠点における公共機能について、魅力ある都市空間の形成に資する施設等の配置について検討を進めます。

賑わいのベースとなる居住人口の確保

中心市街地に住む人々は、まちの原動力となり、地域文化や地域コミュニティの継承にもつながることから、戦略的に「街なか暮らし」を展開していきます。

具体的には、再開発事業による住宅供給や、若年層に対する家賃補助、定住促進に向けた持ち家に対する家賃補助、生活支援サービスの提供に加え、街なか暮らしの魅力発信に取り組みます。

なお、都心居住策については、立地適正化計画における「居住誘導区域」の整理なども見据えながら、計画区域のみならず、近接したエリアにおいても展開していくことで、集積された都市機能を有効に活用します。

都市ブランド構築による「誇り」や「憧れ」の醸成

本市は「100年先も誇れるまち」を目指し、都市ブランドの構築とその情報発信強化に取り組んでいます。中心市街地はまちの風格や誇りといった無形の価値を有することから、中心市街地における多様な魅力づくりによって個性を発揮するとともに、その個性を発信していくことで、市民の「誇り」や市外在住者の「憧れ」の醸成を図ります。

具体的には、地域ブランドである「餃子」「カクテル」「ジャズ」「自転車」「大谷石」などの活用による宇都宮らしさの発揮や、宮カフェの運営、「自転車のまち宇都宮」の発信、携帯端末を活用した観光情報の発信など様々な媒体を活用した情報発信に取り組むことで、市民のみならず、他都市の人々へも本市の魅力を訴求し、本市全体の都市ブランド向上を図ります。

誰もが利用できる交通ネットワークの構築

中心市街地はネットワーク型コンパクトシティにおける「都市拠点」であることから、中心市街地へのアクセス性や回遊性の向上を図る際には、全市的な公共交通ネットワークの概念を踏まえた取組が必要となります。

このため、「活性化戦略2」による中心市街地内の回遊性向上施策に加え、LRTの導入や公共交通の利用促進、公共交通空白地帯と中心市街地を結ぶバス路線の新設・拡充などに取り組み、中心市街地へのアクセス性の向上を図ります。

環境にやさしいまちづくりの推進

地域産業・経済の持続的な発展への要請や、環境にやさしい都市づくりへの要請といった社会潮流を踏まえ、自転車や公共交通機関の利用促進、再エネルギー・省エネルギー技術等の活用や、住宅・事業所単位のエネルギーマネジメントなどに取り組み、環境負荷の少ない交通体系の確立や環境と都市が共生する持続可能なまちづくりを目指します。

このような低炭素型・資源循環型の環境に配慮した取り組みは、「誰もが暮らしやすいまち」や「歩行者中心のまち」といった中心市街地の活性化方策にも求められており、各種施策において環境保全の視点を盛り込んだ取組の事業化を図ります。

[3] 計画期間

第2期計画の計画期間は、各種活性化事業への着手及び事業実施効果が発現する期間として、平成27年4月から平成32年3月までの5年間とします。

[4] 目標指標の設定

(1) 目標指標設定の考え方

中心市街地における課題を解決し、第2期計画の将来像である「誰もが暮らしやすく活力と賑わいあふれる中心市街地」の実現を目指すにあたり、目標の達成状況を把握するため、以下に示す3つの目標指標を設定し、その考え方を示します。また、各目標指標を補完する参考指標も設定します。

※参考指標は「目標指標」を補完する位置付けにあることから、各種施策事業を推進した結果として把握するものとする。

活性化の目標	目標指標
宇都宮の“顔”となり市全体をけん引する活力あふれるまち	事業所数 (参考指標) 空き店舗数
街なかならではの魅力と賑わいあふれるまち	歩行者・自転車通行量(①平日②休日) (参考指標) 賑わいを感じる市民の割合
誰もが憧れ「住みたい・住み続けたい」と思うまち	居住人口 (参考指標) 中心市街地に住みたいと思う市民の割合

「宇都宮の“顔”となり市全体をけん引する活力あふれるまち」に関する目標指標

「宇都宮の“顔”となり市全体をけん引する活力あふれるまち」の指標としては、第2期計画では、都市機能の集積とともに、魅力ある商店街の形成や民間事業者等による様々な経済活動の活発化を支援する施策を掲げていることから、事業所数、空き店舗数、商品販売額などが考えられます。

中心市街地における課題として、点在する空き店舗を解消し、買い回りが楽しめる商業地として再生することが求められており、商業機能を含めた各種都市機能の集積効果及び経済活力を把握することのできる指標として「事業所数」を設定します。

「事業所数」は、計画期間内に実施される国の統計調査「経済センサス調査」の結果(平成28年)を用いて把握します。

なお、商業集積の効果が目に見える指標として「空き店舗数」を参考指標とします。目標指標である「事業所数」は「経済センサス調査」により5年毎の把握となることから、それを補完するため、毎月調査を実施する「空き店舗数」によって定期的にフォローアップします。市民アンケートにおいても、中心市街地の商業を活性化するために効果がある取組として「商店街の空き店舗を解消する」という意見が最も多く、市民の関心度も高い指標とすることができます。また、計画区域(約168ha)では、事業所の約90%が「卸売・小売業」や「宿泊・飲食業」などの「商業」に関する事業所であり、それらの業種を中心とした空き店舗への出店・撤退が多く、事業所数の増減にも連動している傾向にあることから、商業集積を図る指標として考えることができます。

「街なかなかではの魅力と賑わいあふれるまち」に関する目標指標

「街なかなかではの魅力と賑わいあふれるまち」の指標としては、多くの人が「街なか」ならではの魅力に触れ、回遊することを把握する指標として「歩行者・自転車通行量」を設定します。第1期計画では、中心市街地の回遊性向上に関する目標指標として、休日の「歩行者・自転車通行量」を設定し、各種イベント等の実施により、効果を得る結果となりました。

第2期計画では、第1期計画における施策効果と平日の歩行者・自転車通行量の課題を踏まえ、中心市街地の平日・休日を問わず恒常的な賑わいの向上に向けて回遊性を高めるための取組の充実・強化を図ることとし、その効果を把握するための指標として、平日と休日双方の歩行者・自転車通行量を設定します。

また、歩行者・自転車通行量の調査は28地点で調査を行っており、このうち第1期計画では、リーディングエリア内の10地点の通行量を指標としていましたが、第2期計画においては、各事業の戦略的な推進により、中心市街地全体での通行量や回遊性の向上を目指すこととし、28地点計の歩行者・自転車通行量とします。

「歩行者・自転車通行量」は「商店街通行量・来街者実態調査」（隔年実施）により収集できるデータであり、定期的なフォローアップが可能です。

なお、歩行者・自転車通行量（平日・休日）という定量的な指標のほかに、市民アンケート調査による「賑わいを感じる市民の割合」を参考指標として設定します。人々が歩いて楽しいと感じられる魅力的な中心市街地の形成に向け、この割合を高めていく必要があります。「賑わいを感じる市民の割合」は、計画期間内に市民アンケートを実施し、その結果を把握します。

『誰もが憧れ「住みたい・住み続けたい」と思うまち』に関する目標指標

人が住んでいるということは、まちが成り立つ基本的な条件であり、まちの活力を維持するためには居住人口の確保が必要なことから、『誰もが憧れ「住みたい・住み続けたい」と思うまち』の指標として、居住人口を設定します。

なお、少子高齢化が進む中、本市においても、将来推計人口から、平成29年をピークに人口減少に転ずることが見込まれています。居住人口は、自然動態（出生・死亡による動態）と社会動態（転出入等による動態）により変化することから、少子高齢化の進展、及び本市の将来人口推計からも、自然動態は今後もマイナスになることが見込まれます。特に、中心市街地では少子高齢化の傾向が強く、居住人口の維持・向上を図っていくためには、社会動態をいかにプラスで維持できるかが重要となります。

「居住人口」は毎月の住民基本台帳により収集できるデータであり、定期的なフォローアップが可能です。（第1期計画では日本人のみの居住人口としているが、平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳人口は日本人及び外国人の合計となったことから、第2期計画では両者を合計した居住人口としている。）

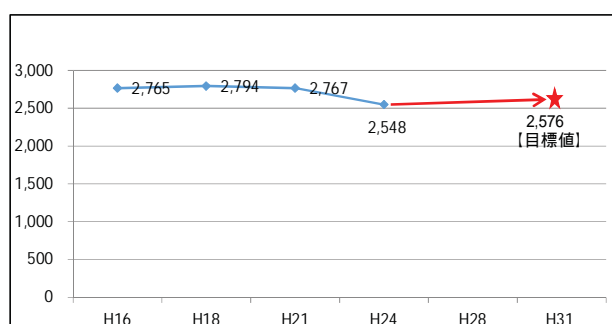
なお、「居住人口」という定量的な指標のほかに、今後の中心市街地への社会動態のプラスにつながる定性的な指標として、「中心市街地に住みたいと思う市民の割合」を参考指標として設定します。「中心市街地に住みたいと思う市民の割合」は、計画期間内に市民アンケートを実施し、その結果を把握します。

(2) 数値目標の設定

「事業所数」に関する数値目標

中心市街地の事業所数は平成18年以降減少に転じており、現状値（平成24年）は2,548事業所となっています。目標である「宇都宮の“顔”となり市全体をけん引する活力あふれるまち」を実現するため、まちの魅力を高め、中心市街地へ都市機能を集積させることが重要です。そのために、今後、策定を予定している「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」等による施策展開などとの連携を視野に入れながら、中心市街地の事業所数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、一定の増加へと転換させていくことを目標とし、直近のデータである平成24年の事業所数（2,548事業所）を維持し、さらに事業による効果を上乘せした2,576事業所を目標とします。

■事業所数の推移



基準値（平成24年）		目標値（平成31年）
2,548 事業所	+ 28 事業所	2,576 事業所

<数値目標の考え方>

中心商業地出店等促進事業

第1期計画の計画期間である平成21年から平成26年において、「中心商業地出店等促進事業」の実績（認定件数^{注)}）は下表のとおりで、年平均32.8店舗が認定されています。

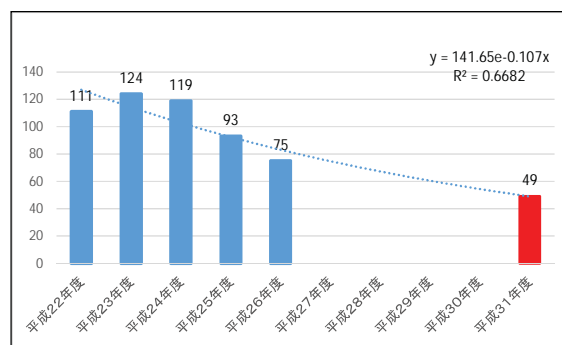
注) 認定件数＝「中心商業地出店等促進事業」を利用して、空き店舗に出店した店舗数

■中心商業地出店等促進事業の認定件数

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
認定件数	34	44	28	22	36	32.8

「中心商業地出店等促進事業」による効果（年平均32.8店舗）が持続すると仮定すると、次表の「空き店舗数のトレンド推計（平成31年）」のとおり、第1期計画期間においては、空き店舗対策等により年平均約5店舗が減少しており、この傾向が継続することで、平成26年の75店舗が平成31年には49店舗となり26店舗の空き店舗が解消されることが見込まれます。

■空き店舗数のトレンド推計（平成 31 年）



第2期計画においては、「中心商業地出店等促進事業」の年平均利用数（認定件数）を、これまでの年平均 32.8 店舗から、35 店舗を増やすことを目標とすると、28 店舗の空き店舗が解消されます。

年平均 32.8 件利用：26 店舗減少＝年平均 35 件利用：28 店舗減少

以上により、平成 31 年度の空き店舗数が約 28 店舗減少＝28 事業所が増加することが見込まれます。

※空き店舗の利用促進にあたっては、主要事業による空き店舗への出店支援（「中心商業地出店等促進事業」、「商店街による空き店舗活用事業（ガンバルまちなか活性化支援事業）」）とともに、その他の商店街の活性化に資する環境整備等を着実に進め、商業環境の魅力度を高めることとする。

■主要事業の効果

	事業所数（事業所）
基準値（平成 26 年度）(A)	2,548 事業所
中心商業地出店等促進事業(B)	28 事業所
平成 31 年度の目標値（A+B）	2,576 事業所

以上より、事業所数は 2,576 事業所となり、目標値(2,576 事業所)を達成することができます。

【参考指標】空き店舗数

参考指標である「空き店舗数」については、平成 23 年度以降減少傾向に転じており、基準値は 75 店舗となっています。前述の事業所数に関する「数値目標の考え方」において算出した空き店舗の減少数を目標値とします。

■空き店舗数に関する数値目標

基準値（平成 26 年）		目標値（平成 31 年）
75 店舗	- 28 店舗	47 店舗

「歩行者・自転車通行量」に関する数値目標

第1期計画では、歩行者・自転車通行量の減少は、平成15年頃から相次いだ大型商業施設の郊外への進出が大きく影響していると考えられたことから、まちの賑わいを創出するために、大型商業施設が郊外に進出する以前の平成11年頃の歩行者・自転車通行量の水準に戻すことを目標に設定しましたが、中長期的な取組が必要であることから、実現可能な目標として平成21年の歩行者・自転車通行量の約5%アップを目標としました。

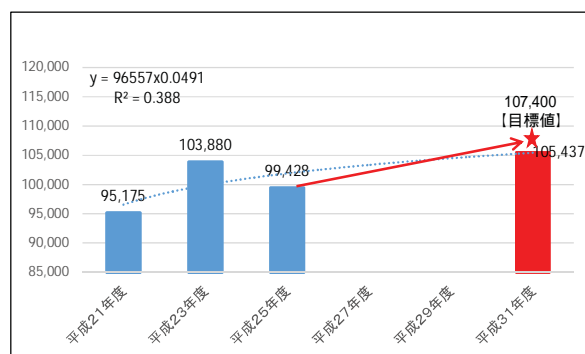
中心市街地における歩行者・自転車通行量は、平成21年から平成25年にかけて市街地再開発事業による定住促進やオリオンスクエアなど拠点広場における集客に資するイベント等の開催、商店街等による活性化事業など、積極的な取組の結果、休日は増加傾向にあるものの、平日は伸び悩んでいる状況にあります。恒常的な賑わいを図る観点からは、休日だけでなく、平日においても歩行者・自転車通行量の増加などにより、賑わいを強化していく必要があることから、これを図る指標として平日と休日双方の目標を設定します。

平日について

第1期計画期間内の歩行者・自転車通行量は、年度ごとに増減があるものの、約4.5%（ $\div 99,428$ 人（H25） $\div 95,175$ 人（H21））増加しました。

トレンド推計によると平成31年には105,437人（対H25：6%増）となることを踏まえ、第2期計画においても、これまでの施策効果を維持しながら、さらに平成25年の歩行者・自転車通行量から8%アップとなる約107,400人を目標とします。

■歩行者・自転車通行量（平日）【28地点】のトレンド推計（平成31年度）



■歩行者・自転車通行量（平日）【28地点】に関する数値目標

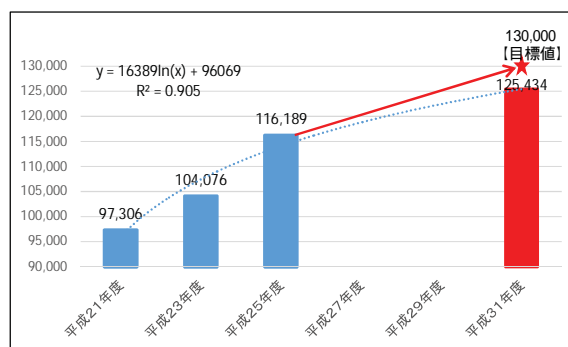
基準値（平成25年）		目標値（平成31年）
99,428人	+7,972人	107,400人

休日について

第1期計画期間内では、約19.0%（ $\div 116,189$ 人（H25） $\div 97,306$ 人（H21））増加しました。

トレンド推計によると平成31年には125,434人（対H25：8%増）となることを踏まえ、第2期計画においても、これまでの施策効果を維持しながら、さらに平成25年の歩行者・自転車通行量から12%アップとなる約130,000人を目標とします。

■歩行者・自転車通行量（休日）【28 地点】のトレンド推計（平成 31 年度）



■歩行者・自転車通行量（休日）【28 地点】に関する数値目標

基準値（平成 25 年）		目標値（平成 31 年）
116,189 人	+ 13,811 人	130,000 人

※第 1 期計画の現状値 53,605 人（平成 25 年）と基準値 116,189 人（平成 25 年）の違いは、第 2 期計画においては全ての調査地点（28 箇所）の合計としたため。（第 1 期計画は 10 地点）

< 数値目標の考え方 >

若年夫婦・子育て世帯家賃補助

後述の「居住人口」に関する数値目標において、109 人が本補助を更新し定住しているの見込むものとします。

これらの人が、1 日最低 1 回外出（通勤や買い物）すると仮定すると、中心市街地において、歩行者・自転車通行量（1 日当たり）218 人（=109 人×2 回）が増えると想定します。

住宅取得支援事業補助

後述の「居住人口」に関する数値目標において、本補助の効果として平成 27 年度から平成 31 年度の計画期間内に毎年 3 人の定住人口が増え、平成 31 年度には 15 人を見込むものとします。

これらの人が、1 日最低 1 回外出（通勤や買い物）すると仮定すると、中心市街地において、歩行者・自転車通行量（1 日当たり）30 人（=15 人×2 回）が増えると想定します。

宇都宮大手地区市街地再開発事業

後述の「居住人口」に関する数値目標において、平成 31 年度には、471 人の人口増を見込んでいます。

これらの人が、1 日最低 1 回外出（通勤や買い物）すると仮定すると、中心市街地において、歩行者・自転車通行量（1 日当たり）942 人（=471 人×2 回）が増えると想定します。

中心商業地出店等促進事業

前述の「事業所数」に関する数値目標において、本事業により、平成 31 年までに、新たに 28 店舗の空き店舗が解消され、事業所数が増加すると見込むものとします。

次表のとおり、宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」の 1 日当たりの平均来客数から、空き店舗の解消による 1 日当たりの利用者数を推計すると平日は 3,435 人、休日は 6,382 人となります。

■空き店舗の解消による1日当たり利用者数の推計

	① 「宮カフェ」における 1日当たりの平均来客数 (平成25年度)	② 店舗面積	③ 1日当たりの 店舗当たり来客数 (①/②)	④ 空き店舗 面積(※)	⑤ 1日当たり利用者数 (③×④×28店舗)
平日	475人	336㎡	1.41人/㎡	87㎡	3,435人
休日	879人		2.62人/㎡		6,382人

※モデル：店舗面積はH26.4現在の中心市街地の空き店舗の平均面積

したがって、店舗の出入りから、歩行者・自転車通行量は、

平日：3,435人×2回=6,870人

休日：6,382人×2回=12,764人増えると想定されます。

■主要事業の効果

	歩行者・自転車通行量 (①平日)	歩行者・自転車通行量 (②休日)
基準値(平成25年度)(A)	99,428人	116,189人
若年夫婦・子育て世帯家賃補助(B)	218人	218人
住宅取得支援事業補助(C)	30人	30人
宇都宮大手地区市街地再開発事業(D)	942人	942人
中心商業地出店等促進事業(E)	6,870人	12,764人
平成31年度の目標値(A+B+C+D+E)	107,400人÷107,488人	130,000人÷130,143人

数値目標の設定に当たり、歩行者・自転車通行量の調査地点(28地点)のうち、「行き」と「帰り」など少なくとも2か所を通過することを見込む。

以上により、歩行者・自転車通行量(平日)は107,488人となり、目標値(107,400人)を、また歩行者・自転車通行量(休日)においても130,143人となり、目標値(130,000人)を達成することができます。

【参考指標】「賑わいを感じる市民の割合」

休日の通行量が増加しているにも関わらず、市民アンケートから「中心市街地が賑わっている」と感じている市民の割合が依然として低い(H20:20.3%→H25:24.5%)ことから、第2期計画期間内の取組による改善状況を把握するため、「賑わいを感じる市民の割合」を参考指標として設定します。「地域資源を活用した魅力づくり」や「誰もが利用しやすい移動手段の確保」の施策により、「賑わいあふれるまち」となり、「賑わいを感じる市民の割合」を概ね前回の調査(平成20年)からの増加分(4.2%)が増えることを見込み、30%を目標とします。

■「賑わいを感じる市民の割合」に関する数値目標

基準値(平成25年)	⇒	目標値(平成31年)
24.5%	+5.5%	30.0%

「居住人口」に関する数値目標

本市の推計人口を見ると、平成 29 年の 518,460 人でピークを迎えた後に人口減少に転じ、平成 31 年には 518,206 人と推計されます。平成 26 年（517,025 人）と比較すると、平成 31 年度は約 1,181 人多いことが見込まれます。

これに対して、中心市街地内の人口は平成 23 年の 8,582 人をピークに、平成 26 年には 8,358 人と一貫して減少傾向にあり、3 年間で 224 人減少しています。この傾向（1 年当たり 75 人が減少 \div 224 人 \div 3 年間）が平成 31 年まで続くと仮定した数値は約 7,980 人（ \div 8,358 人 $-$ 75 人 \times 5 年間）となります。

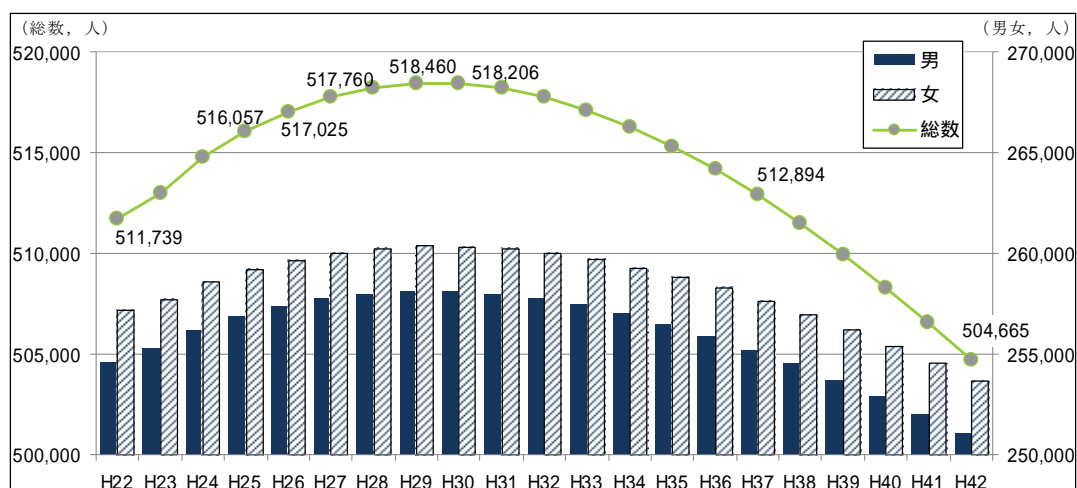
第 2 次都市計画マスタープランにおいては、将来の中心市街地の人口密度として、概ね 60 人/ha 以上を目指していますが、平成 26 年時点の中心市街地の人口密度は、49.8 人/ha（ \div 8,358 人 \div 約 168ha）です。こうした中、今後、策定が予定されている「(仮称)宇都宮市立地適正化計画」において居住誘導に関して具体的な区域設定の考え方などが整理される予定であることから、第 2 期計画においては、現時点で実現可能な目標を設定します。

市全体に対して計画区域内に居住する人口の割合は、平成 26 年度現在、1.62%（ \div 8,358 人 \div 517,025 人 \times 100）です。

市全体では平成 26 年よりも平成 31 年の人口が多いと見込まれる中、中心市街地は、市全体と比較して少子高齢化率が高い状況にあることから、中心市街地においては人口が減少する見込みです。しかしながら、中長期的な視点に立ち、今後もまちの活力を維持・向上していくためには、中心市街地の人口減少のトレンドに歯止めをかけ、市全体に対する人口の割合を、現在と同じ 1.62%の人口ベースで維持していくこととすると、平成 31 年は 8,395 人（ \div 518,206 人 \times 1.62%）を目指すべきこととなります。

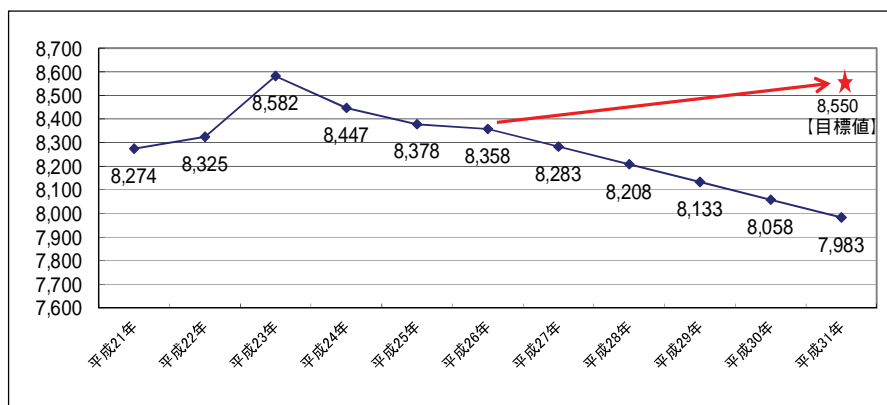
第 2 期計画においては、中心市街地への居住誘導施策を推進することにより、平成 26 年に対して 190 人程度増加した 8,550 人を目標とします。

■宇都宮市の将来推計人口



(注) 推計人口は、最新の国勢調査人口に住民基本台帳法に基づく毎月の異動数（出生・死亡・転入・転出者数及び世帯の異動数）を加減し推計したものである。従って住民基本台帳に記載された人口とは一致しない。

■ 中心市街地における居住人口の推計（平成31年）



※平成24年度～平成26年度の減少数の平均値（75人）が毎年減少すると設定する。

■ 居住人口に関する数値目標

基準値（平成26年）		目標値（平成31年）
8,358人	+192人	8,550人

※第1期計画の現状値7,952人（平成26年）と基準値8,358人（平成26年）の違いは、住民基本台帳法の改正（平成24年7月）に伴い、日本人と外国人を合計したため。（第1期計画は日本人のみ）

< 数値目標の考え方 >

若年夫婦・子育て世帯家賃補助

新たに若年夫婦世帯・子育て世帯家賃補助を利用する世帯数について、利用促進のための広報の強化等により、年平均50世帯を維持することとします。

次に、これまでの利用実績から、各年10%の世帯が中心市街地外へ転居等をするものと見込むと、計画期間における補助受給世帯としては、3年後の平成29年度から、少なくとも135世帯の維持を見込むことができます。

補助制度の対象区域（約320ha）のうち、第2期計画の区域（約168ha）における補助利用世帯数は135世帯×29.2%（※1）＝39世帯となります。

以上により、本補助による定住人口（平成31年度）は109人（39世帯×2.8人/世帯（※2））と推計します。

■ 補助利用世帯の見込み（利用継続世帯数のみ表示）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	50世帯	45世帯	40世帯		
		50世帯	45世帯	40世帯	
			50世帯	45世帯	40世帯
				50世帯	45世帯
					50世帯
計	50世帯	95世帯	135世帯	135世帯	135世帯

注）ここでは補助期間終了後（3年経過後）の定住状況は見込まず、少なくとも135世帯を維持する見込みとする。

- ※1：29.2%＝若年夫婦・子育て世帯家賃補助の対象区域（「グランドデザイン」で定められた区域（約320ha）のうち、第2期計画の区域（約168ha）において当該補助事業を利用した件数の割合（平成21年～25年の平均）
 ※2：2.8人/世帯＝若年夫婦・子育て世帯家賃補助の平均世帯人員

住宅取得支援事業補助

平成26年度に創設された新たな事業で、平成26年10月末現在、3件の利用があります。

平成27年度から平成31年度の計画期間内では、年平均5件の利用を見込みます。

単年度あたりの転入数は、5世帯×1.98人/世帯（※3）×33%（※4）＝3人と想定します。

計画期間においては、3人×5年間＝15人が転入すると想定します。（市街地再開発事業（大手地区）分は次で算出しているため除く。）

※3：1.98人/世帯＝中心市街地における平成26年9月現在の一世帯当たりの平均世帯人員

※4：33%＝平成26年10月末現在における補助利用件数のうち、第2期計画の区域（約168ha）での割合

宇都宮大手地区市街地再開発事業

本事業では、新たに238戸の住宅が供給される予定です。中心市街地における平均世帯人員（1.98人/世帯）が入居すると仮定すると、平成31年度には、471人（＝238戸×1.98人）の人口増が見込まれます。

■主要事業の効果

	居住人口（人）
平成31年度の推計値(A)	7,983人
若年夫婦・子育て世帯家賃補助(B)	109人
住宅取得支援事業補助(C)	15人
宇都宮大手地区市街地再開発事業(D)	471人
平成31年度の目標値(A+B+C+D)	8,550人≒8,578人

※上記の街なか居住を促進する事業を継続するとともに、中心市街地外への転居等を下げる（定住させる）ためには、中心市街地における生活利便性を高めることが重要となる。（施策1-2「地域経済の活性化」に係る各事業や施策2-1「地域資源を活用した魅力づくり」に係る各事業等を進める。）

以上により、居住人口は8,578人となり、目標値（8,550人）を達成することができます。

【参考指標】「中心市街地に住んでみたいと思う市民の割合」

「居住環境の整備」や「街なか居住の促進」の施策により、街なか居住が魅力的なものとなり、「中心市街地に住みたい」と思う市民の割合を、概ね前回の調査（平成20年）からの増加分（1.5%）が増えることを見込み、10%を目標とします。

■「中心市街地に住んでみたいと思う市民の割合」に関する数値目標

基準値（平成25年）	⇒	目標値（平成31年）
8.4%	+1.6%	10.0%

(3) 目標を達成するための施策体系と事業

※「事業名No.」は次頁以降、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づき、事業を並び替えたNo.となる。

目標	施策	No.	事業名	重点事業	事業名No.(※)
目標1 宇都宮の“顔” となり市全体 をけん引する 活力あふれる まち	施策1-1 都市機能の 集積	1	JR 宇都宮駅西口周辺地区の整備	○	4-3
		2	JR 宇都宮駅東口地区整備事業	○	4-6
		3	宇都宮大手地区市街地再開発事業	○	4-5, 6-1
		4	小幡・清住土地区画整理事業		4-1
		5	スマートエネルギーcityの構築		8-6
	施策1-2 地域経済の 活性化	6	中心商業地出店等促進事業	○	7-1
		7	魅力ある商店街等支援事業	○	7-2
		8	ガンバルまちなか活性化支援事業	○	7-4
		9	拠点広場を活用した賑わい創出事業		7-5
		10	宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営事業		7-11
		11	オリオン通り商店街振興組合未来創生事業		7-3
		12	ユニオン通り商店街商業活性化事業		7-7
		13	商店街次世代経営者育成事業	○	7-6
		14	まちづくり担い手育成事業		8-9
		15	インキュベーション事業		7-9
		16	公衆無線LANシステム構築事業		7-8
目標2 街なかならで はの魅力と賑 わいあふれる まち	施策2-1 地域資源を 活用した魅 力づくり	17	魅力ある景観づくり事業	○	4-4
		18	釜川整備活用事業		4-8
		19	公共空間を活用した賑わい創出事業	○	4-7
		20	中心市街地緑の回遊事業		8-11
		21	歴史・文化財活用推進事業		5-1
		22	中心市街地における文化振興事業		5-2
		23	大谷石蔵等歴史的建造物保存・活用事業		8-5
		24	民間による大谷石蔵活用事業		7-12
		25	地域教育推進事業		8-7
		26	「おもてなし運動」推進事業		8-15
		27	もったいない運動の推進		8-10
		28	中心市街地活性化ソフト事業		8-16
		29	冬の夜間景観賑わい創出事業		7-10
		30	「自転車のまち宇都宮」発信事業		8-12
		31	観光情報発信強化事業（観光情報ARアプリ）		8-13
	施策2-2 誰もが利用 しやすい移 動手段の確 保	32	LR Tの導入	○	8-2
		33	バス路線の新設・拡充		8-4
		34	公共交通利用促進事業	○	8-1
		35	自転車利用・活用促進事業		8-3
		目標3 誰もが憧れ「住 みたい・住み続 けたい」と思う まち	施策3-1 居住環境の 整備	36	小幡・清住土地区画整理事業（再掲）
37	宇都宮大手地区市街地再開発事業（再掲）			○	4-5, 6-1
38	魅力ある景観づくり事業（再掲）			○	4-4
39	都心部道路景観整備事業（市道3号線）			○	4-2
40	ガンバルまちなか活性化支援事業（再掲）			○	7-4
41	地域優良賃貸住宅建設費上乘せ補助				6-4
42	地域教育推進事業（再掲）				8-7
43	安全で快適なまちづくり推進事業			8-8	
施策3-2 街なか居住 の促進	44		若年夫婦・子育て世帯家賃補助	○	6-2
	45		住宅取得支援事業補助	○	6-3
	46	街なか暮らし魅力発信事業		8-14	

46事業（再掲5事業）のうち、次の①、②の視点から中心市街地活性化への波及効果が高い17事業（再掲3事業）を重点事業として設定し、事業の進捗状況や評価を基本に、着実な実施に向けて進行管理していきます。

① 目標指標の達成に貢献度の高いもの
② 市民ニーズにおいて重要度が高く満足度が低い（重点化が必要な）もの

4. 土地区画整理事業，市街地再開発事業，道路，公園，駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、城下町としての成り立ちなどを背景とする宇都宮二荒山神社や宇都宮城址公園，カトリック松が峰教会や社寺などの歴史・文化資源が数多く残っております。また，昭和 20 年の戦災によって，市街地の約半分が焦土と化しましたが，昭和 21 年から昭和 41 年にかけて実施した戦災復興土地区画整理事業により，今日の中心市街地の基盤が確立しました。

その後，都心部の人口増加に対応するため，今泉や J R 宇都宮駅東地区等において土地区画整理事業を実施するとともに，広域交通の要衝である J R 宇都宮駅の東口において，県都の玄関口にふさわしいまちづくりを進めるため，都市基盤整備を行いました。また，宇都宮二荒山神社を中心とする大通り周辺地区や J R 宇都宮駅西口周辺において，都市機能の更新を図るため，市街地再開発事業を実施してきました。

さらに，本市では平成 14 年度に「グランドデザイン」を掲げ，およそ 30 年間の長期ビジョンのもと，2 核 2 軸の都市構造の実現による中核都市宇都宮にふさわしい，賑わいと高次の都市機能を備えた多様性のある都市拠点の形成を進めています。

(2) 市街地の整備改善の必要性

第 1 期計画では，「グランドデザイン」で示した 2 つの「都心核」と 2 本の「都心軸」からなる都心部の構造づくりを進めており，引き続き中心商業地等の活性化に取り組むとともに，J R 宇都宮駅東口を新たな賑わいの拠点として L R T の導入及び都市機能整備を推進することにより，広域圏からの交流人口の呼び込みを図る必要があります。

さらに，本市では長期的視点に立った「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」（平成 27 年 2 月策定）において，地域特性に応じた「住まう」，「憩う」，「働く・学ぶ」の機能強化と，周辺の地域拠点とのネットワーク強化を掲げていることから，J R 宇都宮駅の都市機能整備とともに，中心商業地周辺においても L R T 導入後の姿を見据えたまちづくりを検討し，J R 宇都宮駅周辺の来街者を中心市街地全体へ誘引するための拠点整備や都市環境整備を推進する必要があります。

(3) フォローアップの考え方

毎年度，事業の進捗状況を確認し，着実な進捗を図るとともに，状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

事業名，内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 4-1 小幡・清住土地区画整理事業</p> <p>【内容】 土地区画整理事業</p> <p>【面積】 16.9ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ 平成39年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、本市交通ネットワークの骨格となる都心環状線を始めとする都市計画道路整備と併せて、地域の防災性確保、バリアフリー化、都心居住の促進など、ネットワーク型コンパクトシティの基盤整備及び住環境整備を行うものです。</p> <p>これらの総合的な整備は、「都市機能の集積」及び「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ 平成39年度</p>	
<p>【事業名】 4-2 都心部道路景観整備事業（市道3号線）</p> <p>【内容】 ユニオン通りの無電柱化等</p> <p>【実施時期】 平成22年度～ 平成29年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、都心部を楽しく回遊できる道路環境を創出するため、バリアフリー化や道路景観整備など、ゆとりある道路空間の確保に努め、安全で安心できる潤いある道路を整備するものです。</p> <p>潤いある道路を整備し、様々な人々が行き交う動線を創出することは、「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>【実施時期】 平成22年度～ 平成29年度</p>	
<p>【事業名】 4-3 JR宇都宮駅西口周辺地区の整備</p> <p>【内容】 JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進</p> <p>【実施時期】 平成24年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、 民間事業者</p>	<p>本事業は、ネットワーク型コンパクトシティにおける都市拠点の一つの核を成す地区として、風格ある都市空間の創出や高次の都市機能の集積、交通結節機能の強化を図るため、市街地再開発事業の推進や、駅前広場の整備改善、低・未利用地の活用等の地区整備を一体的かつ効果的に推進するものです。</p> <p>これらの総合的な整備は、「都市機能の集積」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>【実施時期】 平成24年度～ 平成31年度</p>	

<p>【事業名】 4-4 魅力ある景観づくり事業</p> <p>【内容】 景観形成重点地区 (釜川周辺地区及び小幡・清住地区)の指定と市民協働による景観づくり</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、都市の風格と観光の振興、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために、景観法の制度等を積極的に活用し、市民、事業者、行政が一体となって、「宇都宮」ならではの景観づくりを推進するものです。</p> <p>「景観形成重点地区」や「景観形成推進地区」の指定により、建築物の意匠・色彩を規制・誘導するとともに、「景観形成重点地区」における建築物等の修景費用の一部補助や地域のシンボルとなる建造物等の保全により、中心市街地ならではの「資源」を活かした都市の顔・景観を形成するものです。これは、「地域資源を活用した魅力づくり」及び「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】 4-5 宇都宮大手地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 老朽建築物の共同建替えによる商業・業務・住宅からなる複合施設の整備</p> <p>【面積】 0.44ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ 平成29年度</p>	<p>宇都宮大手地区市街地再開発組合</p>	<p>本事業は、高次の都市機能の集積を図るとともに、安全・安心で快適な市街地を形成するため、商業・業務・住宅からなる複合施設を整備するものです。</p> <p>中心市街地における上記複合施設の整備は、「都市機能の集積」及び「居住環境の整備」に寄与し、現在事業化の検討を進めている「バンバ地区」、「千手・宮島地区」と一体となって魅力ある市街地の形成を図るものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ 平成29年度</p>	
<p>【事業名】 4-6 JR宇都宮駅東口地区整備事業</p> <p>【内容】 民間活力の最大限の活用による、広域交流や賑わい創出機能の導入など、本市のまちづくりをリードする新たな</p>	<p>宇都宮市、民間事業者</p>	<p>本事業は、ネットワーク型コンパクトシティにおける都市拠点にふさわしい、魅力ある都市環境の整備に向けて、LRTの導入を見据えた交通結節機能の強化や駅前景観づくり、さらには広域交流機能の導入など、高次の「都市機能の集積」を図るものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・賑わい再生事業）（都市再生整備計画事業）</p> <p>【実施時期】 平成28年度～ 平成31年度</p>	

<p>都市拠点の形成</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成 21 年度～</p> <p>平成 31 年度</p>				
<p>【事業名】 4－7</p> <p>公共空間を活用した賑わい創出事業</p> <p>【内容】</p> <p>道路など公共空間を活用した賑わいや憩いの場の創出</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成 27 年度～</p> <p>平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市、商店街など</p>	<p>本事業は、街なかの賑わいや憩いの場の創出に向けて、道路などの公共空間を活用し、オープンカフェ等の設置をするものです。</p> <p>これらの取組は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>民間まちづくり活動促進事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成 27 年度～</p> <p>平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 4－8</p> <p>釜川整備活用事業</p> <p>【内容】</p> <p>釜川の「花」を基にした植栽整備、ソフト事業の実施</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成 22 年度～</p> <p>平成 31 年度</p>	<p>釜川プロムナード整備協議会、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p>	<p>本事業は、市民の憩いの場であり、中心市街地を流れる一級河川「釜川」について、四季を通じて多くの市民が散策できるよう、市民の手で再生を図るものであり、「花」をテーマに、各ゾーンの特徴を活かした連続性のある植栽について、提案、実施するものです。</p> <p>また、「かまがわ川床桜まつり」など季節に応じたイベントを開催することで釜川の魅力発信や賑わいづくりをするものです。これらの取組は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、市役所、県庁（合同庁舎）等の行政機関、宇都宮共和大学や宇都宮メディア・アーツ専門学校、栃木県総合文化センター等の教育・文化施設、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療機関、宇都宮市総合福祉センター等の社会福祉施設が立地しています。また、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者福祉施設や大通り等の商業業務地には許可外保育施設等の子育て支援施設が立地しています。さらに、市民の憩いと安らぎの空間となる、宇都宮城址公園や釜川プロムナード、オリオンスクエア、バンバひろば等が整備されており、多様な都市機能の集積が図られつつあります。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

第1期計画では、市民が中心市街地に求める機能として多く挙げている「文化・生涯学習施設」を始めとして、今後も、多様な都市機能の集積を推進するとともに、老朽化した施設の利便性向上を図るために、中心市街地の生涯学習拠点であり、地域防災計画で避難所にも指定されている「中央生涯学習センター」の施設改修と併せて、地域教育や市民交流を推進する都市福利施設の整備を行いました。

また、これらの施設整備とともに、中心市街地における文化振興を図るため、歴史・文化財を活用したまちづくりが進み出したところであり、第2期計画では、文化振興を中心としたソフト事業を推進します。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

事業名，内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 5-1 歴史・文化財活用推進事業 【内容】 宇都宮城址公園内ガイダンス施設における歴史・文化財の情報発信（文化財ボランティアによる歴史的資源の案内など）	宇都宮市	本事業は、既存の文化財施設等を活用し、文化財情報を提供することにより、本市の歴史や文化財に対する興味や関心を高め、周知啓発を推進するものです。 具体的には、宇都宮文化財ボランティア協議会と連携を図り、宇都宮城址公園を拠点として中心市街地の歴史的資源の案内により回遊性を創出する取組を継続します。 これらの取組は、「地域資源を活用		

<p>【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 31 年度</p>		<p>した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 5-2 中心市街地における文化振興事業</p> <p>【内容】 表参道スクエアにおける芸術と文化の情報発信</p> <p>【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市、 うつのみや文化創造財団、NHK文化センター</p>	<p>本事業は、表参道スクエアにおいて「サテライト美術館における鑑賞機会の充実」、「妖精によるまちづくり推進事業」を展開するものです。また、「NHK文化センター」において、生涯学習教室を展開するものです。</p> <p>この事業の実施は、「文化振興を中心としたソフト事業の展開」を推進し、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p> <p>・<u>サテライト美術館における鑑賞機会の充実</u> 宇都宮美術館所蔵作品を、宇都宮市民プラザ内の市民ギャラリーに展示・公開するものです。</p> <p>・<u>妖精によるまちづくり推進事業</u> 本市出身者で妖精学研究者の井村君江氏から寄贈された資料を活用して、「妖精のまち」宇都宮の情報発信を行うものです。</p> <p>・<u>NHK文化センターにおける生涯学習教室の開催</u> JR宇都宮駅利用者だけでなく、東武宇都宮駅利用者や周辺マンション住民を対象として、絵画や外国語といった生涯学習教室を開催するものです。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業，中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地の人口は，第 1 期計画策定時の平成 21 年度以降増加してきたものの近年は減少しています。また，市全体と比較して少子高齢化が進行しています。

本市の総人口の将来推計を見ると，平成 29 年の約 51.8 万人をピークに人口減少に転ずることが見込まれており，中心市街地においても今後高齢化による自然減が進むものと予測されます。

中心市街地の居住促進策として，本市では平成 17 年度から若年夫婦世帯家賃補助制度を創設するとともに，市街地再開発事業を進めており，若年層やファミリー層の居住が徐々に見られるようになっていきます。

(2) 街なか居住の推進の必要性

今後の人口減少や少子超高齢化社会を見据え，本市ではネットワーク型コンパクトシティにおける都市拠点となる中心市街地においては，居住促進は重要な課題です。現在の人口構成の偏りを解消し，若年層から高齢者まで多世代が交流する居住環境づくりも必要となっています。

そのためには，若年層やファミリー層の居住促進，民間開発による良好な住宅の供給，そして中心商店街における生活支援サービスの充実を図ることにより，生活者の視点に立ったまちづくりを進める必要があります。

(3) フォローアップの考え方

毎年度，事業の進捗状況を確認し，着実な進捗を図るとともに，状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

事業名，内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 6-1 宇都宮大手地区市街地再開発事業 (再掲; 4-5)</p> <p>【内容】 老朽建築物の共同建替えによる商業・業務・住宅からなる複合施設の整備</p>	宇都宮大手地区市街地再開発組合	<p>本事業は，高次の都市機能の集積を図るとともに，安全・安心で快適な市街地を形成するため，商業・業務・住宅からなる複合施設を整備するものです。</p> <p>中心市街地における上記複合施設の整備は，「都市機能の集積」及び「居住環境の整備」に寄与し，現在事業化の検討を進めている「バンバ地区」，「千手・宮島地区」と一体となって魅</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～平成 29 年度</p>	

<p>【面積】 0.44ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～ 平成29年度</p>		<p>力ある市街地の形成を図るものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】6-2 若年夫婦・子育て世帯 家賃補助</p> <p>【内容】 中心市街地内に転居・ 転入する若年夫婦世帯 及び子育て世帯に対す る家賃の補助</p> <p>【実施時期】 平成17年度～ 平成31年度</p>	宇都宮市	<p>本事業は、中心市街地内の民間賃貸住宅に転居・転入する40歳未満の夫婦または義務教育終了前の子どもがいる世帯に対し、家賃の一部の補助を実施するものです。</p> <p>この事業の実施により、子育て世代の人口回復が図られ、コミュニティ再生にも寄与することから、「街なか居住の促進」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成17年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】6-3 住宅取得支援事業補助</p> <p>【内容】 中心市街地に住宅を取 得し、転入する世帯に 対する取得費の補助</p> <p>【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度</p>	宇都宮市	<p>本事業は、中心市街地に住宅を取得し、新たに転入する世帯に対して、住宅取得費用の一部の補助を実施するものです。</p> <p>この事業の実施により、中心市街地内での定住促進が図られ、コミュニティ再生にも寄与することから、「街なか居住の促進」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】6-4 地域優良賃貸住宅建設 費上乗せ補助</p> <p>【内容】 地域優良賃貸住宅に対 する建設費の上乗せ補 助</p> <p>【実施時期】 平成9年度～ 平成31年度</p>	宇都宮市	<p>本事業は、地域優良住宅の整備にあたり、「住戸専用面積1㎡あたり1万円」の補助を行うものです。</p> <p>中心市街地に新規建設する地域優良賃貸住宅に対し、建設費の上乗せ補助を実施することにより、良質な住宅ストックの確保と居住促進に寄与することから、「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>【実施時期】 平成9年度～ 平成31年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業活性化事業，中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は，古くから栃木県の商業の中心として栄え，昭和 45 年頃には，6 つの百貨店が林立するなど全国有数の商業集積地となりました。しかし，バブル経済の崩壊や経営不振，モータリゼーションの進展などにより，百貨店の撤退や郊外移転が進みました。

このような中，空き店舗となった大型商業施設への出店要件を簡素化する構造改革特区「宇都宮にぎわい地区」を創設し，平成 15 年から平成 17 年にかけて旧西武百貨店跡地，旧ロビンソン跡地にそれぞれラパーク長崎屋，ララスクエア宇都宮の誘致を行いました。現在，店舗面積 10,000 m²以上の大型小売店舗は J R 宇都宮駅及び東武宇都宮駅周辺に 5 店舗が立地しており，東武宇都宮駅周辺においてはオリオン通りやユニオン通りなどの商店街の集積とあわせて，中心市街地の商業核を形成しています。

また，空き店舗数は平成 24 年から減少に転じているものの，景気低迷や中心市街地の人口減少等の影響から，中心市街地の商業集積の低下と空洞化が進み，事業所数や従業員数，商品販売額等の減少が続いている状況にあります。

(2) 経済活力の向上の必要性

ネットワーク型コンパクトシティの都市拠点である中心市街地における商業集積の低下と空洞化は，本市の経済活力の低下につながっています。少子超高齢化社会を見据え，中心商店街における空き店舗を解消し，魅力ある商業基盤を再構築することは急務な課題です。第 1 期計画では，市内最大の商店街であるオリオン通りにおいて，中心商店街の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして，オリオンスクエアにおけるイベントとともに，商店街の活性化事業，大型映像装置を活用した情報提供，宮カフェの運営などにより，集客拠点としての賑わいの創出に取り組み，休日における歩行者通行量の増加などの成果を得ました。

これをきっかけに，中心商店街全体の活性化に向けたさらなる事業の展開，また L R T 導入を見据えた中心商店街の活性化策の検討などを進め，消費者や市民のニーズに応えた利便性やアメニティ機能の向上，まちにマッチした適切な店舗構成や店舗配置を行う必要があります。

(3) フォローアップの考え方

毎年度，事業の進捗状況を確認し，着実な進捗を図るとともに，状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

事業名，内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 7-1 中心商業地出店等促進事業</p> <p>【内容】 中心商業地への出店等の支援</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市， 宇都宮商 工会議所</p>	<p>本事業は，中心商業地の空き店舗に出店した経営者に対し，商工会議所を通し，内装改造費等の一部を補助するものです。</p> <p>この事業の実施は，「地域経済の活性化」を推進するものであり，中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 7-2 魅力ある商店街支援事業</p> <p>【内容】 販売促進，賑わいづくりなど商店街事業の支援</p> <p>【実施時期】 平成 13 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は，販売促進，賑わいづくりなどの商店街事業を実施した商店街等に対し，経費の一部を補助するものです。</p> <p>この事業の実施は，「地域経済の活性化」を推進するものであり，中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 13 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 7-3 オリオン通り商店街振興組合未来創生事業</p> <p>【内容】 オリオン通り商店街の機能強化と競争力向上を図る事業</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>オリオン 通り商店 街振興組 合</p>	<p>本事業は，オリオン通り商店街において，集客のための機能更新や地域と連携したイベントを新たに開催するとともに，周辺商店街等と連携して四季に応じたイベントの開催などに取り組むものです。</p> <p>また，空き店舗を活用して「ギャラリー・カフェ」を運営することで商店街の憩いの場づくりを行うとともに，高齢者比重の高い中心市街地にあつて「高齢者支援事業」など，地域ニーズに応える空き店舗活用を行うものです。</p> <p>これらの事業の実施は，「地域経済の活性化」を推進するものであり，中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 地域商業自立促進事業</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	

<p>【事業名】 7-4 ガンバルまちなか活性化支援事業</p> <p>【内容】 地域のコミュニティ創出などを目的とした空き店舗活用事業に対する助成</p> <p>【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、生活品の買い物支援や地域のコミュニティ創出等を目的として、商店街など自らが実施する空き店舗活用事業に対して家賃の補助をするものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域経済の活性化」及び「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-5 拠点広場を活用した賑わい創出事業</p> <p>【内容】 拠点広場を活用した賑わい創出</p> <p>【実施時期】 平成18年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、 民間事業者</p>	<p>本事業は、本市の拠点広場であるオリオンスクエア及びバンバひろばにおける様々なイベントや活動などを通し、市民の憩いとふれあいの場を提供し、賑わい創出に資するソフト事業を行うものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-6 商店街次世代経営者育成事業</p> <p>【内容】 商店街の次世代を担う若手人材の育成による新たな魅力の創造やコンセプトづくりの促進</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、 宇都宮商 工会所、商 店街</p>	<p>本事業は、若手・後継者たちが商店街の魅力の発見など様々な取組を通して、若手人材を発掘・育成し、自らによる新たな魅力の創造やコンセプトづくりの促進につなげていくものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-7 ユニオン通り商店街商業活性化事業</p> <p>【内容】 休憩・情報発信スペース「ほっと！ステーション」の運営等</p> <p>【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度</p>	<p>ユニオン 通り商店 街振興組 合</p>	<p>本事業は、ユニオン通り商店街において、街路整備を行うとともに、街並みルールづくりや商店街の休憩・情報発信スペースである「ほっと！ステーション」の運営を行うものです。</p> <p>これらの事業の実施は、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		

<p>【事業名】 7-8 公衆無線LANシステム構築事業</p> <p>【内容】 インターネットの利用可能な公衆無線LANの整備・運用</p> <p>【実施時期】 平成20年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市 中心商店街活性化委員会</p>	<p>本事業は、中心市街地の各拠点において、自由にインターネットが利用できる環境を整備し、観光やビジネスによる来訪者に対して、商店街や観光等の情報を提供するものです。</p> <p>情報発信の中心として、多くの情報に触れることができる環境を整備するとともに、マーケティングなどの顧客分析につなげるものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-9 インキュベーション事業</p> <p>【内容】 起業家に対する「経営支援」など</p> <p>【実施時期】 平成26年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市, 宇都宮ベンチャーズ</p>	<p>本事業は、本市が整備した起業家支援施設において、宇都宮ベンチャーズによる起業家に対する「経営支援」などを行うものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-10 冬の夜間景観賑わい創出事業</p> <p>【内容】 まちのイルミネーション・ライトアップ等</p> <p>【実施時期】 平成19年度～ 平成31年度</p>	<p>中心市街地ライトアップ実行委員会, 歴史と光のフュージョン・プロジェクト実行委員会, 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構, 宇都宮商工会議所, 商店街など</p>	<p>本事業は、中心市街地ライトアップ実行委員会及び歴史と光のフュージョン・プロジェクト実行委員会が主体となり、商店街沿道や拠点広場等におけるイルミネーションやライトアップ、オリオンスクエアにおける「一晩だけのワイン村」を冬季夜間に開催するものです。</p> <p>これらの事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		

<p>【事業名】 7-11 宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営事業</p> <p>【内容】 アンテナショップ「宮カフェ」を運営し、本市の情報発信を行う。</p> <p>【実施時期】 平成21年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、 宇都宮ブランド推進協議会</p>	<p>本事業は、宇都宮ブランド戦略の一環として、物販や飲食をはじめ、宇都宮の持つ様々な地域資源の魅力や価値について体験を通して知ってもらい、市民には本市に対する「愛着・誇り・自信」の醸成と市外に対しては本市の「イメージ・好感度」の向上を図るため、アンテナショップとして「宮カフェ」を運営するものです。</p> <p>本事業の実施は、市全体の情報発信に加え街なかの賑わい創出にもつながる「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 7-12 民間による大谷石蔵活用事業</p> <p>【内容】 大谷石蔵（旧公益質屋）を活用した飲食物施設の管理・運営</p> <p>【実施時期】 平成22年度～ 平成31年度</p>	<p>特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、民間事業者</p>	<p>本事業は、かつて公益質屋として利用し、未利用物件となっていた大谷石蔵を、飲食物販の拠点として整備し、管理・運営を行うものです。</p> <p>宇都宮特産の大谷石の活用により、市民に愛着のある拠点として再活用されており、当施設の運営・管理は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		

8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

本市は、自動車利用の依存度が高く、中心市街地への交通手段として自動車を利用する割合も約 7 割あり（市民を対象としたアンケート調査（平成 25 年度実施））、また、世帯当たりの年間ガソリン使用量は都道府県庁所在都市平均を上回っています。

J R 宇都宮駅は、新幹線や宇都宮線、日光線、烏山線が乗り入れる広域交通の要衝であり、1 日平均乗降客数は近年、約 7 万人前後で微増推移しています。また、東武宇都宮駅も約 1 万人前後で微増推移しています。

路線バスは、J R 宇都宮駅を中心とした放射状ネットワークを形成しており、大通りには 1 日 2,000 本以上のバスが往復しています。バス利用者数は、車社会の進行を背景に減少傾向で推移していましたが、平成 23 年以降は系統数も増え、増加に転じています。

自転車については、自転車ネットワークの形成や走行空間の整備、駐輪場増設等の利用環境向上策を実施してきており、特に中心市街地の回遊性の向上を目的として平成 15 年度に導入したレンタサイクルは約 10 年を経過し、利用者数も年々増加しており、平成 25 年度には約 40,000 人の利用がありました。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地においては、人の往来を活発化させ、賑わい溢れたまちづくりを推進するためには、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性の向上や、中心市街地内の移動利便性の向上が不可欠になります。

本市は依然として自動車依存が高い状況にあり、今後、少子超高齢社会を見据え、交通弱者の増加や環境問題へ対応したまちづくりを進めるためには、誰もが利用しやすい移動手段の確保は不可欠であることから、L R T の導入も含めた交通機能の充実・強化に取り組んでいく必要があります。

平成 25 年 3 月に本市が取りまとめた「東西基幹交通の実現に向けた基本方針」において、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を支える総合的な公共交通ネットワークの基軸となる東西基幹公共交通として、「L R T」を導入することを掲げました。全体区間は、本市域内において J R 宇都宮駅の西側の中心市街地と鬼怒川左岸の工業団地や大規模開発地区を結ぶ約 15 k m、隣接する芳賀町域内において約 3 k m、合計約 18 k m を計画しています。整備は段階的に進めることとしており、まずは J R 宇都宮駅東側の整備から進めていく計画となっています。

また、「自転車のまち宇都宮」として、駐輪場や自転車道の整備による自転車利用・活用の促進に取り組むとともに、「ジャパンカップサイクルロードレース」と連携した賑わい創出やサイクル施設整備による自転車利用の促進を図る必要があります。

さらに、市民と一体となったまちづくりを進めるため、中心市街地緑の回遊事業、安全で快適なまちづくり推進事業等を継続する必要があります。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 8-1 公共交通利用促進事業</p> <p>【内容】 モビリティ・マネジメント施策の推進</p> <p>【実施時期】 平成19年度～ 平成31年度</p>	<p>バス事業者、宇都宮市</p>	<p>本事業は、公共交通の利用を促進するため、公共交通に関する情報の提供や中心市街地等の商店街と連携した事業を行うことで、マイカー利用者の意識転換や中心商店街の活性化を図るものです。</p> <p>この事業の実施は、「誰もが利用しやすい移動手段の確保」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成19年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】 8-2 LRTの導入</p> <p>【内容】 LRTの導入による東西基幹公共交通軸の整備（JR宇都宮駅東側の優先整備）</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、芳賀町</p>	<p>本事業は、本市が「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指す中で、すべての市民の安全で快適な移動手段を確保し、交通渋滞の緩和、環境負荷の低減を図るとともに、車利用からの転換を促進する公共交通ネットワークの実現に向け、その要となる東西基幹公共交通としてLRTの導入を進めるものです。</p> <p>この事業の実施は、「誰もが利用しやすい移動手段の確保」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成27年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】 8-3 自転車利用・活用促進事業</p> <p>【内容】 駐輪場や自転車走行空間の整備</p> <p>【実施時期】 平成15年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、近年の自転車を取り巻く環境やニーズの変化を捉え、交通手段としての利便性とともにより自転車の魅力を高めるため、誰もが安全で快適に楽しく自転車を使えるまちづくりを進めるものです。</p> <p>この事業の実施は、「誰もが利用しやすい移動手段の確保」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成15年度～ 平成31年度</p>	
<p>【事業名】 8-4 バス路線の新設・拡充</p> <p>【内容】 公共交通空白地域と中</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、公共交通空白地域と都市拠点である中心市街地を結ぶバス路線を新設・拡充するもの</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p>	

<p>心市街地を結ぶバス路線の新設・拡充</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 31 年度</p>		<p>です。</p> <p>この事業の実施は、「誰もが利用しやすい移動手段の確保」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【実施時期】 平成 24 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 8-5 大谷石蔵等歴史的建造物保存・活用事業</p> <p>【内容】 大谷石蔵等のデータベース化、保存・活用促進に向けた手法の構築</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市、 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p>	<p>本事業は、歴史的資源である大谷石蔵等の現状把握を行いデータベース化や景観上価値のある歴史的建造物の現状や所有者の意向を把握し、保存・活用を促す手法の構築を行うものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 8-6 スマートエネルギー city の構築</p> <p>【内容】 再エネ・省エネ機器の更なる普及拡大と住宅・事業所単位でのエネルギーマネジメントの促進</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、持続可能な都市の実現に向け、エネルギー利用の更なる効率化・最適化を図るため、再エネ・省エネ機器の更なる普及拡大と住宅・事業所単位のエネルギーマネジメントの促進を行うものです。</p> <p>これらの取組は、中心市街地の再開発施設や商業施設、住宅等における、エネルギー面から見た都市の価値の向上を図るものであることから、「都市機能の集積」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>	<p>【支援措置】 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	
<p>【事業名】 8-7 地域教育推進事業</p> <p>【内容】 中央生涯学習センター等における人づくり・地域づくり事業や各種講座の開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、中央生涯学習センター、中央市民活動センター等における地域の人材育成や各種講座等の開催により、地域教育や市民交流を推進するものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」及び「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		

<p>【事業名】 8-8 安全で快適なまちづくり推進事業</p> <p>【内容】 市民団体等と連携した防犯パトロール等による、安全で快適な中心市街地づくりの推進</p> <p>【実施時期】 平成18年度～ 平成31年度</p>	<p>宇都宮市、自主防犯活動団体など</p>	<p>本事業は、安全で快適なまちづくりを推進するために、地域による防犯パトロールの実施や防犯灯・防犯カメラの設置を支援し、犯罪を未然に防止する環境づくりを行うとともに、路上喫煙等防止指導員の巡回、違法駐車防止対策、自転車放置防止対策、きれいなまち指導員の巡回を行うものです。</p> <p>・<u>地域による防犯パトロールの実施支援</u></p> <p>子どもの見守りや防犯パトロールなど、地域における自主的な防犯活動を支援し、安全・安心を確保するとともに、市民の防犯意識の向上を図るものです。</p> <p>・<u>地域による防犯灯・防犯カメラの設置支援</u></p> <p>地域の実情に応じた防犯灯・防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止力と市民の安心感の向上を図るものです。</p> <p>・<u>違法駐車防止対策</u></p> <p>中心市街地の違法駐車防止重点地域において、違法駐車を防止し、安全で快適な生活環境の保持を図るものです。</p> <p>・<u>自転車放置防止対策</u></p> <p>中心市街地の自転車放置禁止区域において、指導員による指導・啓発活動を実施し、自転車の放置を防止するものです。</p> <p>・<u>指導員等の巡回</u></p> <p>「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」及び「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」に基づき、市中心部を「美化推進重点地区」及び「路上喫煙等禁止区域」に定め、きれいなまち指導員及び路上喫煙等防止指導員が常時巡回するものです。</p> <p>これらの事業の実施は、「居住環境の整備」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
---	------------------------	---	--	--

<p>【事業名】 8-9 まちづくり担い手育成事業</p> <p>【内容】 まちづくりを担う人材の発掘・育成や活性化策の具現化に向けた検討</p> <p>【実施時期】 平成27年度～平成31年度</p>	<p>特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p>	<p>本事業は、宇都宮まちづくり推進機構が実施する「まちづくりの担い手発掘・育成事業」や「学生等によるまちづくり提案事業の具現化の検討」を行うものです。</p> <p>将来の中心市街地活性化を見据え、今後のまちづくりを担う若い人材の発掘・育成及び活性化策の具現化に向けた検討を行うことは、「地域経済の活性化」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-10 もったいない運動の推進</p> <p>【内容】 ひと・もの・まちを大切に作る「もったいないのころ」の醸成</p> <p>【実施時期】 平成26年度～平成31年度</p>	<p>宇都宮市もったいない運動市民会議</p>	<p>本事業は、ひと・もの・まちを大切にする「もったいないのころ」を基本として様々な活動・取組を推進する事業であり、市民や事業者と共に魅力あるまちづくりを進めていく上では不可欠なころの醸成を図るものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェア宇都宮の開催 環境配慮型、参加体験型イベントとして、中心市街地と連携を図りながら開催されるものです。 ・もったいないクールシェアの実施 中心市街地の飲食店など涼しい施設で過ごすことで、楽しみながら家庭の省エネ・節電を進めるものです。 <p>これらの事業の実施は、まちへの愛着を深め、中心市街地の魅力向上に寄与することから「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-11 中心市街地緑の回遊事業</p> <p>【内容】 中心市街地内の緑化推進等による回遊性の向上</p>	<p>宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、商店会、宇都宮</p>	<p>本事業は、中心市街地内を歩いて楽しめる空間として整備するため、市民等の多様な主体による緑化推進や親水空間の活用に取り組むものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		

<p>【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>市花と緑 のまちづ くり推進 協議会, 釜 川プロム ナード整 備協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中心市街地緑化事業</u> 一般市民や高校生・緑化ボランティアがハンギングバスケットを作製, 街路灯に設置し, 沿道住民(商店会)が設置後の灌水等の管理を担うものです。また, JR宇都宮駅, バンバひろば, オリオンスクエアなどの主要施設に, プランターを設置するものです。 ・ <u>樹木の里親制度</u> 公共施設の樹木について簡易な管理作業を行う市民・事業者等を公募し, 市が「里親」として認定し, 里親が清掃や除草, 水やり等の日常的な愛護活動を行うものです。 		
<p>【事業名】 8-12 「自転車のまち宇都宮」発信事業</p> <p>【内容】 ジャパンカップクリテリウムの開催や宮サイクルステーションにおける自転車利用の促進</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は, 本市で開催するアジア最高位の自転車ロードレース「ジャパンカップサイクルロードレース」に合わせ, 街なかが会場となる「ジャパンカップクリテリウム」の開催や中心市街地において商店街, 各種団体, 市民などとの連携のもと開催するイベント等により, 集客と賑いを創出し, 自転車利用の促進(自転車の魅力などの情報発信等)を図るものです。</p> <p>また, 自転車の利用・活用を促進する拠点施設である「宮サイクルステーション」において, スポーツバイクのレンタルを実施するとともに, 自転車に関する様々な情報の発信を行い, 自転車の利用機会の拡大や自転車まちのPRに取り組むものです。</p> <p>この事業の実施は, 「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり, 中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-13 観光情報発信強化事業 (観光情報ARアプリ)</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は, 携帯情報端末による観光情報の発信事業を, 民間情報サイトと連携して実施することで, 観光客の受入体制の充実を図るとともに, 来街者</p>		

<p>【内容】 携帯端末情報を活用した観光情報の発信</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 31 年度</p>		<p>の滞在時間や回遊性を向上させるものです。</p> <p>この事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-14 街なか暮らし魅力発信事業</p> <p>【内容】 街なかの住みやすさ、利点など、生活に必要な情報について冊子等で紹介</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p>	<p>本事業は、街なかの住みやすさ、利点など、生活に必要な情報について、冊子等で紹介することにより、街なか暮らしの魅力を発信するものです。</p> <p>この事業の実施は、街なか暮らしの利点が周知されることにより、中心市街地の居住人口の増加や回遊性の向上につながるもので「街なか居住の促進」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-15 「おもてなし運動」推進事業</p> <p>【内容】 来訪者が「また行ってみたい」まちづくりの推進</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～ 平成 31 年度</p>	<p>宇都宮市</p>	<p>本事業は、中心市街地に訪れる来街者に「また行ってみたい」と思ってもらえるよう「おもてなし運動」を推進するものです。</p> <p>・<u>観光ボランティア事業</u></p> <p>広く観光客や市民に対して宇都宮の素晴らしさを伝え、「おもてなし」を提供する観光ボランティアの養成講座の実施及び団体活動支援を行うものです。</p> <p>・<u>赤ちゃんの駅事業</u></p> <p>乳幼児を連れた保護者の外出を支援するため、授乳やおむつ換え等の必要が生じた場合に、気軽に立ち寄れる施設を「赤ちゃんの駅」として登録するものです。</p> <p>これらの事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
<p>【事業名】 8-16 中心市街地活性化ソフト事業</p>	<p>宇都宮市、民間団体</p>	<p>本事業は、宇都宮餃子祭り、宮まつり、城址まつりなどのイベント等の実施により、観光客等へ中心市街地の魅</p>		

<p>【内容】 中心市街地へ観光客等の来訪者を誘致するためのイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 31 年度</p>		<p>力発信を行うとともに、回遊性の向上を図る事業です。</p> <p>これらの事業の実施は、「地域資源を活用した魅力づくり」を推進するものであり、中心市街地活性化に必要な事業です。</p>		
---	--	---	--	--

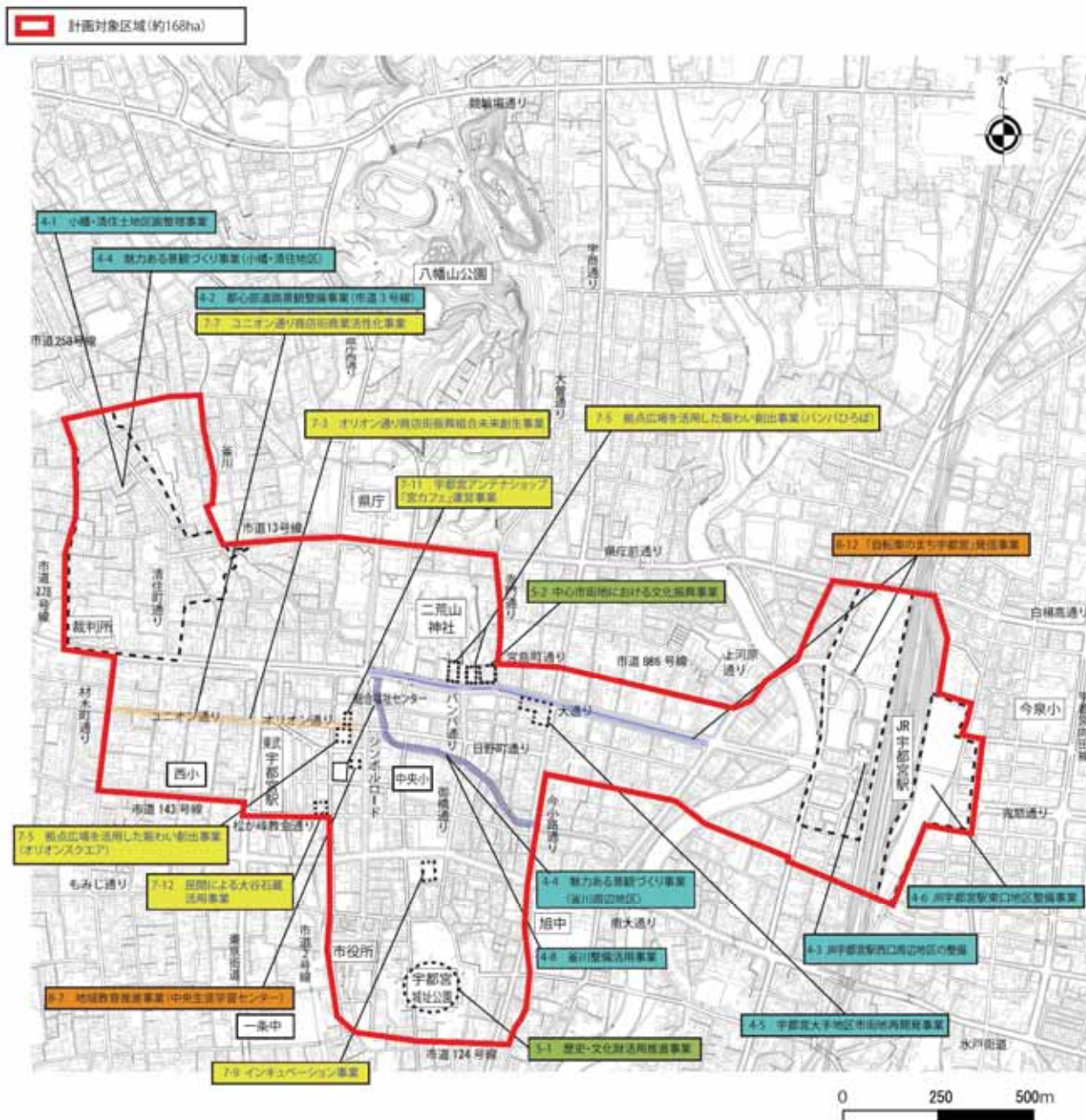
計画期間内に事業化を目指すもの

4から8までに掲げる事業に加え、現在検討段階ではありますが、長期的な視点に立ち、「都市拠点」としてふさわしい高次の都市機能の集積を図る施策や経済活性化等に向け、民間が主体となった取組について、「計画期間内に事業化を目指すもの」として計上し、積極的に推進します。

	No.	検討内容	実施主体	概要
都市拠点の形成に向けた取組	1	立地適正化計画による都市機能の誘導	宇都宮市	中心市街地に誘導する都市機能等の位置づけ、民間投資の喚起・誘導を図り都市機能の集積を促進
	2	公共機能の再配置	宇都宮市	中心市街地活性化等に資する施設等の再配置等の検討
	3	低・未利用地の利活用事業	宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構など	<ul style="list-style-type: none"> ・低・未利用地等（コインパーキングも含む）に係る土地問題への対応事業の創出 ・空き家等の未利用物件の有効活用の仕組み等の構築 ・公有財産の有効活用
民間主体による取組	4	LRTのJR宇都宮駅西側導入を見据えた街なか活性化事業	宇都宮商工会議所、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構など	LRTのJR宇都宮駅西側導入を見据えた中心商店街の活性化策の創出
	5	空き店舗等の活用促進事業	宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、宇都宮商工会議所、商店街など	借り手のつかない空き店舗等（空きビルも含む）の解消に向けた、借りやすい仕組み等の構築
	6	快適な自転車利用空間整備事業	商店街など	商店街における自転車走行空間や店舗前駐輪スペースの確保など、自転車来街者が買い物などに来やすくなる仕組み等の構築
	7	生活支援サービス提供事業	宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、宇都宮商工会議所、宇都宮市社会福祉協議会、商店街など	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心市街地に呼び込むための外出のきっかけづくり ・将来的な店舗撤退などにより生じる可能性がある買い物弱者に対する支援事業の創出
	8	プロスポーツと連携した商店街活性化事業	商店街、各プロスポーツチーム、宇都宮商工会議所	スポーツ観戦者を中心市街地へ誘導することや中心市街地内でのプロスポーツ競技の開催など、新たな活性化事業の創出

9	街なか活動ポイント 制度事業	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推 進機構，宇都宮市社 会福祉協議会，商店 街など	中心市街地におけるイベントや助け合い 活動，ボランティアへの参加により付与 されるポイントを買い物などへの利用で きる仕組み等の構築
10	アートによる賑わい 創出事業	宇都宮商工会議所	専門家，大学，専門学校，商店街等と連 携したアートイベント等の開催など
11	宇都宮ゑびす市事業	宇都宮商工会議所	遊休地等を活用し，商業活性化，起業家 育成，テストマーケティングを目的とし たミニマルシェの開催
12	愉快的な街の得するゼ ミナール教室事業	宇都宮商工会議所	中心商店街の各商店が講師となり，各商 店の専門知識や特性，ネットワークを活 かした講座などの開催による商店街，各 商店のファンづくり
13	中心市街地活性化策 提案事業	中心市街地活性化協 議会	中心市街地の課題解決に向けた活性化事 業の提案

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- 【位置・範囲が特定されない事業】**
- ・4-7 公共空間を活用した賑わい創出事業
 - ・6-2 若年夫婦・子育て世帯家賃補助
 - ・6-3 住宅取得支援事業補助
 - ・6-4 地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助
 - ・7-1 中心商業地出店等促進事業
 - ・7-2 魅力ある商店街等支援事業
 - ・7-4 ガンバルまちなか活性化支援事業
 - ・7-6 商店街次世代経営者育成事業
 - ・7-8 公衆無線LANシステム構築事業
 - ・7-10 冬の夜間景観賑わい創出事業
 - ・8-1 公共交通利用促進事業
 - ・8-2 LRTの導入
 - ・8-3 自転車利用・活用促進事業
 - ・8-4 バス路線の新設・拡充
 - ・8-5 大谷石蔵等歴史的建造物保存・活用事業
 - ・8-6 スマートエネルギーcityの構築
 - ・8-8 安全で快適なまちづくり推進事業
 - ・8-9 まちづくり担い手育成事業
 - ・8-10 もったいない運動の推進
 - ・8-11 中心市街地緑の回遊事業
 - ・8-13 観光情報発信強化事業(観光情報ARアプリ)
 - ・8-14 街なか暮らし魅力発信事業
 - ・8-15 「おもてなし運動」推進事業
 - ・8-16 中心市街地活性化ソフト事業

- 【計画期間内に事業化を目指すもの】**
- ・立地適正化計画による都市機能の誘導
 - ・公共機能の再配置
 - ・低・未利用地の利活用事業
 - ・LRTのJR宇都宮駅西側導入を見据えた街なか活性化事業
 - ・空き店舗等の活用促進事業
 - ・快適な自転車利用空間整備事業
 - ・生活支援サービス提供事業
 - ・プロスポーツと連携した商店街活性化事業
 - ・街なか活動ポイント制度事業
 - ・アートによる賑わい創出事業
 - ・宇都宮あびす市事業
 - ・愉快な街の得するゼミナール教室事業
 - ・中心市街地活性化策提案事業

- 凡 例**
- 4- 市街地の整備改善に資する事業
 - 5- 都市福祉施設の整備に資する事業
 - 6- 街なか居住の推進に資する事業
 - 7- 経済活力の向上に資する事業
 - 8- 公共交通の利便性の増進及び特定事業の推進に資する事業

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化推進委員会

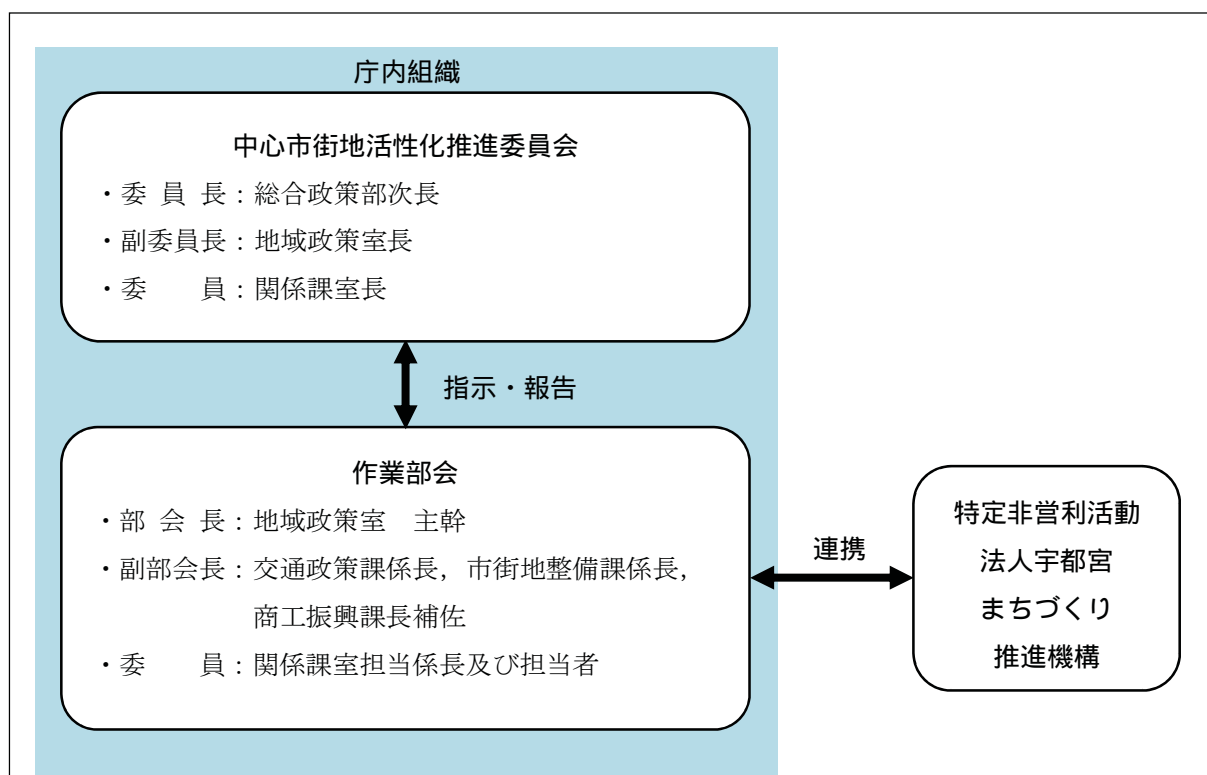
本市では、宇都宮市中心市街地活性化基本計画の策定及び円滑かつ着実な推進を図るとともに、中心市街地の活性化に向けた施策・事業の検討を行うため、30 の関係課室からなる「中心市街地活性化推進委員会」を組織し、基本的な方針、目標や区域設定等の計画策定全体の調整を行いました。

計画策定にあたっては、担当係長級で組織する作業部会において、基本的な方針等の決定に資するデータ分析やこれまでの取組の課題整理等を行うとともに、各セクションで担当している計画策定や民間事業者の取組等の情報交換を行いました。

さらに、計画策定にあたっては、中心市街地のまちづくりを推進する中核的組織の役割を担う、「特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構」と連携のもと、民間意欲を尊重した取組などの位置付けを行いました。

なお、基本計画策定の決定や基本計画策定案の承認については、庁内の最高意思決定機関である庁議において決定しました。

< 基本計画策定体制 >



< 中心市街地活性化推進委員会・構成 >

	所 属		役 職
委員長	総合政策部		次 長
副委員長	総合政策部	地域政策室	室 長
委 員	行政経営部	財政課	課 長
	総合政策部	政策審議室	室 長
		交通政策課	課 長
		L R T整備推進室	室 長
		広報広聴課	課 長
	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	課 長
		生活安心課	課 長
	保健福祉部	保健福祉総務課	課 長
		高齢福祉課	課 長
	子ども部	子ども未来課	課 長
	環境部	環境政策課	課 長
		廃棄物対策課	課 長
	経済部	産業政策課	課 長
		商工振興課	課 長
		観光交流課	課 長
	建設部	土木管理課	課 長
		道路建設課	課 長
		道路保全課	課 長
		河川課	課 長
		住宅課	課 長
	都市整備部	都市計画課	課 長
		市街地整備課	課 長
		緑のまちづくり課	課 長
		公園管理課	課 長
西部区画整理事業課		課 長	
教育委員会	教育企画課	課 長	
	生涯学習課	課 長	
	文化課	課 長	
	スポーツ振興課	課 長	

<開催状況>

※第2期計画策定に向けた検討を進めるに当たり、平成25年11月に庁内関係課による意見交換会（ワーキング）を実施し、「中心市街地活性化の現状と課題」及び「今後の施策・事業の方向性」について、様々な視点から意見交換を行いました。

開催日	会議	概要
平成26年1月23日	庁議部長会議	・「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」の策定について
平成26年2月5日	第2回推進委員会	・「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」の策定について
平成26年5月20日	第1回作業部会	・中心市街地の現状分析・課題整理について ・今後のスケジュールについて
平成26年5月28日	第1回推進委員会	・中心市街地の現状分析・課題整理について ・今後のスケジュールについて
平成26年8月5日	第2回作業部会	・中心市街地の現状と課題について ・民間事業の検討状況について ・中心市街地活性化基本計画（案）の骨子について
平成26年8月12日	第2回推進委員会	・中心市街地の現状と課題について ・民間事業の検討状況について ・中心市街地活性化基本計画に係る国の認定取得について ・中心市街地活性化基本計画（案）の骨子について ・今後のスケジュールについて
平成26年11月20日	第3回作業部会	・「中心市街地活性化基本計画」の素案について ・今後のスケジュールについて
平成26年11月27日	第3回推進委員会	・「中心市街地活性化基本計画」の素案について ・今後のスケジュールについて
平成27年3月26日	庁議部長会議	・「第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画」の策定について

(2) 市議会における特別委員会

「ネットワーク型コンパクトシティ調査特別委員会」において、「ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた提言」を取りまとめ、平成26年11月28日に報告書を市長に提出しました。その中の提言として、「都市拠点とは、本市が県都として、また、北関東最大の都市として高い魅力と存在感を示し、将来にわたり持続的に発展していくため、JR宇都宮駅周辺地区（JRコア）や中心地区（センターコア）を核として、政治・経済・交通・金融等、あらゆる分野において高次の都市機能を集積し、広域的な求心性や中枢性をさらに高めていくことが重要である」とされています。

(3) 民間事業者，地域住民等を交えた検討の場

特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構

まちづくり推進機構は公共と民間が一体となり，中心市街地活性化事業の総合的な協議，調整を行い，一定の方向付けをする組織として，また事業を主体的に推進する中核的組織として，魅力ある中心市街地の形成を図ることにより，本市の発展に寄与することを目的としています。

〈会員〉

企業団体会員：65名 個人会員：63名 総計128名（平成26年5月1日現在）

〈役員〉（平成26年4月1日現在）

職名	所属	役職
理事長	宇都宮共和大学	学長
副理事長	株式会社 栃木銀行	取締役頭取
	宇都宮市	副市長
	宇都宮市商店街連盟	相談役
	宇都宮商工会議所	副会頭
理事	パナソニック 株式会社 エコソリューションズ社 関東電材営業部 宇都宮営業所	所長
	宇都宮市	総合政策部長
	株式会社 東武宇都宮百貨店	取締役副社長
	宇都宮商工会議所	常議員
	トヨタウッドユーホーム 株式会社	代表取締役社長
	東武鉄道 株式会社	専務取締役
	宇都宮まちづくり推進機構総務部会	部会長
	同 まちづくりと交通部会	部会長
	同 魅力ある都心創造部会	部会長
宇都宮まちづくり推進機構	元 事務局長	
監事	藤井産業 株式会社	代表取締役社長

小幡・清住まちづくり協議会（平成21年2月～）

土地区画整理事業の事業化を契機とした地元まちづくりの検討を目的として設立されました。平成25年3月の土地区画整理事業の事業認可を機に，平成25年5月に協議会の名称を「日光街道 小幡清住地区まちづくり委員会」に変更しました。これまで4回の委員会を開催し，「日光道中《清住通り》まちづくり提案書」（平成23年5月作成）の具現化に向けた検討等を行っています。

JR宇都宮駅西口地区まちづくり協議会（平成24年1月～）

本市の玄関口であるJR宇都宮駅西口地区のまちづくりを推進するため，従来の勉強会を発展させ地元地権者を中心に設立された任意組織であり，再開発等の事業手法や基本構想を踏まえた施設のあり方などについて協議・検討を行っています。【加入者51名】

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 宇都宮市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、まちづくり推進機構、宇都宮商工会議所が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、「宇都宮市中心市街地活性化協議会」を平成21年9月1日に設立しました。

中心市街地活性化協議会では、宇都宮市が策定しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、宇都宮市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第2期計画の策定では、幹事会、専門部会が中心となり第2期計画の方向性を協議するとともに、民間事業の検討を行いました。その後の最終案については、平成27年2月27日に開催した協議会で検討や意見交換を行いました。

< 開催状況 >

会 議	概 要
協議会 平成26年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・当活性化協議会の役割について ・「中心市街地活性化基本計画」の策定について
第1回交通・福利向上専門部会 平成26年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の現状について ・中心市街地の課題について
第1回まちなか居住・市街地整備専門部会 平成26年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の現状について ・中心市街地の課題について
第1回商業・賑わいづくり専門部会 平成26年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の現状について ・中心市街地の課題について
第2回商業・賑わいづくり専門部会 平成26年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の補助支援制度や他市の事例紹介について ・具体的な取組について
第2回まちなか居住・市街地整備専門部会 平成26年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の補助支援制度や他市の事例紹介について ・具体的な取組について
第2回交通・福利向上専門部会 平成26年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の補助支援制度や他市の事例紹介について ・具体的な取組について
協議会総会 平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度事業報告及び収支決算について ・平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)について ・中心市街地活性化に係る本年度の取組について
第1回幹事会 平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の現状分析と課題整理について ・専門部会の検討状況について ・今後のスケジュールについて
第3回商業・賑わいづくり専門部会 平成26年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業の検討・提案について ・基本計画策定のスケジュールについて
第3回まちなか居住・市街地整備専門部会 平成26年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業の検討・提案について ・基本計画策定のスケジュールについて
第3回交通・福利向上専門部会 平成26年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業の検討・提案について ・基本計画策定のスケジュールについて

第2回幹事会 平成26年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の現状と課題について ・ 中心市街地活性化基本計画に係る国の認定取得について ・ 中心市街地活性化基本計画（素案）の骨子について ・ 今後のスケジュールについて
第3回幹事会 平成26年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の素案について ・ 今後のスケジュールについて
第2回協議会 平成27年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の素案について ・ 今後のスケジュールについて
第3回協議会 平成27年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について ・ 第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書（案）について ・ 中心市街地活性化協議会の今後の進め方について

（2）宇都宮市中心市街地活性化協議会による基本計画（案）に対する意見書

平成27年3月23日に第2期計画についての意見書が以下のとおり提出されています。

第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

宇都宮市におかれましては、中心市街地活性化に関して、「第5次総合計画」及び「都心部ブランドデザイン」に基づき、積極的な取組をいただいているところであります。

殊に、県都・宇都宮の顔にふさわしい活力と魅力ある中心市街地の形成を図るために策定した「第1期宇都宮市中心市街地活性化基本計画」においては、当協議会との協議・意見交換を経て、多様な事業を計上し、また計画の進捗状況について、適宜報告いただくなどしながら、多くの事業を着実に実施いたしました。

こうした取組により、街なかの賑わい回復の兆しも見られてきたところであり、当協議会の構成員及び関係者にとりまして、「第2期宇都宮市中心市街地活性化基本計画」に対する期待感がふくらんでいるところであります。

昨今、国においては「地方創生」を掲げ、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保するなど、地域独自の創意工夫を促しているところであります。

こうした中、宇都宮市においても、平成27年2月に「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を策定し、「市内全ての地域の維持・発展を目指す」としており、その中で、中心市街地を「都市拠点」として位置づけ、「市全体の活力をけん引する高次の商業・業務機能などの都市機能を高度に集積する」としております。

このような「都市拠点」としての中心市街地を実現するための羅針盤となるのが、今回策定にいたしました「第2期基本計画」になると受け止めているところであります。

そのため、当協議会は、「第2期基本計画（案）」に関し、幅広い分野の方々で構成し、幹事会と全体会を数回開催し、特に、個別民間事業に関しては、専門部会を設置するなど精力的に協議を重ねてまいりました。

その結果、「第2期基本計画」におきましては、宇都宮市の持つ自然や歴史、文化などの地域資源を生かしつつ、ネットワーク型コンパクトシティの中核となる都市拠点づくりに向けた都市

機能集積や公共交通ネットワークの構築などの基本理念が示されております。また、その理念を実現するための3つの方針と目標、目標数値、重要かつ不可欠な活性化事業が具体的に計上されております。

当協議会といたしましても、「第2期基本計画」は、官民が一体となった事業推進を具体化させる計画でありますことから、事業の実現に向けて、最大限の努力をしてまいり所存であります。

つきましては、下記に示す意見は、当協議会の総意として取りまとめたものであり、実施に当たりましては特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 事業実施に当たって

第2期計画に計上された各事業については、スピード感をもって実施されるとともに、都市拠点形成に向け、大通り沿いの再開発やJ R宇都宮駅東西口の開発、L R Tの導入整備など大型プロジェクトについては、着実な事業推進を図られたい。

また、民間が実施する事業については、各実施主体において積極的に取り組む所存であるが、事業推進に当たっては、国や市などの支援措置の活用も重要であることから、より一層関係省庁や関係部署との連携、調整を図られたい。

さらに、計画期間内に事業化を目指す事業についても、具体化を図る中で、適宜支援措置等を講じられたい。

2 まちづくりの一体性の確保について

中心市街地活性化の波及効果をより高めるため、第2期基本計画に計上した事業の実施に当たっては、計画区域及びその周辺はもとより、本市全体の関連施策との連携を図りながらまちづくりの一体的推進を願いたい。

3 第2期計画の着実な推進に向けて

中心市街地における恒常的な賑わいを生み出すためには、行政機関、支援機関、商店街、地権者等との一層の情報共有や連携が欠かせないことから、当協議会においては、緊密な連携のもと、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく所存である。宇都宮市においても、計上された事業計画や目標指標の進捗状況、成果等については、当協議会に適宜ご報告いただくこと、また、必要に応じ事業の見直しや新事業の必要性等についての協議など、計画の着実な推進が図れるよう、特段のご配慮を賜りたい。

(3) 宇都宮市中心市街地活性化協議会の規約及び委員

< 宇都宮市中心市街地活性化協議会 規約 >

(設置)

第1条 宇都宮商工会議所及び特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、宇都宮市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議等を行い、宇都宮市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

- (1) 宇都宮市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条に規定する認定基本計画（以下「基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画に関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 宇都宮商工会議所
 - (2) 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構
 - (3) 宇都宮市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 幹事15名以内
 - (4) 会計監事2名
- 2 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構理事長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(幹事)

第7条 幹事は、幹事会を構成し、協議会の目的を達成するための調査、検討、調整を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に役員の変更が生じた場合、当該役員の後継者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会及び幹事会とする。

2 会長は、総会を招集するときは、開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(総会)

第10条 総会は、第3条に掲げる各事項を協議するとともに、規約改正及び役員を選出その他会長が必要と認める事項を協議する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会成立のための定足数は、構成員の3分の1以上とする。

総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

4 総会の議決は、出席委員の過半数の同意を原則とする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

5 総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第3条に定める事項に関して、会長が必要と認めた事項について、調査、検討、調整等を行う。

2 幹事会の構成は、第5条第2項で選任された者及び会長が指名する者をもって充てる。

3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構内に置く。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、負担金及びその他の収入とする。

(監査)

第15条 会計監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第17条 会長、副会長、幹事、会計監事その他協議会を構成する者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支払い方法等は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会において半数以上の議決で決める。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって、打ち切り、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構がこれを精算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年4月24日から施行する。

2 この規約は、宇都宮まちづくり推進機構が、法第15条第1項第1号に示された要件を満たしたときから、本協議会を法第15条第1項の規定に基づく協議会とし、規約第1条及び第4条第2号の名称を変更する。

附 則（平成21年9月1日改正）

1 この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年7月26日改正）

2 この規定は、平成22年7月26日から施行する。

<協議会・構成>

平成27年2月27日現在

	役職	所属・役職	氏名
1	会長	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 理事長	須賀 英之
2	副会長	宇都宮商工会議所 副会頭	齋藤 高藏
3	幹事長	宇都宮商工会議所 常務理事	刑部 郁夫
4	副幹事長	宇都宮市商店街連盟 相談役	柿沼 賢
5	幹事	特定非営利活動法人宇都宮中心商店街活性化委員会 理事長	齋藤 公則
6	幹事	宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会 会長	金子 裕司
7	幹事	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	岡地 和男
8	幹事	宇都宮大学 大学院工学研究科講師	阪田 和哉
9	幹事	宇都宮共和大学 シティライフ学部長・教授	山島 哲夫
10	幹事	宇都宮市総合政策部 次長	田辺 義博
11	幹事	宇都宮商工会議所まちづくり委員会 委員長	宇佐美 修
12	幹事	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 理事	安藤 英夫
13	幹事	特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 事務局長	大木 雄一朗
14	幹事	宇都宮商工会議所女性部 会長	福田 泰子
15	幹事	宇都宮商工会議所 地域振興部長	手塚 忠之
16	会計監事	株式会社足利銀行 地域振興部長	池田 浩之
17	会計監事	宇都宮商工会議所青年部 会長	児玉 博利
18		バンパ地区市街地再開発準備組合 理事長	齋藤 高藏
19		宇都宮大手地区市街地再開発組合 理事長	和氣 幸雄
20		千手・宮島地区市街地再開発準備組合 理事長	久我 泰夫
21		関東自動車株式会社 取締役専務執行役員	吉田 元
22		東日本旅客鉄道株式会社宇都宮駅 駅長	櫻井 実
23		東武鉄道株式会社 経営企画部課長	目崎 敏雄
24		関東交通株式会社 代表取締役社長	保坂 和夫
25		宇都宮市中心商店街連合会 会長	高橋 信夫
26		宇都宮地域商業振興協議会	佐瀬 敦
27		宇都宮オリオン通り商店街振興組合 理事長	長島 俊夫
28		オリオン通り曲師町商業協同組合 理事長	長谷川 正
29		中央地区まちづくり推進協議会 会長	大塚 隆久
30		株式会社栃木銀行 取締役法人営業部長	猪俣 佳史
31		株式会社下野新聞社 編集局長	坂本 裕一
32		宇都宮商工会議所商業小売部会 部会長	柿沼 賢
33		宇都宮商工会議所環境衛生部会 部会長	福田 治雄
34		宇都宮商工会議所地域活性化委員会 委員長	若月 章男
35		公益社団法人宇都宮青年会議所 理事長	須山 裕史
36		栃木県県土整備部 都市計画課長	大野 盛夫
37		宇都宮中央警察署 生活安全課長	五十嵐 博史
38		宇都宮東警察署 生活安全課長	廣瀬 栄一

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析，ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「(2) 中心市街地の現状に関する統計データ等の把握」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載しています。

地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「(3) 地域住民等のニーズの把握」の欄に、「宇都宮市民を対象とする中心市街地活性化に対する意向調査」、「中心市街地居住者アンケート」、「商店街通行量・来街者実態調査」等に基づく把握・分析を記載しています。

第1期基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 第1期基本計画の実施状況と取組の評価」の欄に、「事業の進捗状況」、「数値目標の達成状況と評価」等について記載しています。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市民意見の募集（パブリックコメントの実施）

第2期計画について、広く市民から意見等を求め、これに対する意見等を考慮した意思決定を行うため、平成27年1月30日から平成27年2月20日まで、素案を市ホームページや各地区市民センター等で公表し、パブリックコメントを実施しました。意見の応募者数・件数は2名6件でした。

意見の概要

・街なかには、買い物だけでなく子ども連れの家族が楽しめる公園のようなものがあると楽しいと思う。身体を使った遊びの道具（アスレチックなど）があり、子どもたちが存分に遊べるように、ビルの中ではなく道路と続いている場所に作って欲しい。

・リフレッシュのためのスポーツ施設があると良いのではないかと。（あまりスペースをとらない卓球ができる所など）

・待ち時間や買い物などの休憩時に立ち寄ることができる小さな図書館をつくれれば良いのではないかと。学習スペースがあれば、学生も利用しやすいと思う。

・空き店舗を活用し、ファッション雑誌に掲載されているお店のセレクトショップを開業したら良いのではないかと。比較的狭いスペースで開業することが可能なため、1つの店舗に複数のセレクトショップが入ると思う。

・賑わいにつながることから、オリオンスクエアなどで、「お笑いフェス」を開催したら良いのではないかと。

・オープンカフェの設置をぜひ進めて欲しい。宇都宮の名物である「餃子」を利用したホットドックを提供するなど工夫をこらして、おしゃれで話題になるようなものが良い。

まちなか元気ワークショップ in 宇都宮（平成 25 年 1 月 13 日，1 月 27 日）

栃木県まちなか元気会議※主催のワークショップが，中心市街地活性化推進に関する普及啓発，広報活動を目的として開催され，市民，商業関係者，まちづくりのキーマン，自治体関係者等を含む延べ 150 名が参加しました。

<内容>

（1 日目）進行役 岡崎エミ氏（studio-L）

- ・ レクチャー：「中心市街地と時代潮流について」
岡崎エミ氏（studio-L）
- ・ 話題提供：
「シビックプライドを誘発するまちのデザイン」
伊藤香織氏（東京理科大准教授，シビックプライド研究会）
「ボランティアがつくるまちの文化と活力」
青山織人氏（SKF 松本ボランティア協会会長）
「まちの余白に市民活動を」
岡崎エミ氏（studio-L）
- ・ 意見交換：ワークショップ「宇都宮のまちなかの課題」
フィッシュボール「必要とされるまちなかってどんなもの？」
ワークショップ「まちなかの理想の未来像を描こう」
ワークショップ「未来を実現させるための問いをたてよう」
- ・ 発 表

（2 日目）進行役 岡崎エミ氏（studio-L）

- ・ 話題提供：最近の宇都宮の流れ
「もみじ通り」 塩田大成氏（㈱ビルスタジオ代表取締役）
「サンセットマルシェ in 宇都宮」根本泰昌氏（ワイズティーネットワーク㈱代表取締役社長）
「ミヤラジ」稲葉克明氏（ミヤラジ局長）
「KAMAGAWA DEPARTMENT」福屋貴雄氏（マニュアルデザイン）
「SOCO」村瀬正尊氏（㈱マチヅクリ・ラボラトリー代表取締役）
「KANMAS」大嶋悠也氏（café KANMANS 代表）
「宮の朝カフェ」高橋正典氏（宮の朝カフェ主催）
- ・ 意見交換：ワークショップ「未来をつくるアイデアを創出しよう！」
- ・ 発 表

※栃木県まちなか元気会議…栃木県が事務局となり，「中心市街地活性化に関する法律」に基づき，中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とし，調査研究や意見交換等を行う組織。県内 16 市町で構成

■ワークショップの様子



宇都宮共和大学シティライフ学シンポジウム（平成 26 年 7 月 8 日）

宇都宮共和大学都市経済研究センター主催のまちづくりに関連するシンポジウムが、「まちなかのにぎわいづくり」をテーマに開催され、当日は、まちづくりに関わる団体や市民、自治体関係者等を含む 140 名が参加しました。

<内 容>

- ・基調講演 ①「にぎわいの場・まちなか広場への取組」
京田憲明 氏（富山市都市整備部長）
- ・基調講演 ②「にぎわいの場・朝市への取組」
大場保男 氏（かながわ朝市ネットワーク事務局長）
- ・パネルディスカッション「まちなかのにぎわいづくり」
パネリスト／ 高岡耕子氏（㈲マスタープラン代表取締役）
田中 勝氏（下野新聞社まちなか支局長（NEWSAFE））
京田憲明氏（富山市都市整備部長）
大場保男氏（かながわ朝市ネットワーク事務局長）
コーディネーター／古池弘隆氏（宇都宮共和大学都市経済研究センター長・同大学教授）

地元大学との連携

ア．市内大学との連携事業

本市では、複雑化・多様化する行政課題を解決するにあたり、各種行政課題検討組織の委員をはじめ、共同研究や事業実施等、市内大学の教員や学生等と協力しながら、様々なまちづくりに取り組んでいます。

イ．大学生によるまちづくり提案

本市では、大学生にまちづくりへの参画機会を提供すること、また、大学生の意見を市政運営に生かすことを目的に、平成 17 年度から毎年「大学生によるまちづくり提案」を募集しています。平成 26 年度までに 10 回実施する中、計 127 件もの貴重な提案をいただいております。その内容は、本市のまちづくりを進めていく上での参考としています。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 第5次宇都宮市総合計画後期基本計画(平成25年3月策定)【再掲】

本市や周辺自治体も含めた圏域の発展のために、人・もの・情報が活発に交流する広域的な拠点性を高め、栃木県の県都として、また、首都圏における主要都市の一つとして、広域的な圏域での存在感や中枢性をさらに高めていくことが重要であります。

このような都市づくりに向けて、本市が将来にわたり持続的に発展していくための望ましい都市空間のあり方として、市民の「生活の質の向上」を基本とし、公共投資と民間の経済活動を組み合わせることによって、「ネットワーク型コンパクトシティ(連携・集約型都市)」を長期的に形成していきます。

その中で、中心市街地を「都市拠点」として位置づけ、行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなど高度な機能が高密度に集積する、本市における中枢拠点、広域的な交流や賑わいを創出する拠点の形成を図ります。

(2) 第2期都市計画マスタープラン(平成22年4月策定)【再掲】

本市の中心市街地を、商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置付けます。

都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行います。

都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化します。

また、広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図ります。さらに、宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や、中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成します。

(3) ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン(平成27年2月策定)【再掲】

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向けて、「拠点化の促進」と「ネットワーク化の促進」を図ります。

その中で、土地利用や都市機能の配置、都市基盤整備が一体としてまとまっているエリアである当該中心市街地を「都市拠点」とし、本市全体の活力をけん引する都市機能を高度に集積します。

- ・中枢性や広域的な求心性を高めるための、行政機関を始め、専門的な知識を必要とするサービス産業や、高い機能を有する医療・福祉、金融などの都市機能
- ・都市での生活を豊かにするため、日常生活に密着した都市機能に加え、高度な商業機能を集積
- ・本市の経済に大きな比率を占める第三次産業を活性化させ、市民の労働の場を提供するための、商業・業務機能
- ・市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れ娯楽や憩いを得るための、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能

[2] 都市計画手法の活用

(1) 大規模集客施設の立地規制

本市が掲げるネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、都市の既存ストックを有効活用しながら拠点への都市機能集積を図るため、都市計画制度を活用し都市機能の適正な立地誘導を図ります。

(2) 景観形成重点地区の指定

本市では、宇都宮独自の景観を保全、活用、創出するため、平成 19 年度に市全域を対象とした「宇都宮市景観計画」を策定しました。

景観計画では、市内全域において、一定規模以上の建築物等に対し、色彩等の景観形成に関する規制を行うとともに、「宇都宮を代表する誇れる景観」のある地域においては、地域の特性に応じたきめ細かな規制を設ける「景観形成重点地区」の指定を行い、本市の「顔」となる景観の形成を目指しています。

中心市街地においては、市のシンボリックな景観の形成を目指して、平成 20 年度に宇都宮駅東口地区において、また平成 24 年度には大通り地区において、景観形成重点地区の指定を行いました。今後は釜川周辺地区及び小幡・清住地区において、景観形成重点地区の指定に向けて取り組んでいきます。

[3] 都市機能の適正立地，既存ストックの有効活用等

(1) 公共公益施設及び主要都市施設の立地状況

本市の中心市街地には、栃木県庁（合同庁舎）や宇都宮市役所等の行政機関、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療機関をはじめとした、広域的な利用圏を有する公共公益施設が多く立地するとともに、古くから居住地が形成されてきた地区であることから、医療・福祉、保育園・幼稚園、学校など日常生活の利便に供する公共公益施設も多く立地しています。

さらには、宇都宮城址公園や釜川、オリオンスクエア、バンバひろば等、憩いや賑わいの創出に寄与する空間が整備されています。

なお、中心市街地に近接する一条中学校は、旧宇都宮工業高校跡地に移転する予定となっており、近傍に未利用の公有地が存在することになります。

(2) 大規模小売店舗の立地状況

本市の中心市街地には、平成初期には10店舗の大型店舗が立地する一大商業地となっていました。バブル経済の崩壊や郊外移転などにより、大型商業施設の閉店・撤退が相次ぎました。

このため、平成15年に構造改革特区「宇都宮にぎわい特区」を指定し、ラパーク長崎屋宇都宮店を西武百貨店跡地に、ララスクエア宇都宮を旧ロビンソン百貨店跡地に誘致するなど、大型商業施設の集積を図ってきました。

現在、店舗面積10,000㎡以上の大規模小売店舗は、5店舗立地しており、JR宇都宮駅周辺には、ララスクエア宇都宮や宇都宮駅ビルパセオが立地しています。

また、東武宇都宮駅周辺には、東武宇都宮百貨店やパルコ宇都宮店、MEGAドン・キホーテラパーク宇都宮店が立地し、オリオン通りやユニオン通りなどの商店街の集積とあわせて、中心市街地の商業核を形成しています。

■市内の大規模小売店舗（10,000㎡以上）

	店舗名	店舗面積(㎡)	開設年月	中心市街地
1	FKD ショッピングモール宇都宮インターパーク店	54,908	H15.7	
2	ベルモール SC	42,000	H16.10	
3	福田屋ショッピングプラザ宇都宮	39,180	H6.10	
4	東武宇都宮百貨店宇都宮店	35,749	S33.6	○
5	アピタ宇都宮店	27,089	H12.9	
6	ララスクエア宇都宮	25,898	H17.4	○
7	MEGAドン・キホーテ ラパーク宇都宮店	19,689	H22.8	○
8	パルコ宇都宮店	14,996	H9.3	○
9	カトリアガーデン宇都宮南店	12,662	H16.10	
10	宇都宮スーパーモール	11,800	H12.11	
11	宇都宮駅ビルパセオ	10,724	S49.11	○

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、下記の事業を進めるとともに、これまで整備してきたストックを有効活用することで、効果的に中心市街地の活性化を図ることとします。

【市街地の整備改善に資する事業】

- (4-1) 小幡・清住土地地区画整理事業
- (4-2) 都心部道路景観整備事業（市道3号線）
- (4-3) JR宇都宮駅西口周辺地区の整備
- (4-4) 魅力ある景観づくり事業
- (4-5) 宇都宮大手地区市街地再開発事業
- (4-6) JR宇都宮駅東口地区整備事業
- (4-7) 公共空間を活用した賑わい創出事業
- (4-8) 釜川整備活用事業

【都市福利施設の整備に資する事業】

- (5-1) 歴史・文化財活用推進事業
- (5-2) 中心市街地における文化振興事業

【街なか居住の推進に資する事業】

- (6-1) 宇都宮大手地区市街地再開発事業（再掲）
- (6-2) 若年夫婦・子育て世帯家賃補助
- (6-3) 住宅取得支援事業補助
- (6-4) 地域優良賃貸住宅建設費上乘せ補助

【経済活力の向上に資する事業】

- (7-1) 中心商業地出店等促進事業
- (7-2) 魅力ある商店街等支援事業
- (7-3) オリオン通り商店街振興組合未来創生事業
- (7-4) ガンバルまちなか活性化支援事業
- (7-5) 拠点広場を活用した賑わい創出事業
- (7-6) 商店街次世代経営者育成事業
- (7-7) ユニオン通り商店街商業活性化事業
- (7-8) 公衆無線LANシステム構築事業
- (7-9) インキュベーション事業
- (7-10) 冬の夜間景観賑わい創出事業
- (7-11) 宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」運営事業
- (7-12) 民間による大谷石蔵活用事業

【上記の事業及び措置と一体的に推進する事業】

- (8-1) 公共交通利用促進事業
- (8-2) L R Tの導入
- (8-3) 自転車利用・活用促進事業
- (8-4) バス路線の新設・拡充
- (8-5) 大谷石蔵等歴史的建造物保存・活用事業
- (8-6) スマートエネルギーcityの構築
- (8-7) 地域教育推進事業
- (8-8) 安全で快適なまちづくり推進事業
- (8-9) まちづくり担い手育成事業
- (8-10) もったいない運動の推進
- (8-11) 中心市街地緑の回遊事業
- (8-12) 「自転車のまち宇都宮」発信事業
- (8-13) 観光情報発信強化事業（観光情報ARアプリ）
- (8-14) 街なか暮らし魅力発信事業
- (8-15) 「おもてなし運動」推進事業
- (8-16) 中心市街地活性化ソフト事業

【計画期間内に事業化を目指すもの】

- ・立地適正化計画による都市機能の誘導
- ・公共機能の再配置
- ・低・未利用地の利活用事業
- ・L R TのJ R宇都宮駅西側導入を見据えた街なか活性化事業
- ・空き店舗等の活用促進事業
- ・快適な自転車利用空間整備事業
- ・生活支援サービス提供事業
- ・プロスポーツと連携した商店街活性化事業
- ・街なか活動ポイント制度事業
- ・アートによる賑わい創出事業
- ・宇都宮めぐりす市事業
- ・愉快的な街の得するゼミナール教室事業
- ・中心市街地活性化策提案事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) おもてなし休憩施設設置事業（歩行者・自転車共存社会実験）

オリオン通りにおいて、歩行者及び自転車が安全・安心に通行できるとともに、来街者が憩い、くつろげる空間構成を検討するため、平成23年11月19日（土）～25日（金）まで社会実験を実施しました。

通行帯の分離による歩行者・自転車の錯綜の改善、路上及び路外駐輪スペースの設置による違法駐輪の解消、ベンチ、植栽等のおもてなし休憩施設の設置など行いました。

通行帯の分離や注意喚起の路面表示については、歩行者と自転車の錯綜改善に寄与するなどの成果が得られたことから、自転車に対する注意喚起の路面表示による錯綜防止、商店街等が設置するベンチや駐輪ラックに対する助成などの取組を実施しました。

■ 社会実験の様子



(2) 道路空間を活用したオープンカフェ実施

公共空間の占用による影響等を検証するため、平成25年11月3日にJR宇都宮駅西口ペデストリアンデッキで実施したイベントにおいてアンケート調査を行い、「道路利用者の安全性・円滑性」や「事業性」などについて検証しました。

利用者、運営側からのアンケートにより一定の効果が確認できたことから、具体的な実施体制づくりなどに取り組んでいるところです。

[2] 都市計画との調和

本市のまちづくりにおける関連計画の概要は次のとおりで、第2期計画におけるまちづくりの方向性と調和・整合しています。

(1) 第5次宇都宮市総合計画後期基本計画（平成25年3月策定）【再掲】

本市が将来にわたり持続的に発展していくための望ましい都市空間のあり方として、市民の「生活の質の向上」を基本とし、公共投資と民間の経済活動を組み合わせることによって、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」を長期的に形成していきます。

その中で、中心市街地を「都市拠点」として位置づけ、行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなど高度な機能が高密度に集積する、本市における中枢拠点、広域的な交流や賑わいを創出する拠点の形成を図ります。

(2) 第2期都市計画マスタープラン（平成22年4月策定）【再掲】

本市の中心市街地を、商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置付けます。

都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行います。

都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化します。

広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図ります。

宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や、中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成します。

(3) ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン(平成27年2月策定)【再掲】

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向けて、「拠点化の促進」と「ネットワーク化の促進」を図ります。

土地利用や都市機能の配置、都市基盤整備が一体としてまとまっているエリアである当該中心市街地を「都市拠点」とし、本市全体の活力をけん引する都市機能を高度に集積します。

- ・ 中枢性や広域的な求心性を高めるための、行政機関を始め、専門的な知識を必要とするサービス産業や、高い機能を有する医療・福祉、金融などの都市機能
- ・ 都市での生活を豊かにするため、日常生活に密着した都市機能に加え、高度な商業機能を集積
- ・ 本市の経済に大きな比率を占める第三次産業を活性化させ、市民の労働の場を提供するための、商業・業務機能
- ・ 市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れ娯楽や憩いを得るための、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能

(4) 宇都宮市都心部地区市街地総合再生計画(平成24年3月策定)

本市の都心部は、JRコア、センターコアの2つの都心核と東西/南北の2つの都心軸の二核二軸からなる都市構造によって形成されています。これらの都心核、都心軸とあわせて、宇都宮の魅力となっている賑わいのネットワークや水のネットワークを重要な都市構造として捉えた上で、都市構造を更に強化し、初めての来街者であっても回遊しやすいまちを創出していくことが、中心市街地の活性化の視点として非常に重要であります。そのため、宇都宮都心部ランドデザインの都市構造を基本とし、より具体的な将来像の実現に向けて、本計画における都市構造と導入機能の考え方を次の通りとします。

都心核

- ・ センターコア

歴史的な積み重ねにより、本市の固有性を最も蓄積してきている場所であり、今後も市民の心象風景としての心の拠り所にふさわしいまちを再興・継承していくため、市民、県民、来街者が「愉しみ」、「働き」、「商い」、「住まう(留まる)」ことができる「交流機能」、「業務機能」、「商業機能」、「住居機能」などの強化を図ります。

・JRコア

鉄道やバスなどの交通結節点である特徴を活かし、本市の玄関口にふさわしい顔づくりや、駅前の利便性を活かした「広域的・日常的な商業・サービス機能」、「住居機能」、交流の起点としての「情報・観光・宿泊機能」の強化と、地域経済活性化に資する「業務機能」の育成を図ります。

軸

・東西都心軸

センターコアとJRコアの2つの拠点をつなぐブルーバール（街路樹等を備えた都市のメインストリート）にふさわしい沿道景観や都市の交通の軸としての機能を備えた通りや沿道の整備・誘導を図ります。

・南北都心軸

県庁と市役所をつなぐシンボルロードは、沿道に分布する既存の公共施設やまちかど広場、大いちょう、街路樹等を活用しながら、公共公益機能や関連する業務機能等の集積・誘導によって、その名にふさわしいシンボル性の高い都心軸の形成を図ります。

二荒山神社と宇都宮城址公園をつなぐ歴史軸は、歴史ストックを活かした街並みの誘導や通りの整備だけでなく、市民の活動や交流を育む機能の導入等により、宇都宮の歴史や文化の雰囲気滲み出す都心軸としての形成を図ります。

ネットワーク

・賑わいのネットワーク

オリオン通り、日野町通り、ユニオン通りによる賑わいのネットワークでは、それぞれの通りの特徴を活かした商業・サービス機能の集積・誘導により沿道の賑わいの向上を図ります。

・水のネットワーク

センターコアを縦断する釜川は、各軸との結節点の機能強化や川沿いのプロムナードの活用、川に顔を向けた施設づくりの誘導などにより、まちなかを愉しく回遊するための資源として活用を図ります。

JRコア西側を縦断する田川においては、河川プロムナードの活用とともに、川辺の魅力を活かした風景づくりを推進します。

(5) 宇都宮都市交通戦略（平成21年9月策定）

本戦略は「ネットワーク型コンパクトシティの実現を支える交通ネットワーク」の形成を目指し、関係者と連携して進める計画です。

都心部における「整備する公共交通とその他の交通」は次の通りです。

公共交通

- ・東西軸を支える基幹公共交通の導入を図ります。
- ・幹線・支線公共交通は、基幹公共交通と連携したネットワークを形成します。
- ・循環バスは、都心部を円滑に移動するサービスを提供します。

その他の交通

・安全で快適な歩行空間やスポット駐輪場などを整備し、徒歩と公共交通による回遊性を高めます。

[3] その他の事項

(1) 環境・エネルギー等への配慮

持続可能な都市の実現に向け、地球温暖化に対応した環境負荷の低減はもとより、東日本大震災を契機とした防災や効率的なエネルギー利用に関する意識の高まりから、日常生活や社会活動におけるエネルギー利用の更なる効率化・最適化を図ることが求められているため、各家庭や事業所におけるスマートなエネルギーマネジメントを促進し、「スマートエネルギーcityの構築」を目指します。

また、環境負荷の低減を図るため、車利用からの転換を促進する公共交通ネットワークの実現に向けて、「公共交通促進事業」や「LRTの導入」を進めていきます。

12. 計画の推進に向けて

[1] 計画の推進体制

第2期計画の将来像を実現するためには、計画に掲げる取組を着実に実施するとともに、計画の進捗状況の把握や、施策の取組の検証・評価を行いながら、庁内と庁外の推進組織を効果的に活用し、実行性の高い計画となるよう努めます。

(1) 庁内推進体制

庁内関係課で構成する「中心市街地活性化推進委員会」において、第2期計画の事業の円滑かつ着実な推進を図りながら、中心市街地の活性化に向けて計画期間内に事業化を目指すものについては、関係課と検討を行い庁内横断的な活性化事業に取り組みます。

(2) 庁外推進体制

宇都宮市中心市街地活性化協議会

商業事業者や宇都宮商工会議所、まちづくり推進機構、行政等で構成する「中心市街地活性化協議会」において、毎年、事業の進捗状況を報告し、施策や取組の検証・評価を行うことはもとより、中心市街地の課題解決に向けた活性化事業の提案や事業化に向けた検討、調査研究を行います。なお、事業化に向けた検討等に当たっては、幹事会や専門部会を活用し、検討・研究内容の充実化を図ることで、事業の具現化を目指していきます。

特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構

企業・団体、個人で構成される「まちづくり推進機構」では、魅力ある中心市街地の活性化を図ることにより、本市の発展に寄与することを目的とし、公共と民間の調整、公共と民間のはざま事業の推進、地域振興に寄与する民間事業への支援を行います。

[2] 計画の進行管理

第2期計画の施策の進捗状況については、目標指標や参考指標による達成状況の確認や各種統計データ等による現状把握を行うとともに「中心市街地活性化推進委員会」及び「中心市街地活性化協議会」において評価をします。また、定期的なフォローアップや中間評価、今後の社会潮流や国の中心市街地活性化政策の動向、上位・関連計画の見直しなどにあわせて、必要に応じて第2期計画の見直しを行い、PDCAサイクルのより一層の強化を図りながら進行管理を行います。

